

# 産業建設常任委員会

日 時 令和元年9月25日(水)

午前10時から

場 所 委員会室

## 議 題

### 1 付託案件(4件)

- (1) 議案第64号 令和元年度射水市下水道事業会計補正予算(第1号)
- (2) 議案第74号 射水市企業立地推進条例の一部改正について
- (3) 議案第75号 射水市水道事業給水条例並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第76号 射水市下水道条例の一部改正について

### 2 報告事項(6件)

- (1) 射水市プレミアム付商品券事業について  
.....産業経済部 商工企業立地課 資料1
- (2) もみ殻シリカ灰を活用したプラスチック代替素材の実証実験について  
.....産業経済部 農林水産課 資料1
- (3) 射水市都市計画マスタープラン全体構想(素案)に関する  
パブリック・コメントの実施結果について  
.....都市整備部 都市計画課 資料1
- (4) 歌の森運動公園飲食施設出店者の公募結果について  
.....都市整備部 都市計画課 資料2
- (5) 平成30年度射水市水道事業の決算見込みについて  
.....上下水道部 上下水道業務課 資料1
- (6) 平成30年度射水市下水道事業の決算見込みについて  
.....上下水道部 上下水道業務課 資料2

### 3 その他

## 射水市プレミアム付商品券事業について

### 1 事業目的・商品券概要

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯への消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行うもの。

商品券は、1冊5,000円分（1,000円券×5枚）を4,000円で購入可能とする。（購入限度数は1人当たり5冊まで。子育て世帯の場合対象の子の数×5冊まで）

### 2 事業の実施体制

射水市プレミアム付商品券事業実行委員会を設置。一部業務（事業者募集、商品券作成・販売、換金業務）は、民間委託（受託者：JTB富山支店）により実施している。

### 3 購入対象者の状況

購入対象者	購入引換券 交付申請書送付※1	購入引換券交付済
2019年度住民税非課税者 (課税基準日：2019.1.1)	9,935世帯 14,072人 (R1.7.9時点)	2,353世帯 3,422人 (R1.8.19時点)
子育て世帯の世帯主 (平成28年4月2日から令和元年 9月30日に生まれた子がいる世帯)	—	1,972世帯 2,210人 (R1.8.19時点)

※1 死亡、転入、住民税の修正申告等により、R1.7.9以降も変動あり

### 4 事業進捗状況

- ・ 6月25日～ 取扱店舗募集
- ・ 7月22日～ 購入引換券交付申請受付・審査（低所得者）
- ・ 9月中旬～ 購入引換券送付（低所得者、子育て世帯）
- ・ 9月24日 商品券販売期間
- ～2月21日
- ・ 10月1日 商品券使用期間
- ～2月29日

### 5 商品券販売方法

市内郵便局20か所

### 6 商品券取扱店舗

市内店舗 230件（8月28日時点）



## もみ殻シリカ灰を活用したプラスチック代替素材の実証実験について

### 1 事業説明

環境省では、従来の化石資源由来のプラスチック素材から、バイオマス素材や紙などへの転換を推進している。

今回、もみ殻循環プロジェクトチームが、環境省から「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」の委託を受け、再生可能資源への転換・社会実装化に向けて必要な技術実証を行うものである。

当市は、バイオマス産業都市認定を受け、バイオマス利活用を積極的に事業化へと繋げてきていることから共同実施者として参画している。

### 2 事業概要

#### プラスチック代替「バイオマス高機能次世代発泡硬化体材料」の開発

化石資源を多く含む建材用発泡ウレタンフォームの代替資材として、もみ殻循環施設から排出されるもみ殻シリカ灰を素材とした、発泡ジオポリマー硬化体を試作製造する。



また、代替素材普及に対する技術課題の解決やコスト目標についての検証を行う。

### 3 期間 令和元年7月1日から令和2年2月28日

### 4 受託者 もみ殻循環プロジェクトチーム 代表 北陸テクノ(株)

共同実施：倉敷紡績(株) 早稲田大学 京都工芸繊維大学  
いみず野農協 射水市

#### 参考図

発泡ジオポリマー硬化体 もみ殻シリカ灰を素材に活用	発泡ウレタンフォーム 化石資源からの素材を多く含む
	 <p>(住宅施工例)</p>

射水市都市計画マスタープラン全体構想(素案)に関する  
 パブリック・コメントの実施結果

1 実施期間

令和元年7月24日(水)から令和元年8月14日(金)まで

2 閲覧を行った書類

射水市都市計画マスタープラン全体構想(素案)

3 書類の閲覧場所等

- (1) 射水市ホームページ
- (2) 窓口等での閲覧(6か所)
  - ・各地区センター(新湊・小杉・大門・下)
  - ・市都市計画課(大島分庁舎)
  - ・中央図書館

4 寄せられた意見等

- (1) 意見等の提出者数 2人
- (2) 意見等の件数 7件

5 意見等の提出方法

- (1) ファックス 6件
- (2) 電子メール 1件

6 意見等の概要、意見等に対する考え方

No.	対象箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正の有無
1	P4 第2章 1.射水市の概況の 1-1 位置・面積の 文中の内容	北は富山湾、東西は富山市・高岡市、と同様に南は砺波市と隣接していることを追記する。	ここでの記述は、市の位置が県の中央部に近く、県下1、2番の人口を持つ富山市と高岡市の中間に位置する地理的条件を強調しています。 また、位置については、同ページの[射水市の位置]の図中において砺波市との隣接状況を示しています。	無

2	P10 第2章 2.上位・関連計画 の2-11 射水市農 業振興地域整備計 画	見直し予定年月を 明記する必要がある。	令和3年度に見直し予定として、追 記します。	有
3	P26 第2章 3.射水市のまちづ くりの現状と今後 の情勢の3-2 都市 構造評価レーダー チャート	「都市構造の評価に 関するハンドブック (国土交通省)」を指 針として、計画の推進 体制を、市民に理解し やすいように記載す る必要がある。	都市構造評価については、「都市構造 の評価に関するハンドブック(国土交 通省)」に基づき作成しており、計画の 推進体制については、本計画に整合・ 連携して作成される個別事業計画等 において、必要に応じて検討されます。	無
4	P35 第3章 2.基本理念の文中 の内容	第二次総合計画の 3つの基本理念を明 確に箇条書きすれば どうか。	本計画の基本理念は、第2次射水市 総合計画の「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」としてお ります。現状の表現では誤解を招きや すいと考えられるため、適切な表現へ と見直します。	有
5	P37 第3章 4.今後の都市の あり方の考え方 広域的な連携・補 完による都市機能 の充実の関連図	射水市を中心に大 きく配し、近隣市の関 連を図示し、エネルギ ー、防災、医療、情報 通信、下水道等の項目 も追加し、総合的な連 関図としてはどうか。	この連関図は、富山高岡広域都市計 画区域やとやま呉西圏域に含まれる自 治体同士の連携・補完の方針イメージ を概念的に伝えることを意図した図で す。 個別の都市機能や公共施設の連携・ 補完の内容については、それぞれの個 別事業計画等にて示していくこととな ります。	無
6	P47 第5章 2.交通の基本方針	富山新港を拠点と した民間フェリーター ミナル会社の日本 海側既存航路の寄港 地として誘致の提案 をする。	提案のあった内容について、富山湾 は西側に能登半島を有し、湾が内海と なっている特徴から課題が多いと認識 しており、今後も必要性、実現性など 関係部署にて調査、研究します。	無
7	P64～P70 第6章 1.エリア・軸・拠 点の設定以降	エリア、軸、拠点の あり方を市民と議論 しながら市に見合っ たまちづくりを推進 することを期待する。	本市の将来都市構造の根幹をなすも のとしてエリア、軸、拠点を設定して おり、都市計画マスタープラン検討委 員会、地域での意見交換会、パブリッ クコメントで提示、協議し、策定を進 めています。	無

# 射水市都市計画マスタープラン 全体構想（案）

令和元年 9 月

# 目次

## 第1章 射水市都市計画マスタープランの概要について

1. 改定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の役割	2
4. 計画期間	2
5. 計画の対象区域	2
6. 都市計画マスタープランの策定内容について	3

## 第2章 射水市の現状とまちづくりの課題

1. 射水市の概況	4
2. 上位・関連計画	7
3. 射水市のまちづくりの現状と今後の情勢	12

## 第3章 まちづくりの目標

1. 全体構想の構成	34
2. 基本理念	35
3. 将来目標人口	35
4. 今後の都市のあり方について	36

## 第4章 まちづくりの方針

1. これまでの方針	38
2. 全体方針	39
3. 個別方針	39

## 第5章 都市整備の方針

1. 土地利用の基本方針	42
2. 交通の基本方針	47
3. 生活環境の基本方針	52
4. 都市空間の基本方針	57
5. 防災の基本方針	60

## 第6章 将来都市構造

1. エリア・軸・拠点の設定	64
2. エリア（土地利用の基本となる考え方）	64
3. 軸（都市間及び都市内の拠点・地域の連携の考え方）	66
4. 拠点（都市機能配置の考え方）	67
5. 将来都市構造図	70

# 第1章 射水市都市計画マスタープランの概要について

## 1. 改定の背景と目的

### 【背景】

「射水市都市計画マスタープラン」は、2009年(H21)に策定され、その後約10年が経過しました。この間、人口減少と少子高齢化の進展、グローバル化による産業構造の変化、高度情報化社会の進展、社会資本の老朽化など、市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

射水市内においては、大規模商業施設の立地や企業団地への企業進出、庁舎跡地の利活用の促進、区域区分の見直しなど、土地利用の大きな変更が進んでいます。

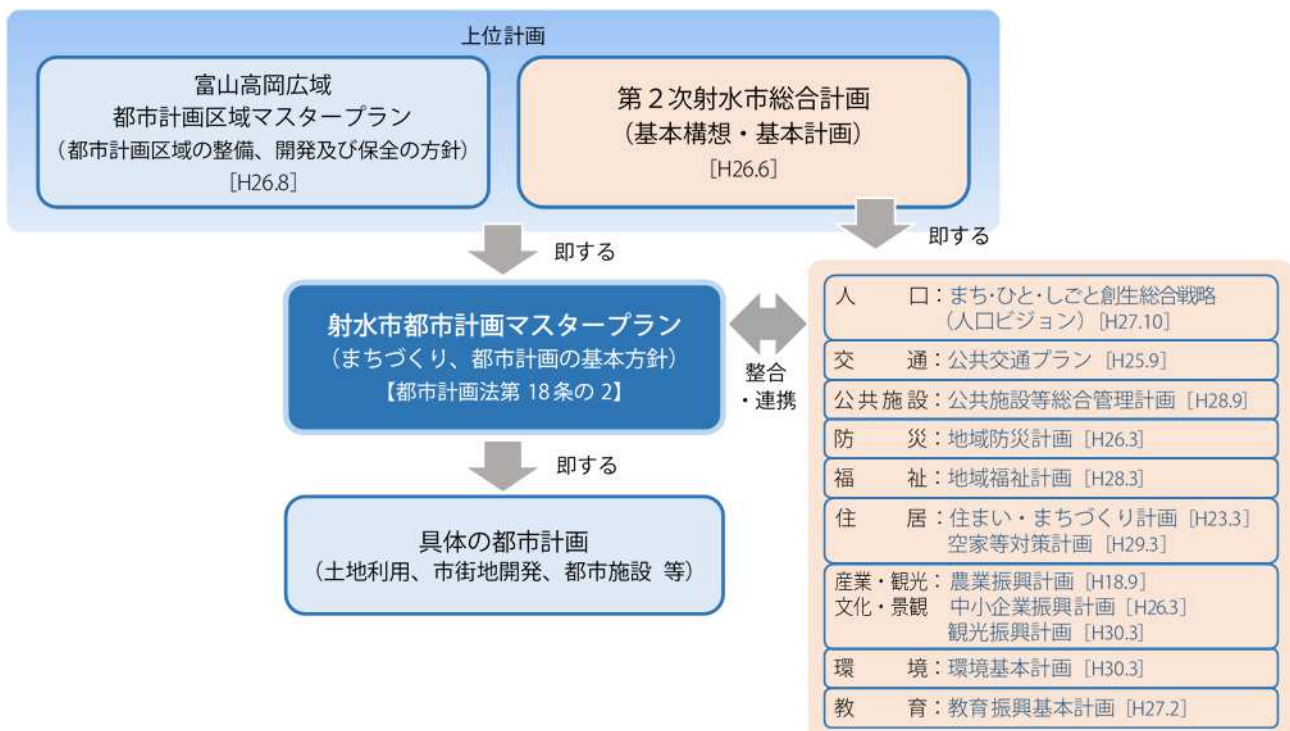
### 【目的】

大きな社会情勢の変化及び土地利用状況等の変更に対応し、地域の特性を活かしながら魅力を高め、持続性の高い都市経営を目指し、中長期的な観点から本市の将来像を展望し、その実現に向けたまちづくりの方向性を明らかにするため、都市計画マスタープランを見直すものです。

## 2. 計画の位置づけ

「射水市都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、上位計画の「射水市総合計画」や「富山高岡広域都市計画区域マスタープラン」に即して定めるものです。また、交通、産業、防災、環境のほか、医療福祉や子育て等の関連する分野の計画との整合・連携を図りながら定めるものです。

### 【都市計画マスタープランの位置づけ】





### 3. 計画の役割

---

本市が定める用途地域等の都市計画、土地利用・開発行為などに係る規制や誘導、道路や公園等の都市施設の配置や更新、地域の具体的なまちづくり事業などは、「射水市都市計画マスタープラン」に即して、検討や事業の推進が図られることとなり、主に次のような役割を持っています。

#### ① まちづくりの基本的な方向性を明らかにするための指針

本市のまちづくりの目標やそのためのあるべき都市像と、その実現に向けた大筋の方針を明らかにし、中長期的な観点に立ったまちづくりを推進していくための指針となります。

#### ② 具体の都市計画や事業を進める際の指針

土地利用の誘導、市街地や都市施設の整備に関する基本方針を定めることで、大規模な開発行為や土地利用の転換、道路交通網の整備などの具体の都市計画を推進する際の指針となります。

#### ③ 施策の一体性を確保するための指針

適正な都市機能や都市空間のあり方を検討するにあたり、防災や環境をはじめ、産業、福祉、医療、教育などを含めた関連分野のまちづくり施策と都市計画との整合・一体性を確保するための指針となります。

#### ④ 市民等のまちづくりへの参画を促すための指針

本市のまちづくりの方向性や事業の方針を市民等へ分かりやすく示すことで、様々なまちづくりの課題の共有と施策への理解を促し、市民等のまちづくりへの参画を促進するための指針となります。

### 4. 計画期間

---

中長期的な観点に立ち、まちの姿を見据えるため、令和2年度(2020年度)から令和21年度(2039年度)までを目標期間とします。

### 5. 計画の対象区域

---

本市全域でのまちづくりの方向性を定めるため、行政区域全域を対象区域とします。

## 6. 都市計画マスタープランの策定内容について

「全体構想」においては、市域全体的な課題に対して分野毎の方針を示します。「地域別構想」においては、地域の成り立ちや地形等の自然的条件、土地利用や都市施設の配置、地域コミュニティの状況等を考慮した地域区分を設定し、「全体構想」との整合に留意しながら、地域におけるまちづくりの方針を示します。

### 全体構想

#### 第1章 射水市都市計画マスタープランの概要について

- ・マスタープラン改定の背景と目的、計画の位置づけ、計画の役割、計画期間、対象区域等について整理する。

#### 第2章 射水市の現状とまちづくりの課題

- ・歴史、自然、地勢、人口、都市計画等の概況の整理、また市民アンケートや関連計画、データ及び資料等の調査に基づき市のまちづくりの課題を整理する。

#### 第3章 まちづくりの目標

- ・まちづくりの基本理念、今後の都市のあり方についての方向性を示す。

#### 第4章 まちづくりの方針

- ・これまでの方針を踏まえ、全体方針と個別方針を示す。

#### 第5章 都市整備の方針

- ・都市基盤等の整備について、土地利用、交通、生活環境、都市空間及び防災の各分野の観点からそれぞれの整備方針を示す。

#### 第6章 将来都市構造

- ・将来都市構造を考える上での基本的な土地利用エリア、主要な連携軸と都市機能拠点を設定する。

### 地域別構想

#### 第7章 地域特性を踏まえたまちづくりの方向性

- ・市域全体から見た地域の特性に鑑み、市域を複数のエリアに区分し、それぞれの特性に応じた一体的なまちづくりの方向性を示す。

#### 第8章 地域別構想

- ・自然的条件、土地利用やコミュニティの状況等を考慮した地域区分を設定し、地域毎にまちづくりの方向性を示す。

## 第2章 射水市の現状とまちづくりの課題

### 1. 射水市の概況

#### 1-1 位置・面積

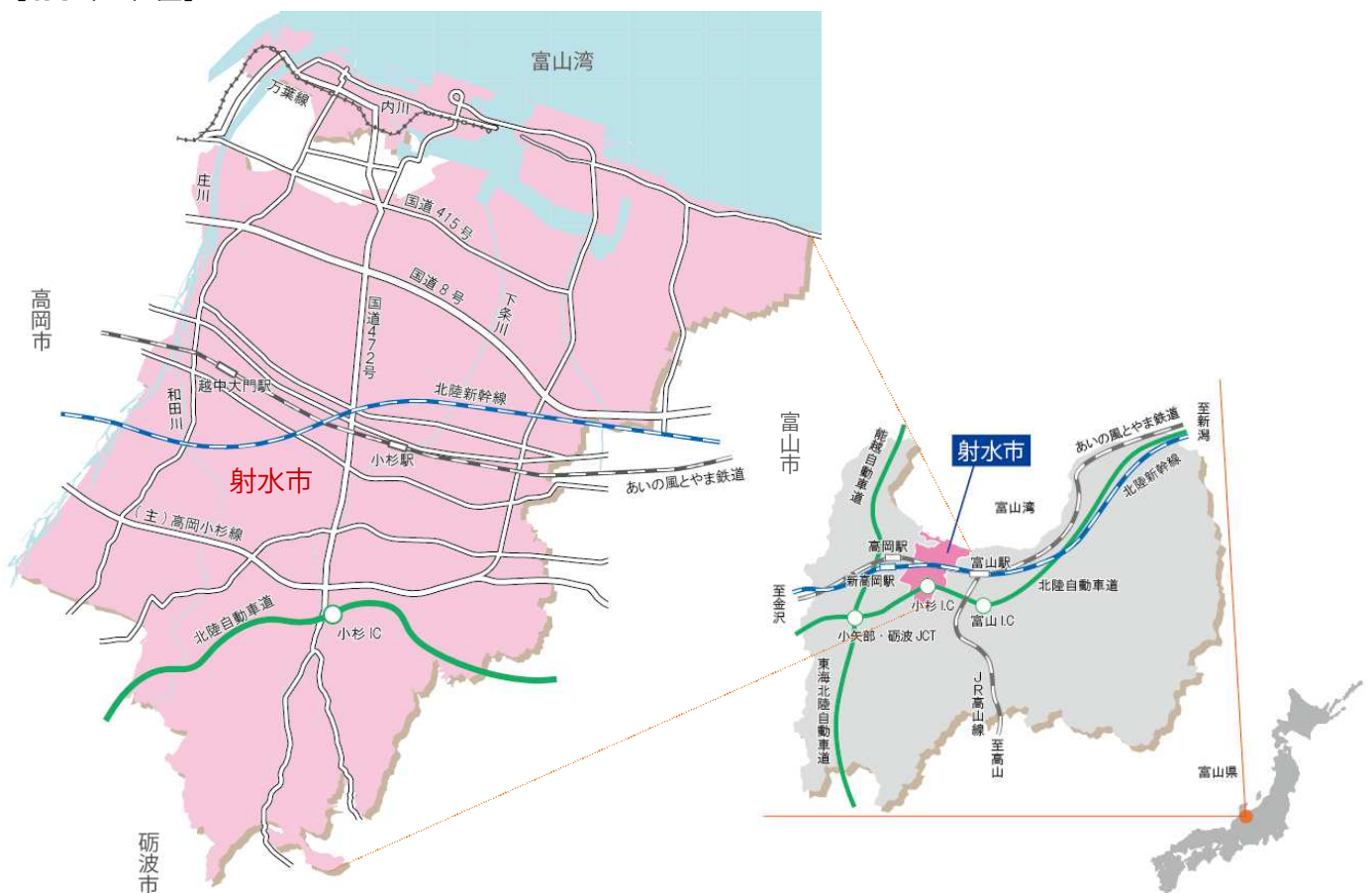
本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。市域は、東西 10.9 キロメートル、南北 16.6 キロメートルで、総面積は 109.43 平方キロメートルとなっており、県土面積の約 2.6 パーセントを占めています。

#### 1-2 地勢

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されています。標高は海拔 0 メートルから 140.2 メートルであり、四季折々において彩り豊かな自然がみられます。

また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）、その後背地に県内最大級の企業団地、さらに内陸部には北陸自動車道小杉インターチェンジを擁し、環日本海交流の拠点として、いわば 360 度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。

[射水市の位置]



### 1-3 沿革

丘陵部は、縄文期以降の集落跡や古墳群等の遺跡が多数発掘されており、古くより多くの人々の生活を支えていたことが分かります。

平野部は、縄文時代前期において、現在の市域中央部ほどまで入江が侵入していたことが推測されます。河川の土砂たい積作用により放生津潟と広大な湿地帯が形成され、次第に平野全体が湿田化されました。

平安時代の1066年には、下地区の加茂神社が、京都の下鴨神社からの勧請により成立したとされ、射水地方の加茂神を祭る社の総社とされました。鎌倉時代には、放生津に守護所が置かれ、以後数百年間、放生津は越中の政治、経済、文化の中心となり、室町時代の1493年には、将軍足利義材が京都での騒乱を避け、5年間にわたり放生津の地に滞在し「越中御所」と呼ばれました。

江戸時代初期の1660年以後には北陸街道は、高岡、大門、小杉、下村というルートとなり、大門、小杉は交通の要衝であり、宿場町として栄えました。また、江戸時代から明治時代にかけて、大阪から下関を経て北海道に至る西廻り航路に従事した「北前船」による海運業は目覚ましい発展を遂げ、市内においては放生津・六渡寺がその拠点となり、大いに繁栄しました。その後、1899年(M32)に北陸線が高岡・富山間に開通し、小杉駅が開設され、1923年(T12)には越中大門駅が開設されました。

放生津潟には多くの河川が流れ込み、排水不良の水郷地帯であったことから、農耕はしばしば起こる増水で冠水に悩まされていましたが、1963年(S38)からの国営射水平野農業水利事業により、平野部は肥沃な乾田農地に生まれ変わりました。また、1964年(S39)には、「富山・高岡新産業都市」の指定を契機に放生津潟を掘り込み、富山新港の建設が進められ、その周辺は臨海工業地帯として整備されました。

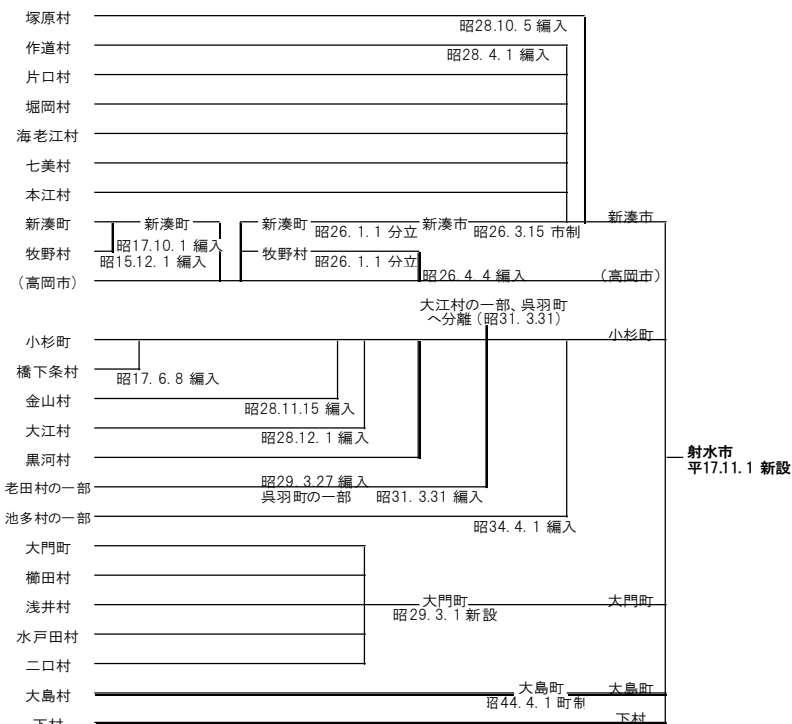
丘陵部では、1964年(S39)から太閤山に日本海側最大級のニュータウンの建設が始まり、県民公園太閤山ランドが造成され、大学や研究機関の集積も進みました。1973年(S48)には北陸自動車道の小杉―砺波間、1975年(S50)には、富山―小杉間が開通しました。

2005年(H17)には新湊市、小杉町、大門町、大島町及び下村の5市町村が合併し、射水市が誕生し、現在の市域が形成されました。

[旧5市町村の位置]



[旧5市町村から射水市への沿革]



### 1-4 現行都市計画の内容

行政区域（10,943ha）のうち南部丘陵地の一部を除く約9割が都市計画区域（9,958ha）であり、市街化区域2,708.9ha（27.2%）、市街化調整区域7,249.1ha（72.8%）が指定されています。

市街化区域内の用途地域については、住居系1,292.8ha（47.7%）、商業系143.9ha（5.3%）工業系1,272.2ha（47.0%）が指定されています。

(単位: ha)

区分	行政区域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
新湊地区	3,243.0	3,243.0	1,501.1 (46.3%)	1,741.9 (53.7%)
小杉地区	4,147.0	3,162.0	762.0 (24.1%)	2,400.0 (75.9%)
大門地区	2,177.0	2,177.0	193.2 (8.9%)	1,983.8 (91.1%)
大島地区	796.0	796.0	252.6 (31.7%)	543.4 (68.3%)
下地区	580.0	580.0	0.0 (0.0%)	580.0 (100.0%)
射水市合計	10,943.0	9,958.0	2,708.9 (27.2%)	7,249.1 (72.8%)

資料：庁内資料 H28.9.30 現在 比率は各地区の都市計画区域に対する比率

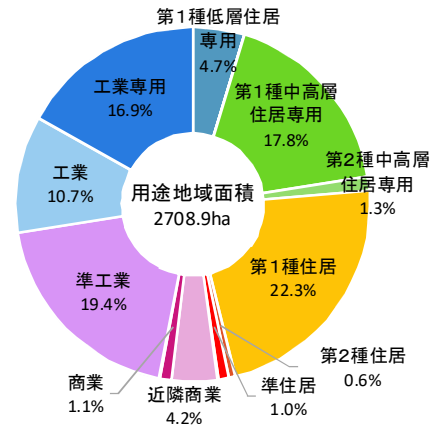
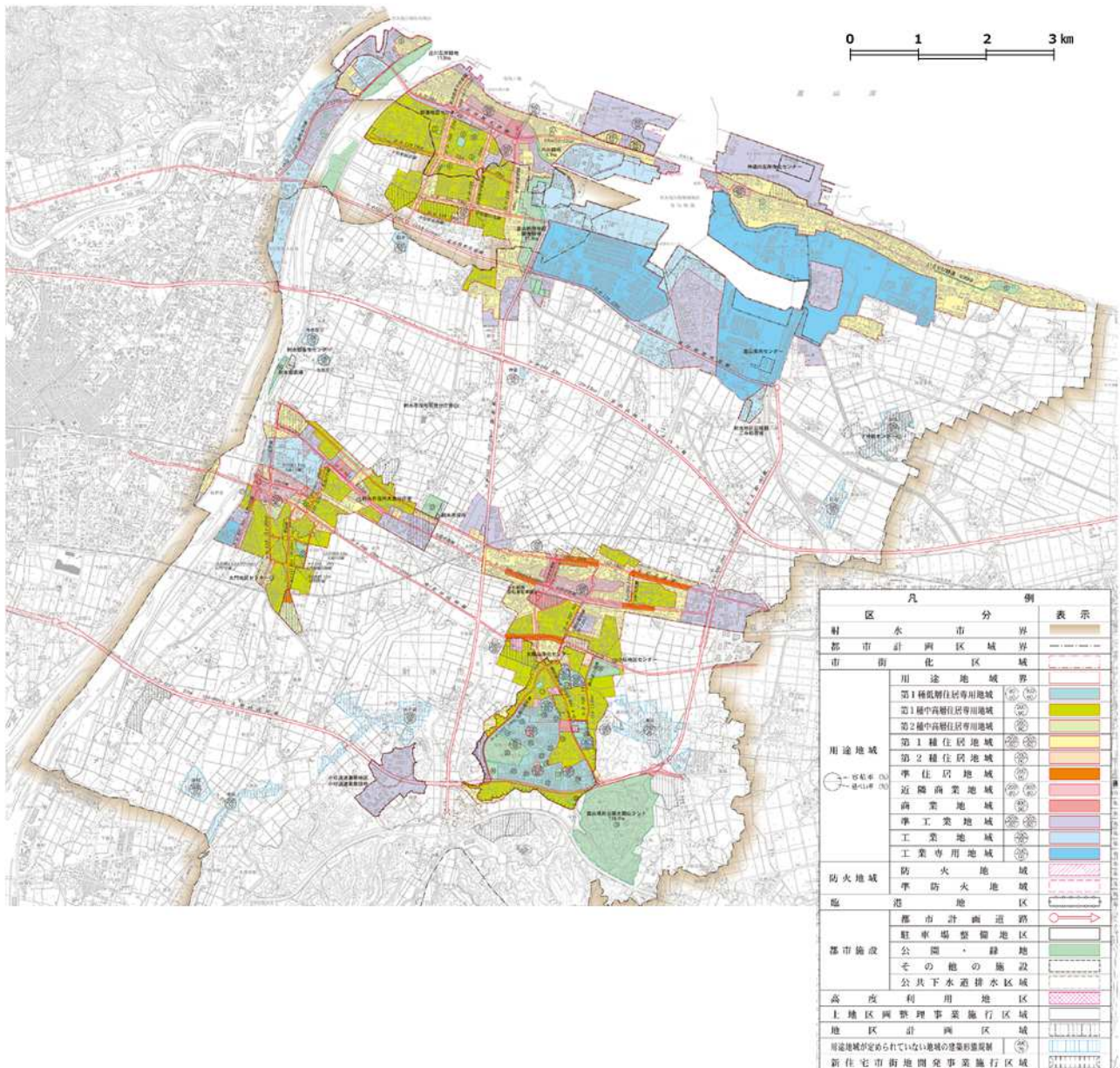


図 都市計画の指定状況



## 2. 上位・関連計画

上位・関連計画での主に都市の機能や空間の整備に係る内容について概略を整理します。庁内関係部署が連携し、連絡・調整を図りながら、横断的にまちづくりの取組を進めています。

### 【上位計画】

#### 2-1 第2次射水市総合計画（H26.6）

本計画は、射水市の最上位に位置づけられる計画であり、本市におけるまちづくり全般に関する基本的な方向性や施策の体系について示したものです。計画期間を2014年（H26）～2023年（H35）（10年間）とし、「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」を将来像として掲げ、「1 豊かな心を育み誰もが輝くまち」、「2 健康でみんなが支え合うまち」、「3 個性に満ちた活気あふれるまち」、「4 潤いのある安心して暮らせるまち」、「5 みんなで創る開かれたまち」の5つの基本方針に基づき、各分野における施策の方向性を体系的に示しています。

土地利用の基本的な考え方としては、自然環境や生産農地の保全への配慮とともに、人口の見通しや産業の発展動向等を勘案しながら、地域の個性・特性を活かした機能的で調和のとれた土地利用を推進としています。

#### 【土地利用の方向性】（都市地域に係る主な内容）

- ・既成市街地及び周辺の幹線道路沿道等への都市地域の形成を促進する。
- ・人口と都市機能の充足度や持続性等に留意の上、住宅需要に対応する秩序ある市街地の形成を図る。
- ・新たな企業団地の造成や射水ベイエリアへの観光集客施設の整備を推進する。
- ・幹線道路沿道への物流、沿道サービス、業務・商業等の都市機能の集積を促進する。
- ・未利用市有地（庁舎跡地等）の有効活用を進める。



都市計画や基盤整備等の施策については、主に「4 潤いのある安心して暮らせるまち」の中で、[特性を活かした土地利用]、[公共交通網・道路網の整備]、[居住環境の充実]、[上・下水道の整備]、[防災・減災対策]、[環境保全の推進、循環型社会の構築]等を位置づけています。また、施策の体系を超えて横断的・戦略的に展開する重点プロジェクトとして以下の取組を位置づけています。

#### 【5つの重点プロジェクトと都市空間に関する取組】

- ① 少子高齢化・人口増加に関する政策：既成市街地への居住の促進と空き家対策、土地区画整理等の促進
- ② 安全・安心に関する政策：機能的で安全・安心な道づくり、上水道施設の耐震化の整備推進、雨水対策の推進、防災基盤の整備
- ③ 地域活性化に関する政策：企業誘致の推進、みなとまちづくり方策の推進、港湾機能の充実、観光資源の活用・充実、快適な公共交通環境の整備
- ④ 環境に関する政策：海岸の整備・活用、自然保護対策の推進、緑豊かな環境と公園整備の推進
- ⑤ 人づくりに関する政策：市民との協働のまちづくりの促進、学生の地域活動への参画

## 2-2 富山高岡広域都市計画区域マスタープラン（H26.8）

本プランは、広域都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的観点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての都市計画の基本的な方向性を示す計画です。広域都市圏における将来都市像として『活力と魅力あふれる 環日本海・アジア地域の交流拠点都市』を掲げ、射水地域の市街地像については、以下のような方向性が示されています。

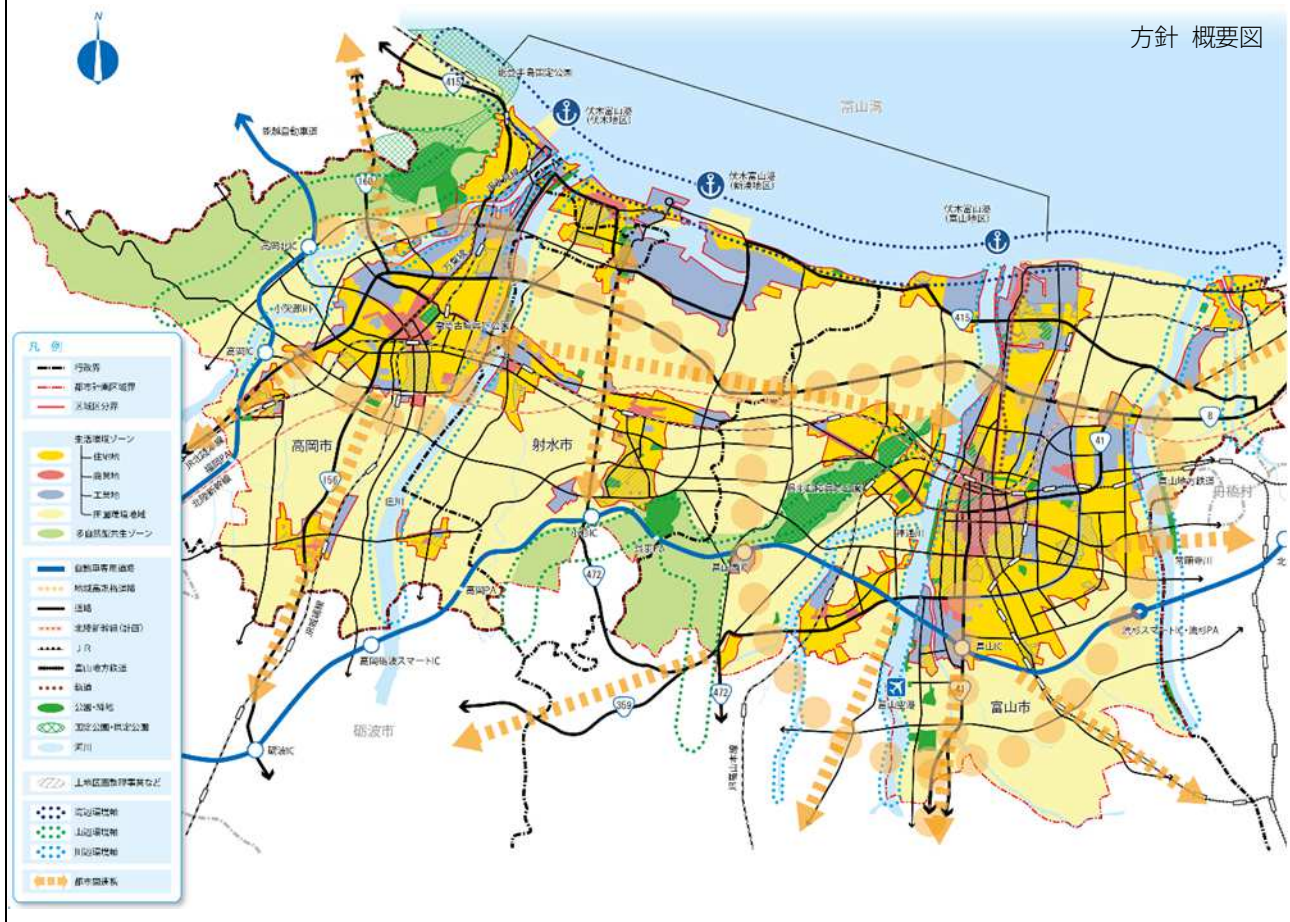
### 【射水地域の市街地像】

- ・優れた水辺空間の活用、密集市街地の改善、良好な居住環境の形成、賑わいの創出など、それぞれの地区の特性に応じた都市環境整備に取り組む。
- ・農村部や丘陵部においては、無秩序な開発を抑制し、優良農地や自然環境を保全するなど、周辺環境との調和を図った計画的な都市づくりを推進する。
- ・各市街地相互の連携を強化し、均衡のとれた都市づくりを推進する。

本市に係る主要な都市施設等の整備に関しては、以下が位置づけられています。

### 【主要な施設の整備目標】（概ね2021年度（H33）までに整備を予定するもの）

- ・道路： 3・3・102 富山高岡8号バイパス線、3・3・108 新湊漁港中曽根線、  
3・3・115 駅前線（駅前広場を含む）、3・4・103 東老田高岡線、  
3・4・119 中新湊姫野線、3・4・120 七美太閤山線、3・4・122 北島牧野作道線  
3・5・113 二口北野線
- ・公共下水道： 射水公共下水道
- ・市街地整備（土地区画整理事業）： 放生津町、赤田



## 【関連計画】

### 2-3 射水市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27.10）\*R1年度 見直し予定

人口ビジョンは、中長期的な観点から今後の人口減少を克服していく方向性と目標を示し、総合戦略は、人口ビジョンの将来展望を踏まえて、講ずべき施策とその達成目標を示した計画です。

人口ビジョンでは、人口減少対策の積極的な展開により、長期的に出生率の向上と転入・転出の均衡化が図られることで、2060年には72,000人を確保する目標となっています。

総合戦略では、「①結婚 出産・子育て 子どもの学びの環境づくり」、「②地域のしごとづくり」、「③市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり」、「④安全で安心して暮らせる時代に合ったまちづくり」の4つの基本目標を設定し、地域の活性化や都市空間の整備等に係る主な取組として、[企業等誘致の推進]、[移住交流の推進]、[空き家の有効活用]、[コミュニティバス等運行の利便性向上]、[ストックマネジメントの強化]等を位置づけています。

### 2-4 射水市公共交通プラン（H25.9）\*射水市地域公共交通網形成計画 R1年度 策定予定

本プランは、本市の公共交通を利便性の高い持続可能な移動手段として将来にわたって維持していくため、公共交通施策の推進方向を示すことを目的とした計画です。

「①だれでも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築」、「②快適な交通環境の整備」、「③広域交流を活発化する公共交通機関の充実」の3つの方針に基づき、[通勤・通学の利便性向上]、[高齢者等の移動手段の確保]、[交通結節点における乗り継ぎの利便性向上]等の取組を位置づけています。

現在策定中の「射水市地域公共交通網形成計画」においては、住民、交通事業者、行政が参画する射水市地域公共交通活性化協議会の策定体制のもと、利用実績データやアンケート調査等から、地域及び公共交通の特性・課題の把握分析を進めています。

### 2-5 射水市地域福祉計画 改定版（H28.3）\*R1～2年度 見直し予定

本計画は、互いに助け合い 支え合う地域福祉の推進を目的として、行政、市民、関係機関及び事業者等が相互に連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者の自立と尊厳の確保、自然災害への福祉対策などの福祉課題や生活課題の解決に向けて、取り組むべき事業を位置づけています。

主に地域の活性化や都市空間の整備等に係る主な取組として、[バリアフリー化の推進]、[コミュニティバスの利便性向上]、[福祉活動拠点の充実]等を位置づけています。

### 2-6 射水市バリアフリーマスタープラン \*R1年度 策定予定

本プランは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共生社会の実現のため、バリアフリーのまちづくりの方針を明確にする計画です。

今後、更に加速する人口減少や少子高齢化に対応するために、現状及び課題を整理し直し、将来展望を明らかにした上で、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組み等を推進し、道路や歩道の拡張や段差等の解消、案内標識の多言語表示等、だれもが安全で快適に生活・移動できる持続可能な都市空間を構築するため、検討を進めます。



## 2-7 射水市公共施設等総合管理計画（H28.9）

本計画は、健全で持続性の高い財政運営に資することを目的として、老朽化が進む公共施設等の維持管理・運営の効率化や計画的な修繕・更新の推進、ならびに合併により機能的に重複する公共施設の統廃合の推進等に係る方針・取組を定めた計画です。

「①人口減少等を見据えた公共施設の総量の削減（適正規模）」、「②真に必要な施設の長寿命化」、「③ソフト充実への転換」を方針とし、施設の統廃合や複合化等により、将来的には現在保有する公共施設延床面積の2割を削減する目標を設定しています。

## 2-8 射水市地域防災計画（H26.3）

本計画は、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、市域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、市、防災関係機関、事業者、住民それぞれの役割と、地震・津波災害、風水害、雪害・事故災害、原子力災害の各災害に対する予防、応急、復旧・復興の各段階における施策について定めた計画です。

重点施策として、「①震災予防対策の推進」、「②地震・津波に強いまちづくり」、「③震災応急対策の充実」、「④要配慮者等対策の充実」、「⑤震災復旧・復興対策の充実」が位置づけられています。

## 2-9 射水市住まい・まちづくり計画（H23.3）\*R2年度 見直し予定

本計画は、だれもが安心して住み続けられる住環境の創造への寄与を目的とした計画です。

「①住みやすさの向上」、「②居住の安定の確保」、「③住み続けたい魅力づくり」、「④官民協働の住まいづくり」の4つの基本目標のもと、具体的な施策の展開として、[既存住宅ストックの活用・改善]、[災害に強い住まい・まちづくりの推進]、[高齢者や子育て世帯等が生活しやすい住環境の整備]、[地域特性を活かした住まい・住環境の整備]、[住まい情報の提供機能の充実]等を位置づけています。

市営住宅については、計画最終年度の平成32年度の目標戸数は現状維持とするが、県営住宅の廃止状況や社会情勢の変化等を踏まえて見直しを検討するとしています。

## 2-10 射水市空家等対策計画（H29.3）

本計画は、実態調査結果からの現状や課題を踏まえ、空家の適正管理及び活用促進を目的に、その対策の方針や実施体制等について定めています。

「①予防・適正管理対策」、「②活用・流通対策」、「③管理不全対策」の3つを柱とし、地域の活性化や都市空間の整備等に係る主な取組として、[空家等の利活用・流通の促進]、[空家等に対する地域の取組の促進・支援]、[危険空家等の解体除去及び跡地活用の促進]、[密集市街地の整備]等を位置づけています。

## 2-11 射水農業振興地域整備計画（H18.9）\*R3年度 見直し予定

本計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき策定する、優良農地の確保と農業振興施策を計画的に推進するための計画です。

将来にわたる農産物の安定供給のための農用地等の保全の方向として、農地・農作業の生産組織への集積等により、耕作放棄地等の増加抑制を図る一方、農業以外の利用と円滑な調整を行い、計画的な土地利用を促進することも不可欠であるとしています。

## 2-12 第2次射水市中小企業振興計画（H31.3）\*R5年度 見直し予定

本計画は、少子高齢化や人口減少に伴う人材・後継者の不足、経済活動の国際化、IT化の進展等、社会経済環境の著しい変化に対応しながら、市内中小企業の振興を図るため、経営基盤の強化、販路拡大、産学官金連携、人材育成、円滑な事業承継等を推進施策としています。また、都市空間の整備に係る主な取組として、「新たな企業団地の整備の推進」、「時代のニーズを捉えた企業誘致の推進」等を位置づけ、各種施策を展開することで、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上を目指すこととしています。

## 2-13 射水市観光振興計画（H30.3）\*R4年度 見直し予定

本計画は、今後さらに多様化する観光ニーズや増加する訪日外国人観光客の受け入れに対応し、観光消費の拡大等を図ることを目的とした計画です。

『懐かしさと新しさの中に、食・景観・文化の魅力を満喫できるまちを目指して』を基本目標に掲げ、「認知度向上」、「魅力度向上」、「受入体制整備」を3つの基本戦略として、都市空間の整備等に係る主な施策として、射水ベイエリアの〔地域資源の付加価値向上及び市内への回遊性の向上〕、〔自然や景観等の保全〕等を位置づけています。

## 2-14 第2次射水市環境基本計画（H30.3）

本計画は、身近な環境から地球規模の環境までを対象に、その保全及び創造に係る施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

「環境と経済の両立」及び「環境を資源として活用」の考え方を重視し、①生活環境、②自然環境、③快適環境、④循環型社会、⑤地球環境、⑥市民協働の6分野について施策を体系化しています。土地利用や都市空間の整備に係る主な施策として、〔森林・里山環境の保全・活用〕、〔公園緑地の保全・創出〕、〔良好な景観の形成〕、〔再生可能エネルギー導入の促進〕等を位置づけています。

## 2-15 射水市教育振興基本計画（H27.2）\*R1年度 見直し

本計画は、中長期的な視点から取り組むべき教育施策の全体像、体系を明らかにし、教育の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

「豊かな人間性と創造性を備えた、たくましい人材の育成、射水市を担い、様々な分野で活躍できる人づくり」を基本理念として、①自他ともに認め合い、豊かな心を築く、②果敢にチャレンジし、生き抜く力を育む、③ふるさとを愛し、健やかな心と体を育てる、④学校、家庭、地域が一体となって歩むの4つの基本目標に基づき、施策を体系化しています。土地利用や都市空間の整備に係る主な施策として、〔学校施設の整備推進〕、〔生涯学習関連施設の充実〕、〔芸術文化施設の充実〕、〔スポーツ・レクリエーション施設の整備〕等を位置づけています。

### 3. 射水市のまちづくりの現状と今後の情勢

#### 3-1 現状と将来見通し

##### (1) 人口

○今後も少子高齢化の傾向は続き、人口減少・高齢化が更に進展することが予想されます。それにより、都市及び地域の活力の低下が懸念されます。

2015年(H27)の人口は9.2万人であり、2005年(H17)の9.4万人をピークに減少傾向にあります。地域別にみると、新湊は減少の傾向、小杉は増加の傾向にあるなど、地域によって動向が異なります。

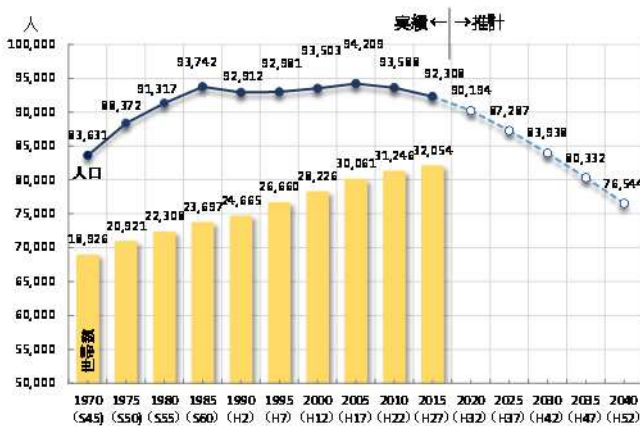
年齢別では高齢者人口(65歳以上)が28.8%を占め、年少人口(14歳以下)の13.4%の2倍以上となっています。人口ピラミッドは、高齢者層が厚く若年層が薄い重心の高い形状で、団塊世代65~69歳とその子ども世代40~44歳の2つの膨らみをもつ「逆ひょうたん型」へと変化しています。

市街化区域と市街化調整区域の人口比率\*は、市街化区域が69%(63,615人)、市街化調整区域が31%(29,118人)となっています。\*資料：富山県の都市計画 資料編 H30.3.31現在

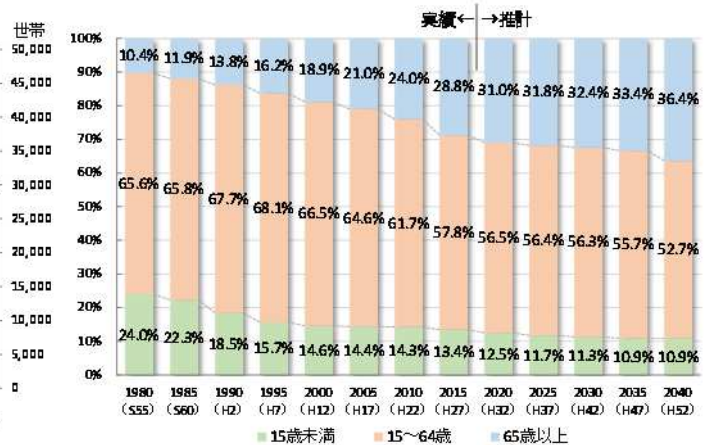
2017年(H29)の外国人住民は、2,054人・1,172世帯で、市総人口の約2.0%を占めています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口(2018年(H30)推計)によると、約20年後の2040年には7.7万人ほどまで減少し、少子高齢化はさらに進むことが見込まれています。

[人口・世帯数の実績値と人口の推計値]

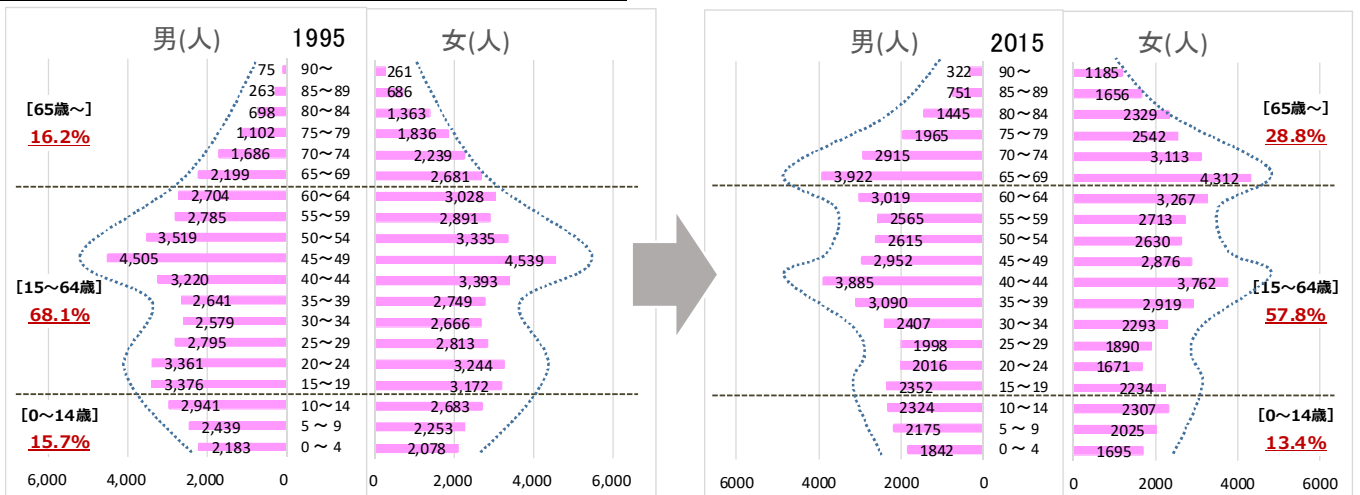


[年齢別人口割合の実績値と推計値]



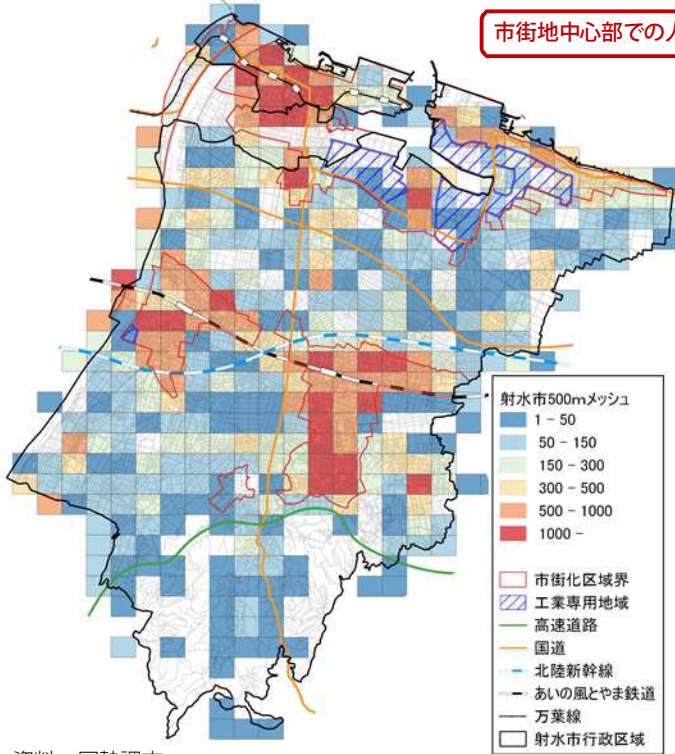
資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

[男女別5歳階級別人口ピラミッド(1995 / 2015)]



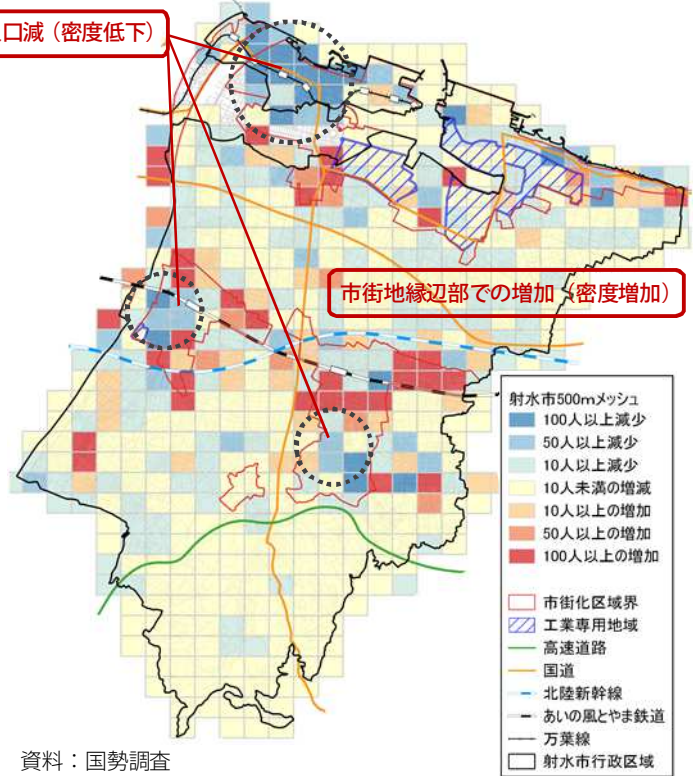
資料：国勢調査

[2015 人口 : 500m メッシュ]



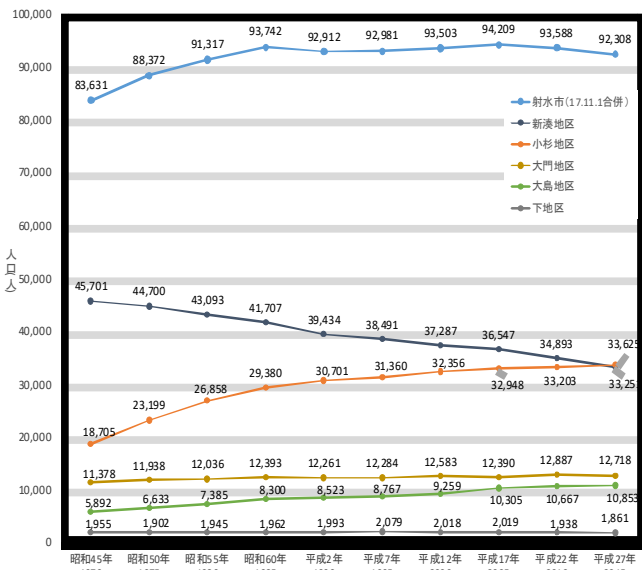
資料：国勢調査

[2005→2015 人口増加 : 500m メッシュ]



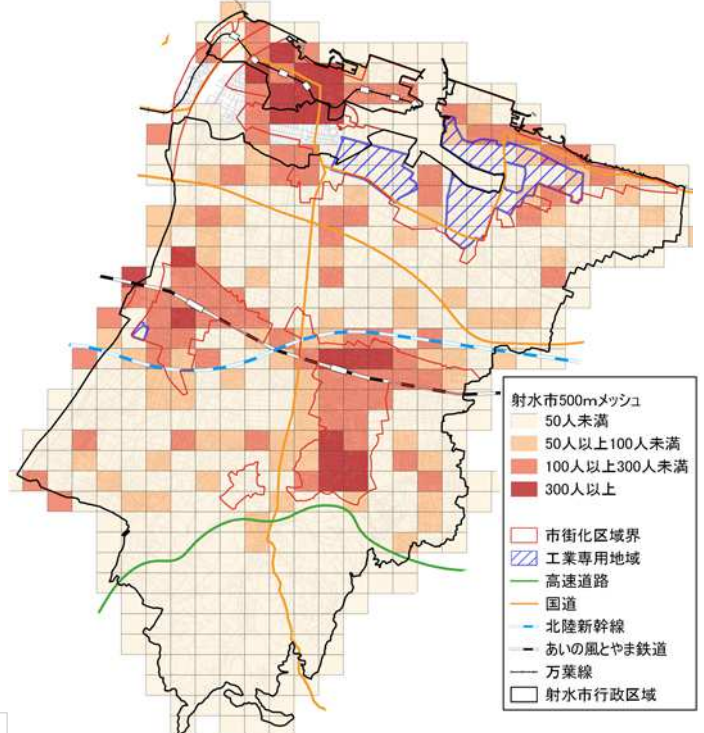
資料：国勢調査

[地区別人口の動向]



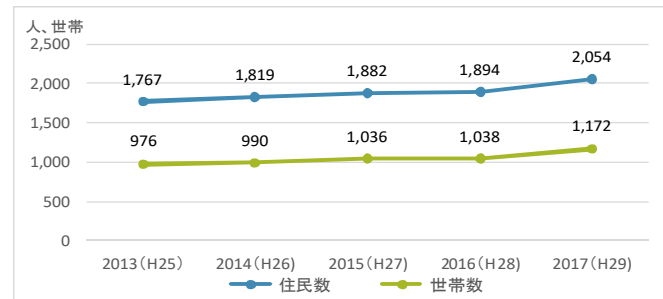
資料：国勢調査

[2015 高齢者数 : 500m メッシュ]



資料：国勢調査

[外国人住民数の動向]



資料：射水市統計書 (数値は各年3月末実績)

## (2) 土地利用

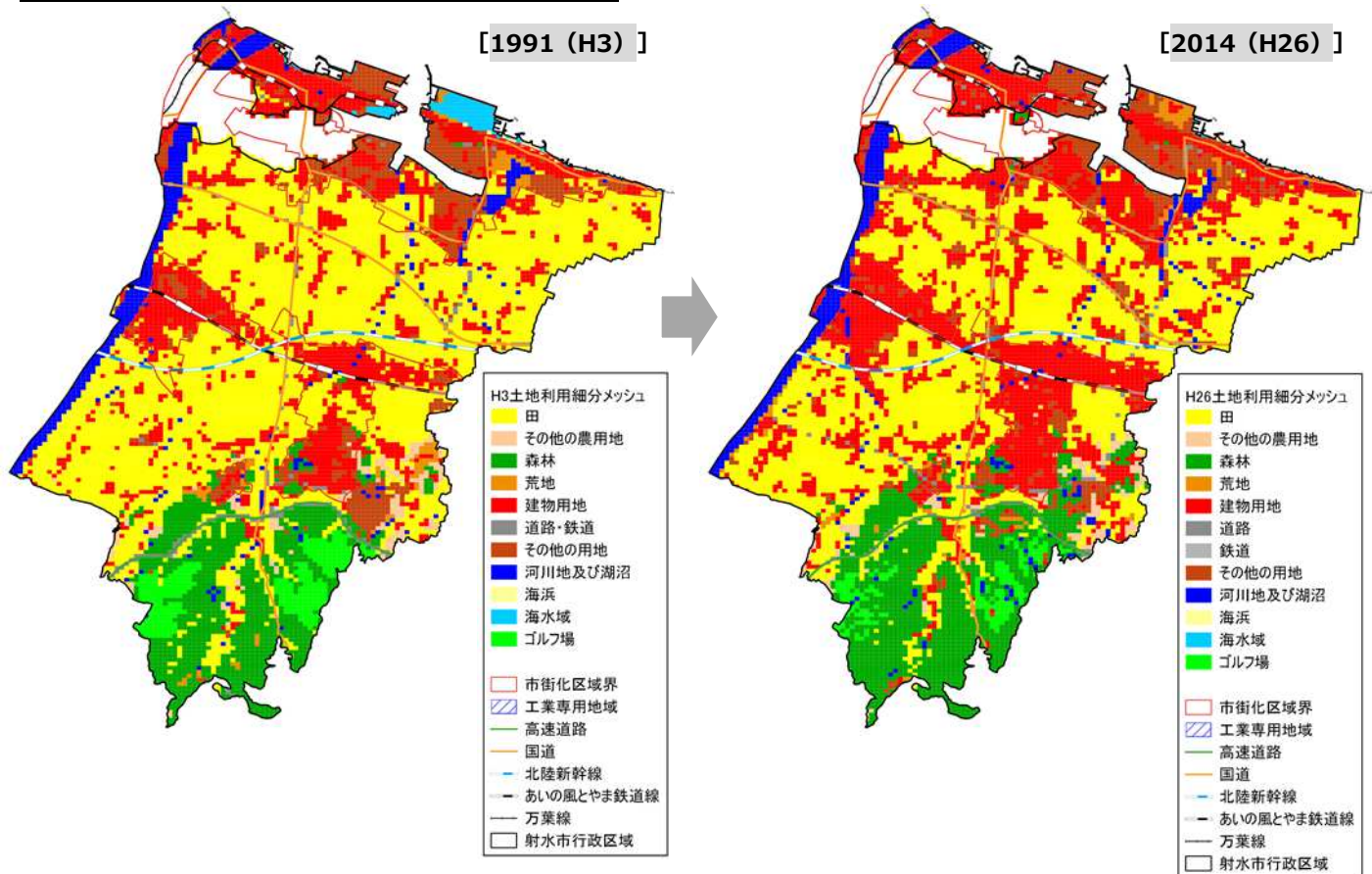
○人口減少が進む中で、市街地の拡散の傾向が続いた場合、既成市街地の都市機能の集積度が低下し、効率的な都市構造の形成が難しくなることが懸念されます。

過去約 20 年間（1991～2014）に、鉄道駅周辺や沿岸部、及び既成市街地周辺の幹線道路沿道等を中心に建物用地（宅地）が大幅に増加してきました。

2015 年（H27）における市街化区域の人口密度は、市全体で 23.6 人/ha であり、既成市街地の中心部や太閤山等の一部で 40 人/ha の人口集積が見られますが、市街地全体としては低密度化の傾向にあります。

人口集中地区（DID 区域）\*については、面積は拡大、人口密度は低下の傾向にあり、密度の薄い市街地が増大する傾向となっています。

[土地利用細分：100mメッシュ（1991 / 2014）]

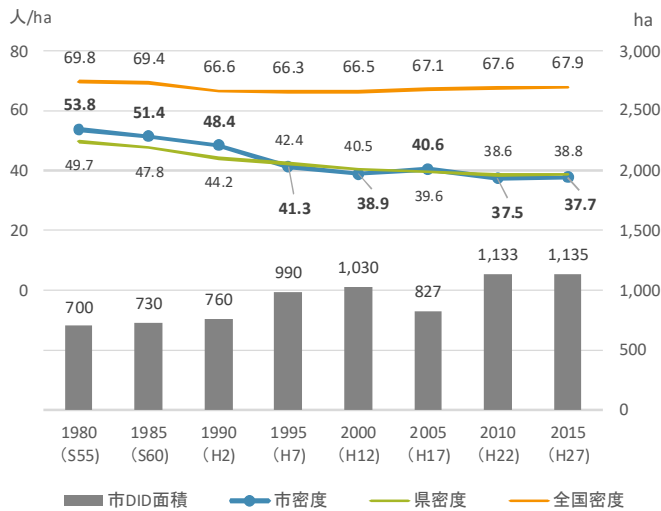


資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

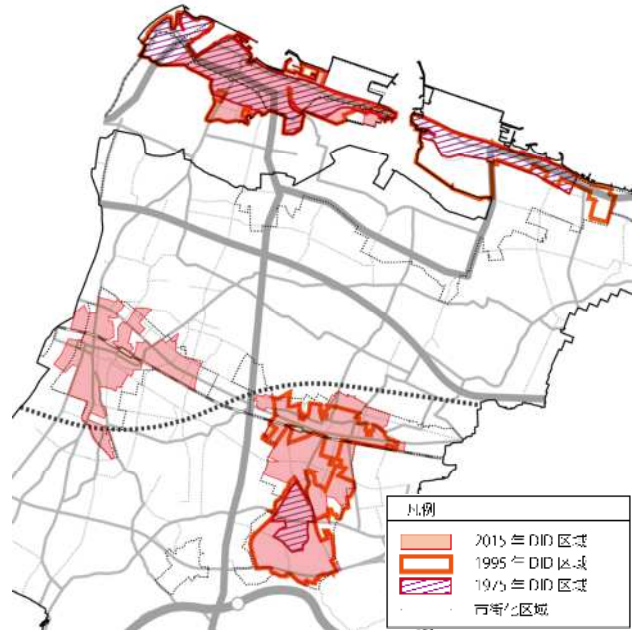
\*人口集中地区(DID 区域)：1) 原則として人口密度が1ha 当たり 40 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2) それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域をいう。

[人口集中地区(DID 区域)の変遷]

[人口集中地区(DID 区域)の面積、人口密度の推移]



資料：国勢調査

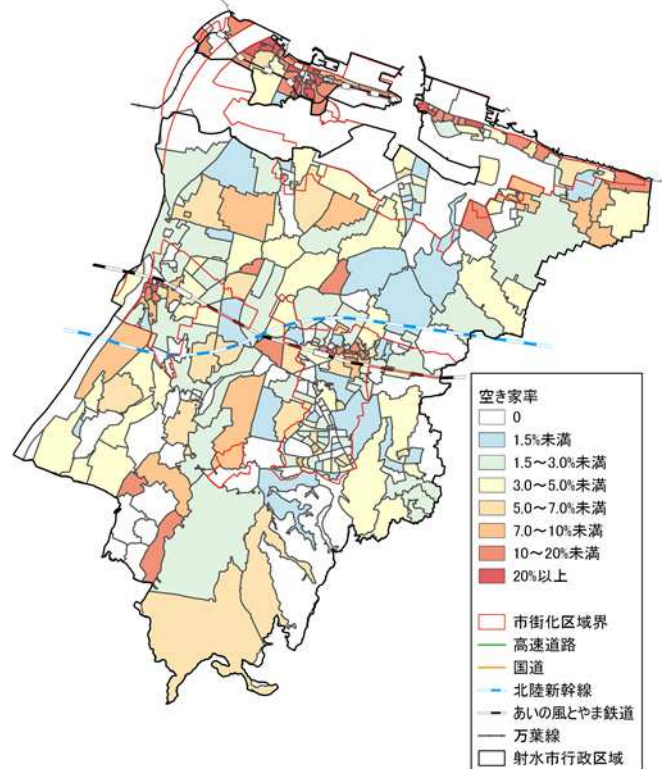


○空き家や低・未利用地の増加による、都市のスポンジ化\*の進行により、効率的な土地利用が阻害され、地域の活性化やコミュニティの存続に影響を及ぼすことが懸念されます。

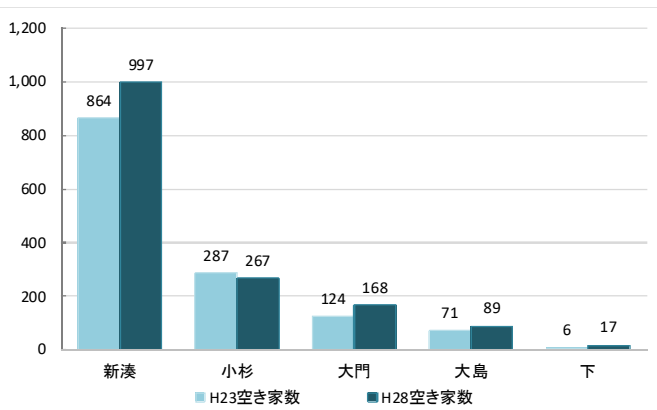
人口減少が進む中、主に既成市街地の中心部や郊外の集落周辺において、空き家や低・未利用地が増えています。空き家や低・未利用地は、個々は小規模であっても、ランダムに断続的に発生するため、都市のスポンジ化が進行し、都市機能の低下が進むことが懸念されます。

射水市空き家実態調査 (H28) による空き家件数は1,538件、空き家率は5.6%であり、2011年(H23)調査の1,352件から11.9%増加しています。地域別に見ると、新湊地域が多く、全体の65%を占めています。また、大門、大島、下地区では、件数は比較的少ないものの、空き家増加の割合は新湊地区を上回る傾向が見られます。

[小地域別空き家率 2016 (H28) ]



[地域別空き家数]



資料：射水市空き家実態調査 (H28) \*集合住宅や店舗等は対象外

\*都市のスポンジ化：都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

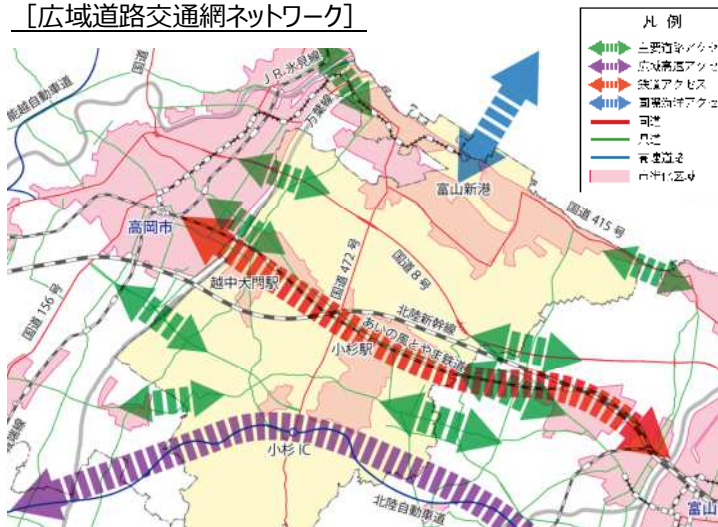
### (3) 交通

- 高速道路、国道、主要地方道等により、広域及び都市間を連絡する道路交通網が形成されており、市民生活や都市活動の広域化が進む中、これら主要な道路交通軸の重要性はさらに増していくことが予想されます。
- 利用交通手段は、自家用車が占める割合が高い状態です。今後も自動車への依存度が高い状況が続くと、自動車の利用が前提の（自動車を利用せざるを得ない）まちの構造へと向かい、高齢者など車を利用できない市民の生活利便性がより一層低下する懸念があります。

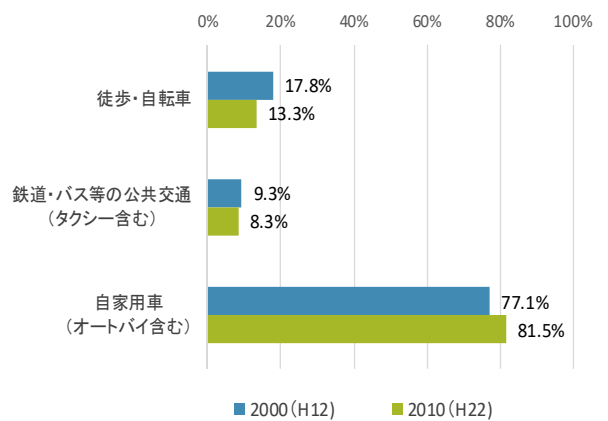
高速道路の北陸自動車道のほか、国道 8 号、国道 415 号、(主) 富山高岡線、(主) 高岡小杉線が東西方向、国道 472 号が南北方向の都市間及び都市内を結ぶ幹線軸となっています。また、富山新港は、ロシア・韓国・中国への定期コンテナ航路が就航する工業港湾であり、国際的な海路の拠点となっています。

2010 年(H22)における市民の日常的な移動手段については、自家用車が 81.5%を占め、公共交通は 8.3%、徒歩・自転車は 13.3%にとどまります。

[広域道路交通網ネットワーク]

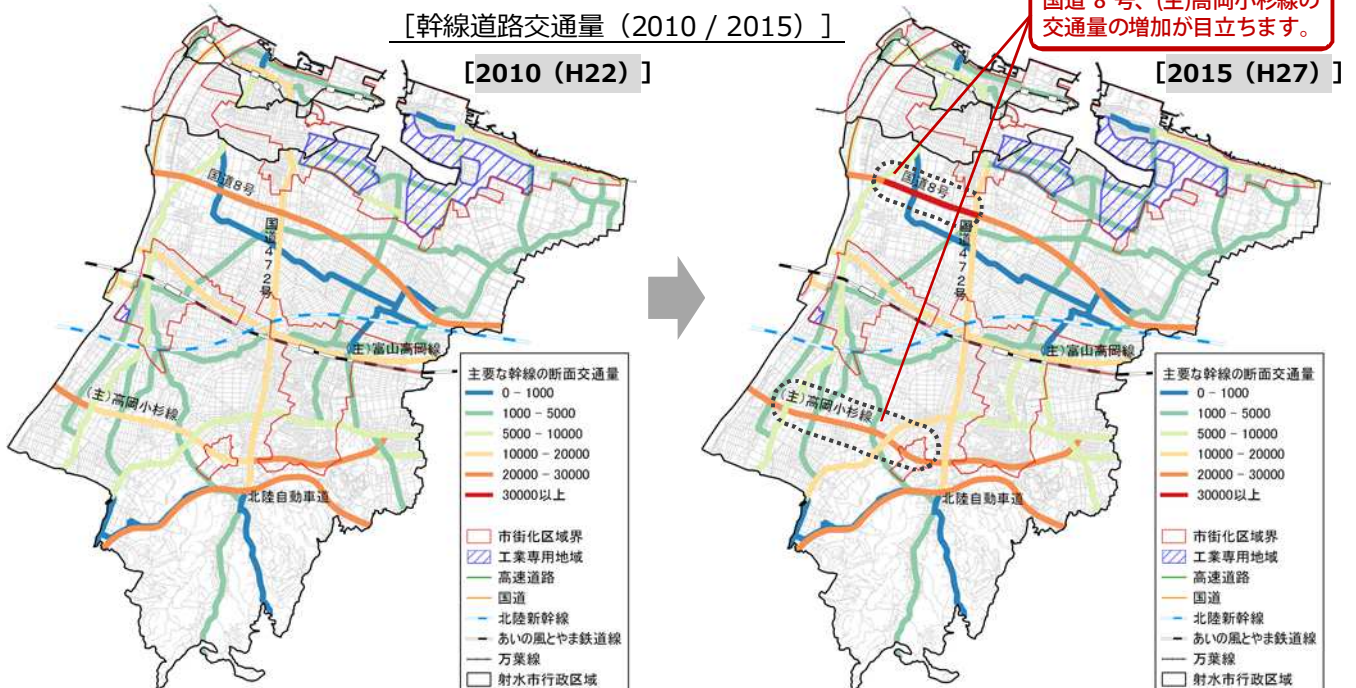


[利用交通手段の推移]



資料：国勢調査

[幹線道路交通量 (2010 / 2015)]



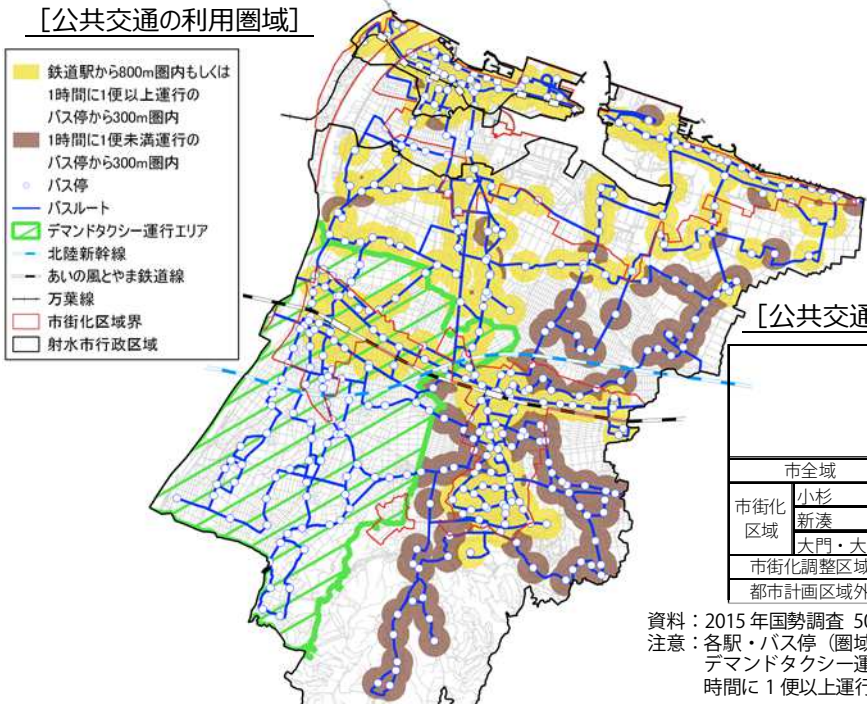
資料：道路交通センサス

○コミュニティバスを始めとする公共交通の運行経費は増加傾向にあり、将来にわたり持続可能な路線網としていくためには、運行の効率化を図っていくことが求められています。

コミュニティバスは、19 路線 往復合計 294 便、(うち冬季のみの運行は 4 路線 12 便) (H29.10.1 現在) が運行しており、市内主要施設や鉄道駅等の交通結節点を連絡し、居住地域の大半を網羅する運行ルートが設定されています。また、大門・大島地区では、予約制の乗合タクシー(デマンドタクシー)が運行されています。移動のマイカー依存度が高い状態が続く中、将来にわたる運行継続が可能となるよう、ニーズ変化等に対応した持続可能な公共交通網の構築が課題となっています。

鉄道は、あいの風とやま鉄道については、小杉駅、越中大門駅の 2 駅があり、2015 年度(H27)の年間利用者数は 1,451 千人です。万葉線については、市内に 9 停留所があり、年間利用者数 1,186 千人です。これら鉄道の駅・停留所を主な交通結節点として、利便性及び持続可能性の高い公共交通体系を構築していくことが課題です。

**[公共交通の利用圏域]**

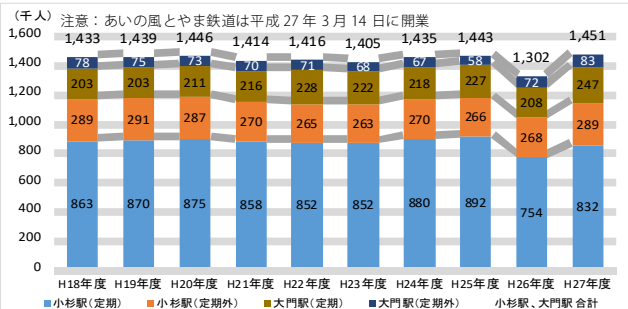


**[公共交通の利用圏域別の人口割合]**

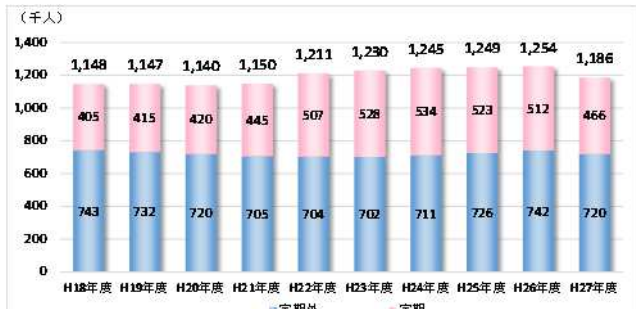
	鉄道駅から800m圏内もしくは1時間に1便以上運行のバス停から300m圏内	デマンドタクシー運行エリア(1時間に1便以上)	1時間に1便未満運行のバス停から300m圏内	バス停から300m圏外	合計
市全域	56.4%	13.0%	15.0%	15.6%	100.0%
市街化区域	75.9%	0.0%	19.1%	5.1%	100.0%
新湊	82.5%	0.0%	4.9%	12.6%	100.0%
大門・大島	74.2%	25.8%	0.0%	0.0%	100.0%
市街化調整区域	29.2%	27.5%	25.1%	18.2%	100.0%
都市計画区域外	0.0%	0.0%	6.3%	93.7%	100.0%

資料：2015 年国勢調査 500m メッシュ人口に基づき算定  
 注意：各駅・バス停(圏域中心)を基準に、それが含まれるメッシュ人口を割り当てデマンドタクシー運行エリアの人口割合は、「鉄道駅から 800m 圏内もしくは 1 時間に 1 便以上運行のバス停から 300m 圏内」との重なりを除いた値

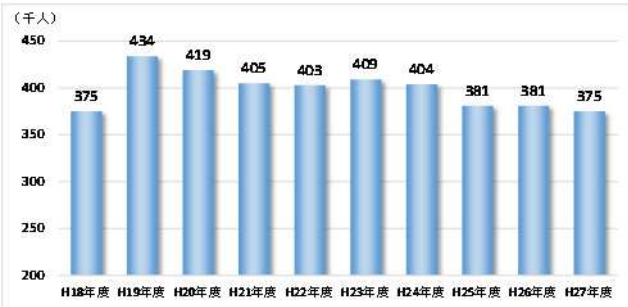
**[あいの風とやま鉄道の利用者数の推移]**



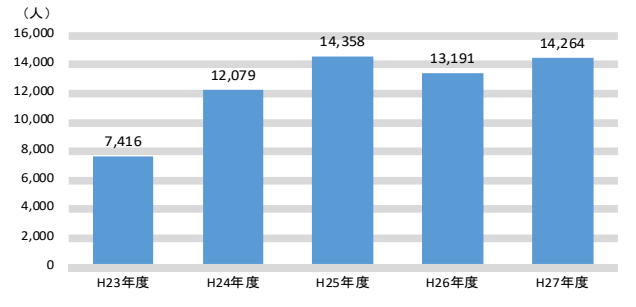
**[万葉線の利用者数の推移] \*高岡市を含む全体**



**[コミュニティバスの利用者数の推移]**



**[デマンドタクシーの利用者数の推移]**



資料：射水市公共交通プラン、射水市統計書

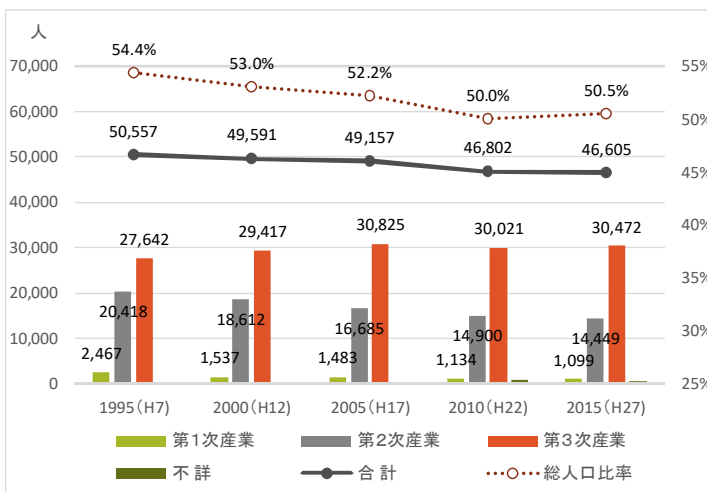


#### (4) 産業

○本市においては、第3次産業が就業人口の2/3を占め、実数及び比率ともに増加傾向である一方、第1次、第2次産業においては、両数値ともに減少が続いています。その主な要因として、第1次産業は担い手の不足、第2次産業は生産コスト低減のための自動化及び省人化が進んでいることの影響が推測され、今後もこの傾向は継続すると考えられます。

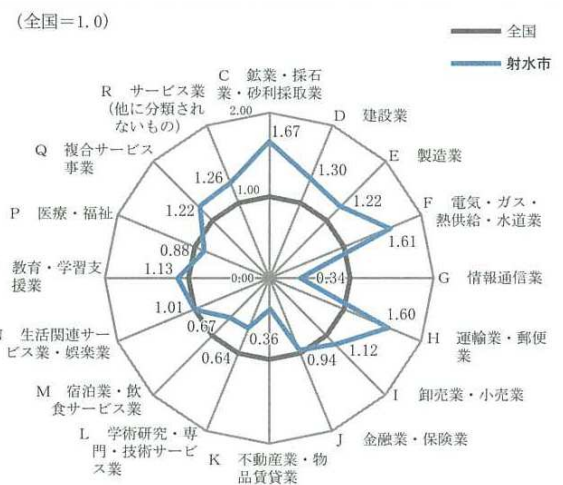
2015年(H27)の就業人口は46,605人であり、総人口に占める割合は50.5%です。就業人口は減少傾向が続いていますが、2010年(H22)から2015年(H27)にかけて減少幅は縮小し、ほぼ横ばいとなっています。産業分類別にみると、第3次産業が66.2%を占め、実数及び比率ともに増加傾向が続いています。一方、第1次、第2次産業については、実数及び比率ともに減少傾向が続いています。

[射水市の産業分類別就業人口の推移]



資料：国勢調査

[射水市の事業所数特化係数]

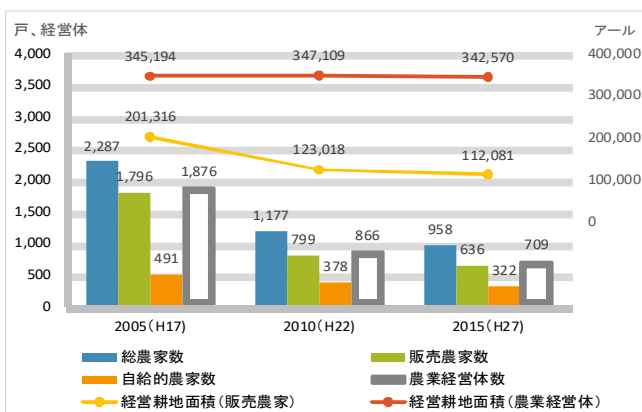


出典：射水市中小企業振興計画 (H24 経済センサスを基に作成)

○国の食糧・農業・農村基本計画では、農業や食品産業の成長産業化を促進するとしていますが、本市の農業については、農家数・農業就業人口は減少、耕地面積は横ばいの傾向となっています。今後、本市においても農業就業者の高齢化、担い手不足が進み、耕作放棄地の増加が懸念されます。

2015年(H27)の総農家数は958戸、うち販売農家は636戸で、経営耕地面積は112,081aとなっています。販売農家のほか法人や営農組合等を含む農業経営体は709経営体で、経営耕地面積は342,570aとなります。また、販売農家の農業就業人口は736人、平均年齢は68.9歳となっています。

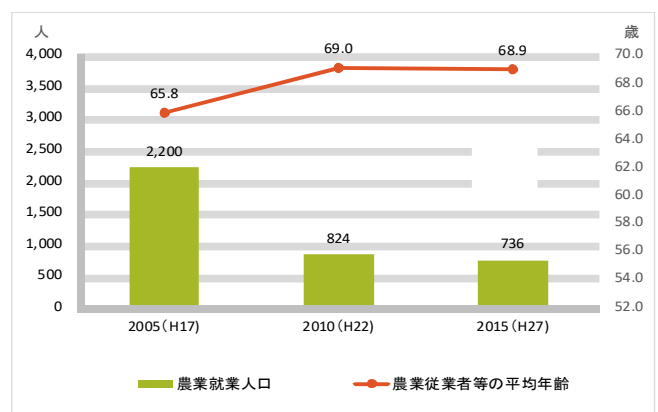
[射水市の農家数、経営耕地面積等の推移]



資料：農林業センサス

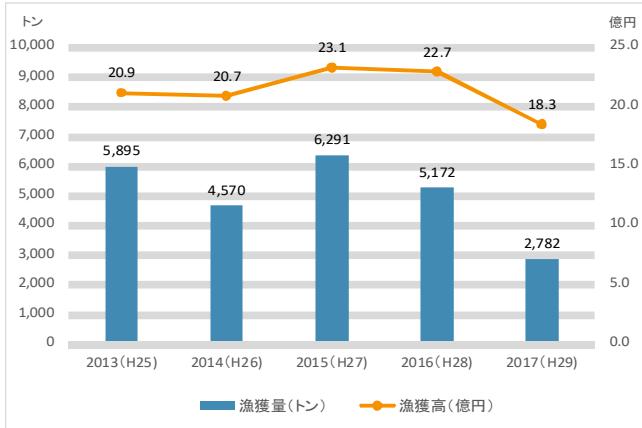
注意：農業就業人口、平均年齢については販売農家が対象

[射水市の農業就業人口、平均年齢の推移]



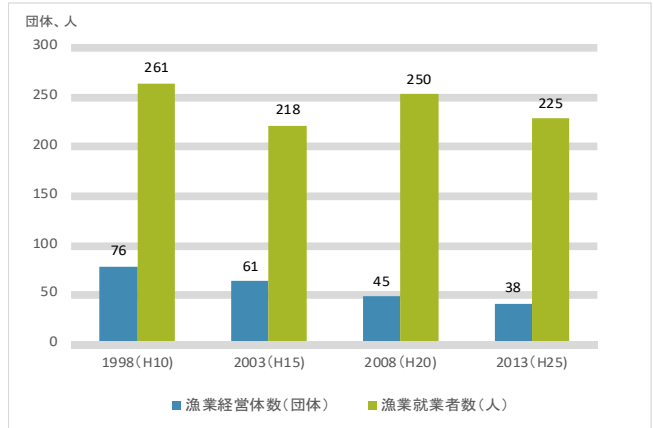
2017年(H29)の漁獲量・漁獲高は2,782トン・18.3億円であり、減少していますが、2013年(H25)以降は、概ね5,000トン・20億円前後で推移しています。また、漁業経営体は、1998年(H10)から2013年(H25)の間にほぼ半減、漁業就業者数は約14%減少しました。

[射水市の漁獲量・漁獲高の推移]



資料：射水市統計書

[射水市の漁業経営体数・漁業就業者数の推移]



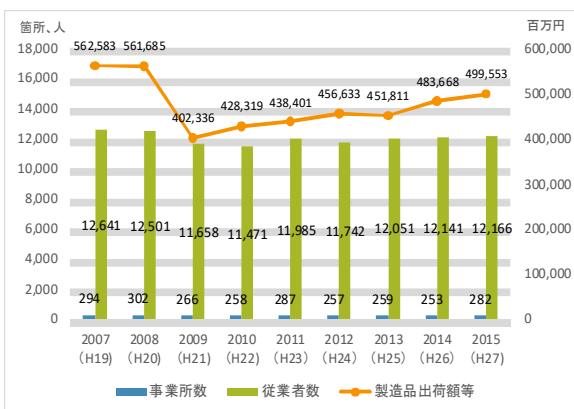
資料：射水市統計書(漁業センサス)

○製造業は、本市の経済成長をけん引する産業であり、今後も継続的な成長が期待されます。引き続き、本市の陸・海の交通利便性の高い立地特性を活かし、製造業や物流業を中心とした産業集積を維持していく必要があります。

2015年(H27)の製造品出荷額等は4,996億円であり、世界金融危機の影響で大幅に減少した2009年(H21)以降、順調に回復傾向が続いています。産業別にみると、非鉄金属(50.9%)、鉄鋼(16.1%)、金属製品(8.8%)等の金属関係が上位となっています。製造品出荷額等の県内比率は13%を占め、富山市に次ぐ規模となっています。

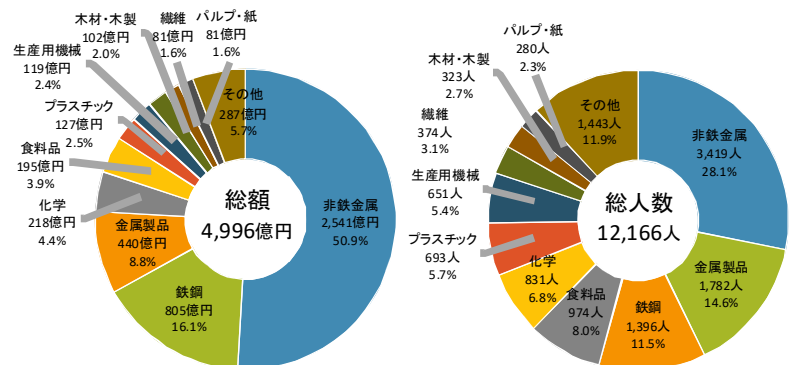
企業団地は10箇所・544haが整備されており、うち8箇所は完売し、分譲率は97.6%(H30.7末時点)となっています。今後の企業誘致や幅広い業種の受け入れに向けて、企業団地適地の調査を実施し、新たな企業用地の選定をしました。選定した用地での企業団地の新規造成や、既存企業団地の敷地拡張等による企業用地の確保が課題となっています。

[射水市の工業の従業者数、出荷額等の推移]



資料：工業統計調査、経済センサス

[射水市の工業中分類別の出荷額、従業者数 2015(H27)]



[企業団地の分布]



[企業団地用地面積、分譲率等]

(単位:ha)

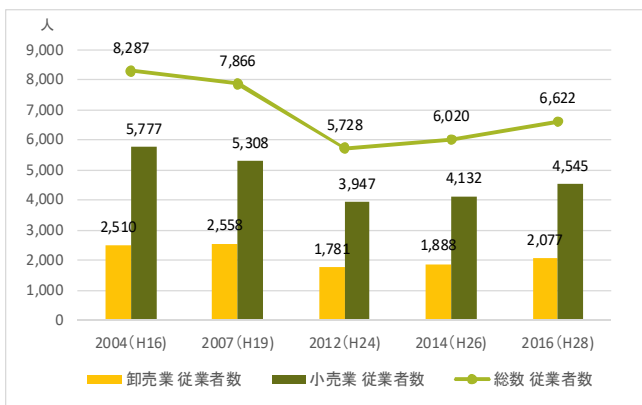
企業団地名	企業用地面積	分譲済面積	分譲率
小杉流通業務団地	30.4	30.4	100.0%
広上工業団地	9.2	9.2	100.0%
大門企業団地	19.8	19.8	100.0%
白城台工業団地	3.6	3.6	100.0%
針原企業団地	17.1	17.1	100.0%
稲積リバーサイドパーク	5.9	5.9	100.0%
大島企業団地	11.9	11.9	100.0%
七美工業団地	7.2	7.2	100.0%
富山新港臨海工業用地	426.8	415.7	97.4%
小杉インターパーク	12.1	10.3	85.1%
合計	544.0	531.1	97.6%

資料:庁内資料 売却済面積はH30.7末現在

○本市の商品販売額は、2014年(H26)まで減少傾向にありましたが、2014年(H26)から2016年(H28)にかけて増加に転じました。一方で、小売業では実店舗によらないインターネット通販が全国的に拡大し、その傾向は今後も大きく進展することが予想されており、本市においても実店舗での商業販売は厳しい状況が続いていくことが予想されます。

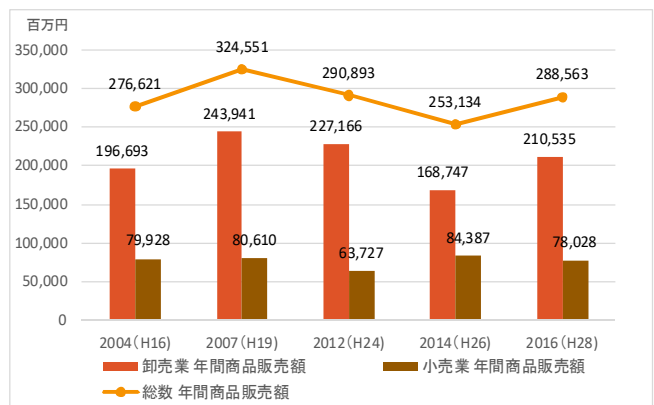
2016年(H28)の商品販売額は2,886億円で、卸売が2,105億円(73.0%)、小売が780億円(27.0%)です。商品販売額は、2014年(H26)まで減少傾向にありましたが、主に卸売の増加により、2014年(H26)から2016年(H28)にかけて増加に転じました。商品販売額の県内比率は9.4%(卸売10.9%、小売6.8%)です。また、同年の小売売場面積は10.9万㎡(人口一人当たり1.18㎡)であり、県内比率は約7%です。なお、2014年(H26)の全国におけるインターネット通販の小売全体に占める割合は、4.4%\*と百貨店の4.8%に迫る規模となっています。 \*資料:2014通販市場売上高(社団法人日本通信販売協会)

[射水市の商業 従業者数の推移]

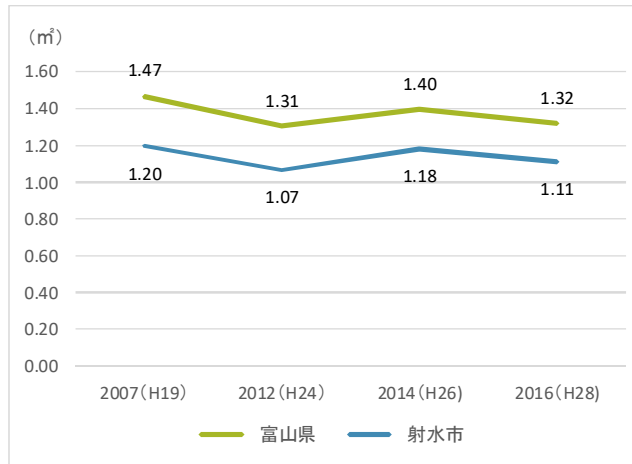


資料:商業統計調査、経済センサス

[射水市の卸売・小売別販売額の推移]



**[人口一人当たりの小売業売場面積の推移]**



資料：商業統計調査、経済センサス、富山県人口移動調査（各年 10月 1日現在）

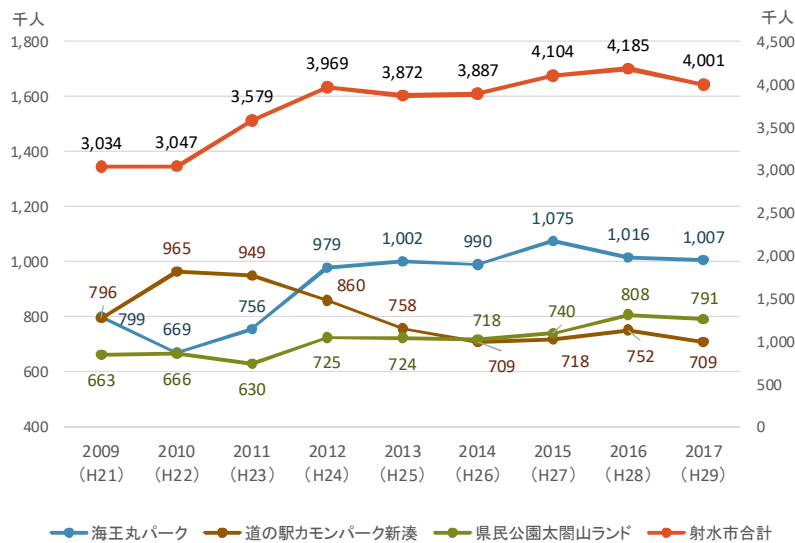
○本市の観光入込客数は、近年、若干の増減は見られるものの、約 400 万人で推移し、過去 10 年間では約 3 割増加しています。全国的に増加している訪日外国人観光客数は、近年は地方部での増加が著しく、富山県においても増加が続いています。本市においては、観光客増による地域経済活性化のため、日本人観光客はもとより、増加する外国人観光客の受入体制の整備等が必要です。

2017 年 (H29) の観光入込数は 400.1 万人で、主な施設では、海王丸パーク、太閤山ランド、道の駅カモンパーク新湊の主要 3 施設で全体の約 6 割を占めています。

2016 年から 2017 年にかけて減少となりましたが、過去 10 年間は増加基調であり、10 年間に 35% の増加となっています。

なお、2016 年 (H28) の富山県における外国人宿泊者数は 229 千人（前年比 14.5% 増）\*となっています。 \*資料：富山県観光入込数（推計）

**[観光入込数の推移]**



資料：庁内資料

## (5) 防災

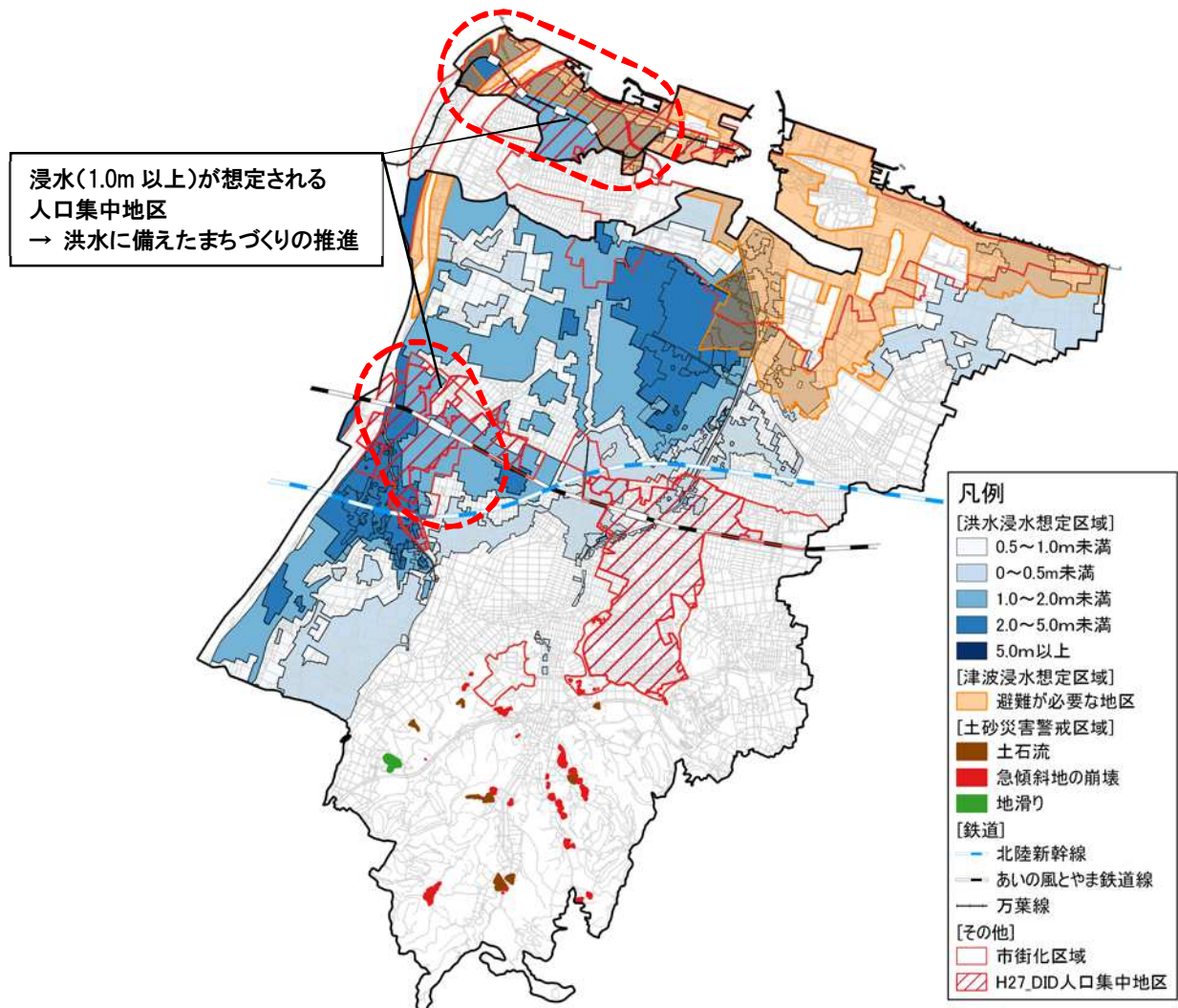
○市街地の広い範囲が洪水の浸水想定区域に含まれており、近年、全国各地で局地的大雨等の発生が見られる中、水害に対する備えがこれまで以上に重要となってきています。また、地震・津波に関しても、被害想定の見直しが行われ、沿岸地域の広い範囲で津波による浸水が想定されており、その備えの重要性が高まっています。

洪水では、新湊及び大門地域の市街地の広い範囲が、浸水想定区域（1.0m 以上）に含まれています。また、津波では、沿岸部のほぼ全域（新湊、放生津、庄西、海老江、片口等）が「避難が必要な地区」となっています。

土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）は、市内に 37 箇所が指定されています。また、地盤の液状化の危険度については、海岸付近をはじめ、内陸部においても液状化の可能性が高い\*と予想されています。 \*射水市地域防災計画総則の呉羽山断層地震液状化判定結果図から

一般住宅の耐震化率は 72%\*、多くの市民が利用する公共施設等の施設の耐震化率は 90%\*となっています。災害復旧活動等に影響を及ぼす可能性の高い緊急輸送路沿道等の建物の耐震化の促進が課題です。 \*射水市耐震改修促進計画 H29.6 改訂から

### [洪水及び津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域]



資料：射水市洪水ハザードマップ（2008(H20)）、射水市土砂災害ハザードマップ（2014(H26)）、射水市津波ハザードマップ（2018(H30)）

## (6) 環境・都市空間

○本市は公園・緑地が多く整備され、上下水道等の施設整備率は高く、環境基準も良好であり、里山や海辺などの豊かな自然環境も残っています。今後さらに厳しい財政運営が予想される中、それら都市の環境や空間を保全するために必要な都市施設等の良好な状態を維持するため、適正な維持・更新・再配置を進めるとともに、利用実態等を踏まえて、廃止等も含めた見直しや縮充の検討が、より一層重要となることが予想されます。

公園・緑地は295箇所・226.6haが整備済みであり、その内、都市公園・緑地については149箇所・218.15haです。市民一人当たりの都市公園・緑地面積は23.6㎡/人\*となり、県平均の15.3㎡/人\*、及び全国平均の10.4㎡/人\*を大きく上回っています。また、南部丘陵には豊かな樹林地(里山環境)、北部海岸部や庄川、下条川等の主要河川には豊かな水辺環境が残っています。

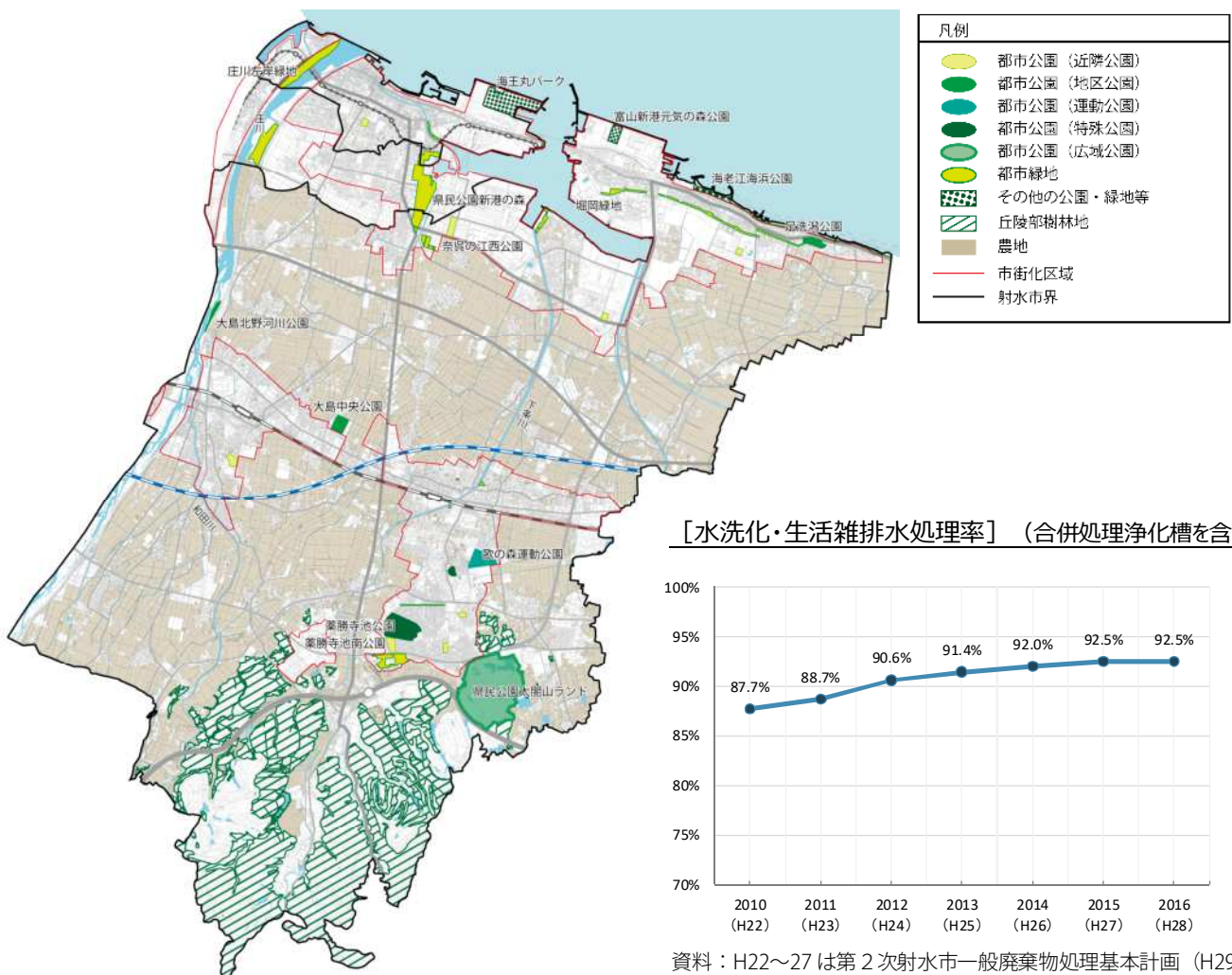
上水道に関しては、水道施設や配水管等の整備はほぼ完了し、高い水道普及率を達成しています。

下水道に関しては、面的整備はほぼ完了しており、合併処理浄化槽を含む水洗化・生活雑排水処理率は92.5%であり、居住地域のほぼ全域で処理済となっています。

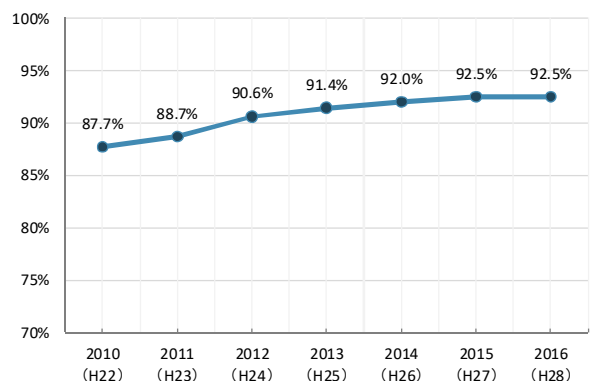
大気、水質等に係る環境基準は、大気観測5箇所、水質観測18箇所の全ての観測地点で達成しており、良好な状態が維持されています。

\*都市公園・緑地の一人当たり面積：市についてはH30.3末現在の面積とH27国勢調査人口に基づき算出  
：県及び全国についてはH29.3現在（出典：都市公園データベース（国土交通省））

### [公園・緑地等の分布]



### [水洗化・生活雑排水処理率] (合併処理浄化槽を含む)



資料：H22～27は第2次射水市一般廃棄物処理基本計画（H29.3）、  
H28は第2次射水市環境基本計画（H30.3）より

○富山県を代表する眺望景観、伝統や風情を感じる街並みなど、特徴的な風土や歴史・文化資産が存在するものの、配慮を欠いた都市開発等が進むと、良好な都市空間の形成や活用が困難となる懸念があります。

眺望が優れた海王丸パーク周辺や、風情ある水辺の街並みが形成されている内川周辺は、市を代表する良好な景観ポイントであり、富山県のふるさと眺望点にも指定されています。内川周辺では、その特徴的な街並みを活かし、フィルムコミッション\*等による映画等撮影誘致の取組が進んでいます。また、旧北陸街道沿いには、宿場町の情緒漂う歴史的な建造物や道標等の史跡が数多く分布しています。

それぞれの地区の特性にふさわしい、良好な居住環境や景観の保全・形成を目的として、建築物の用途や高さ、壁面の位置等について規制を行う、地区計画が22箇所・197.0ha、建築協定が1箇所・4.3haで指定されています。

〔文化財・眺望点の分布〕



〔地区計画、建築協定の指定状況〕

\*フィルムコミッション：映画等の野外での撮影を希望する映像製作関係者と、その撮影の誘致を希望する地域の関係者との間の調整や、スムーズな撮影進行のため各種支援を行う非営利公的機関。

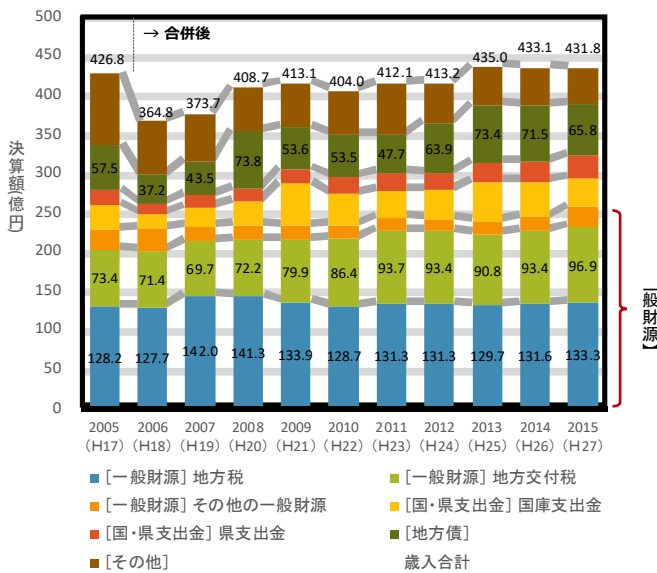
## (7) 財政

○今後は、人口減少、高齢化がさらに進展する中で、扶助費等の義務的経費の増大は避けられず、公共施設の整備・維持管理等に充てられる経費はさらに限られていくことが予想されます。

2015年(H27)の歳出総額は414.1億円であり、合併後10年間の平均で、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費の割合は42.2%、投資的経費は17.0%となっています。義務的経費は増加、投資的経費は減少の傾向にあります。

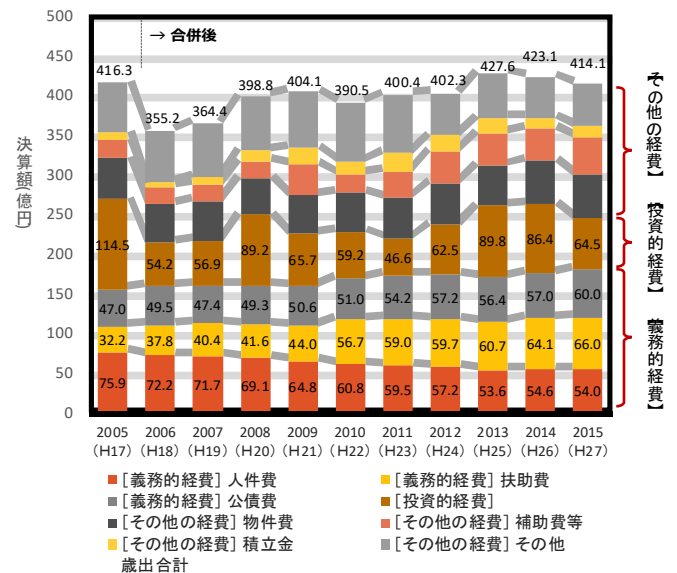
今後、歳入は、生産年齢人口の減少に伴う住民税収の伸び悩み、2021年(H33)以降の普通交付税の一本算定などにより、大幅な減少が見込まれています。一方、歳出は、今後の公共施設やインフラの維持・更新には多大な費用が見込まれ、厳しい財政運営が予想されます。現在の公共施設やインフラの全てをこれまでと同様に維持・更新した場合の費用試算では、2015～2054年(H27～H66)の40年間に、年平均で30億円/年の負担増になる見込みです。

### [射水市の歳入の推移]



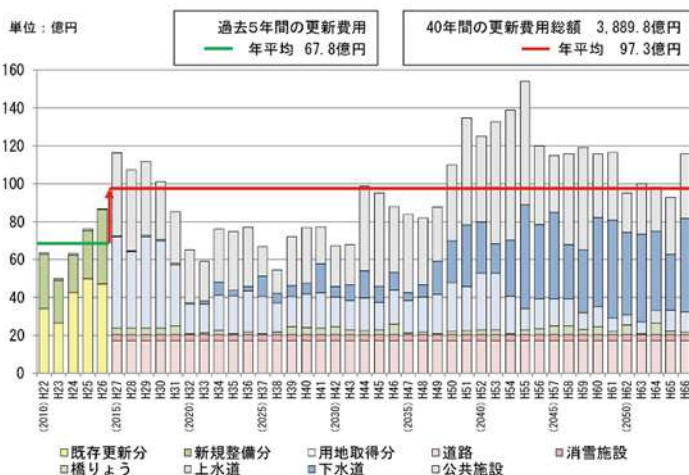
資料：決算カード（総務省）

### [射水市の歳出の推移]



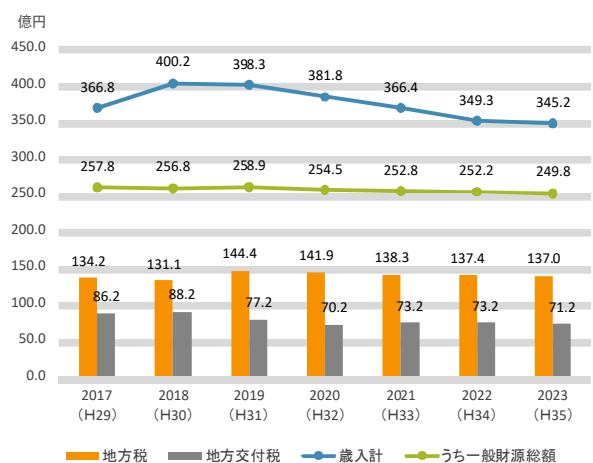
資料：決算カード（総務省）

### [公共施設（建物）とインフラ資産の更新費用の見通し]



出典：射水市公共施設等総合管理計画

### [歳入（普通会計）の見通し]

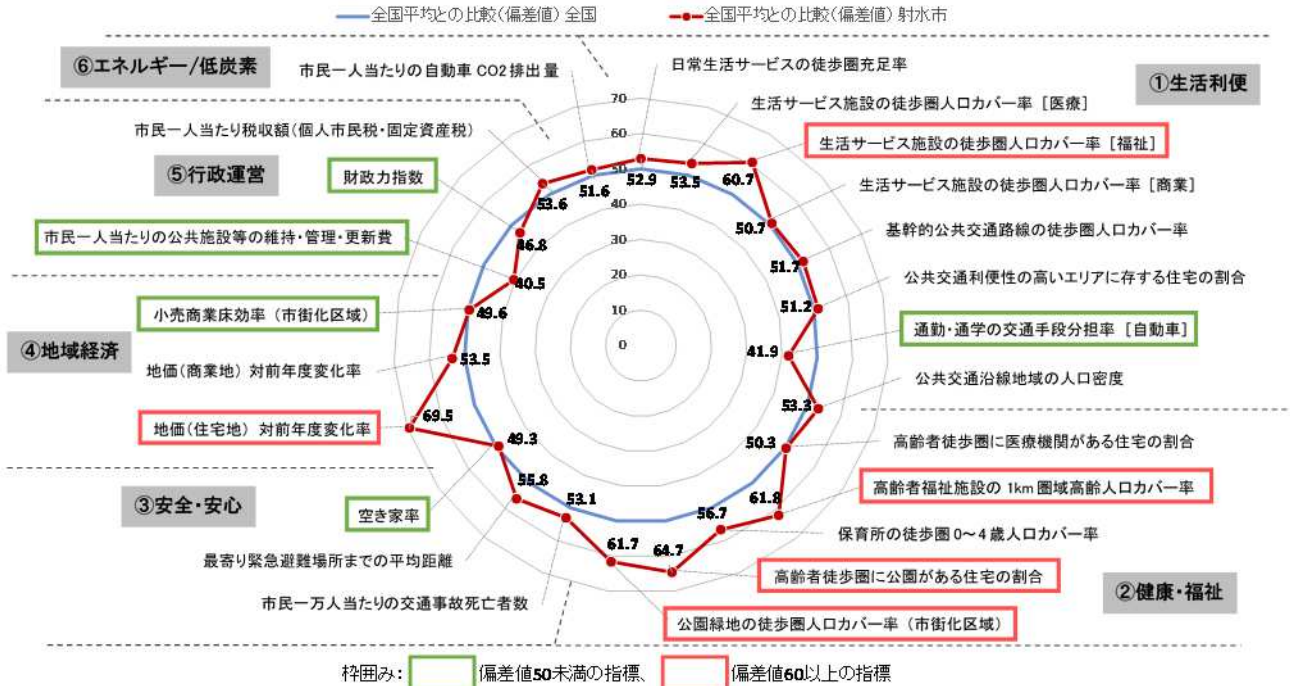


資料：射水市中長期財政計画



### 3-2 都市構造評価レーダーチャート

都市構造評価レーダーチャートは、人口分布、生活利便施設立地、公共交通等に関する指標を用いて、全国市町村等と比較し、都市構造のコンパクトさや、生活の利便性、安全性、快適性などについて評価するものです。以下のチャートは、それぞれの指標について、全国平均と比べた本市の偏差値を表したものです。



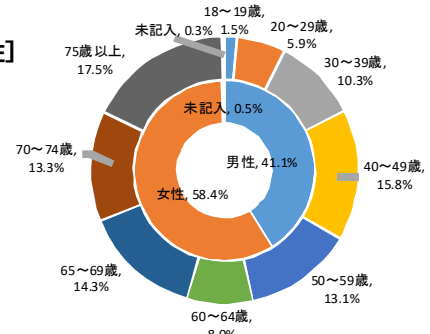
項目		評価結果
①生活利便	日常生活サービス	・「生活サービス施設の徒歩圏人口カバー率」については、[医療]、[福祉]、[商業]のいずれも平均を上回っており、特に[福祉]は高い水準となっています。
	公共交通	・「基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率」、「公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合」、「公共交通沿線地域の人口密度」は、平均をやや上回る水準となっています。「通勤・通学の交通手段分担率[自動車]」は、平均を大きく下回る[車依存度が高い]水準となっています。
②健康・福祉	高齢者	・高齢者に係る「高齢者徒歩圏に医療機関がある住宅の割合」、「高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率」、「高齢者徒歩圏に公園がある住宅の割合」は平均以上となっており、特に「高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率」、「高齢者徒歩圏に公園がある住宅の割合」は高い水準となっています。
	子育て	・「保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率」、「公園緑地の徒歩圏人口カバー率（市街化区域）」は、いずれも平均を大きく上回っています。
③安全・安心	交通事故	・「市民一人当たりの交通事故死者数」は、平均を上回る[交通事故は少ない]水準となっています。
	避難施設	・「最寄り緊急避難場所までの平均距離」は、平均を上回る[避難場所までの平均距離は短い]水準となっています。
	空き家	・「空き家率」は、若干平均を下回る[空き家率は高め]水準となっています。
④地域経済	地価	・「地価対前年度変化率」は[住宅地]、[商業地]いずれも平均を上回る[地価が上昇もしくは下落幅が小さい]水準であり、特に[住宅地]は平均を大きく上回る水準[地価が上昇]となっています。
	小売業	・「小売商業床効率（市街化区域）」は、平均を若干下回っています。
⑤行政運営	公共施設維持管理	・「市民一人当たりの公共施設等の維持・管理・更新費」は、類似団体との比較によると平均を下回る[維持管理費が多い]水準となっています。
	財政力	・「財政力指数」は、類似団体との比較によると平均を下回り、「市民一人当たり税収額」は、同様に比較すると平均を上回っています。
⑥エネルギー/低炭素	二酸化炭素排出	・「市民一人当たりの自動車CO2排出量」は、平均を上回る[CO2排出量は少ない]水準となっています。

### 3-3 まちづくりに関する市民意向（市民アンケート結果より）

#### 【実施概要】

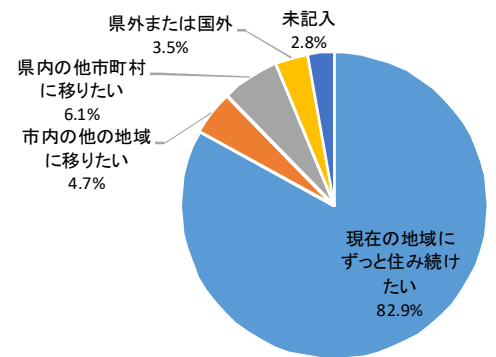
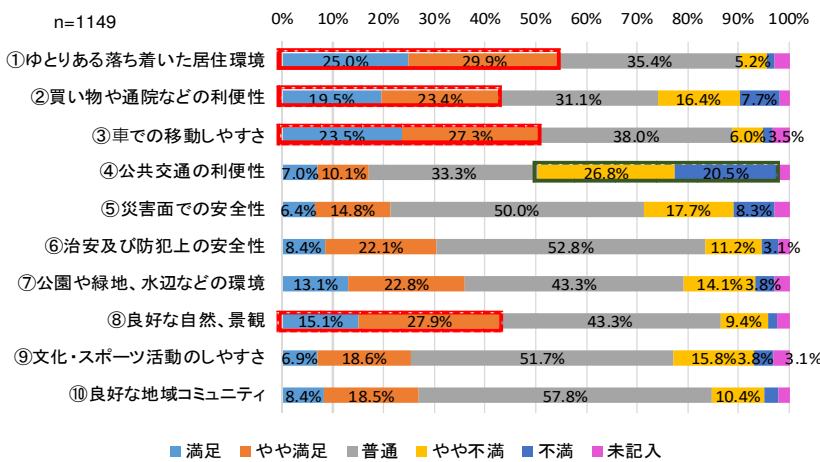
- ①対象地域：射水市全域
- ②調査対象：射水市にお住まいの満18歳以上の方
- ③配布数：2,500人を無作為に抽出
- ④調査方法：無記名、郵送方式による配布・回収
- ⑤有効回答数：1,149票（有効回答率46.0%）
- ⑥実施期間：2017年（H29）11月

#### 【回答者属性】



#### （1）お住まいの地域の暮らしやすさ、住み続けたい理由

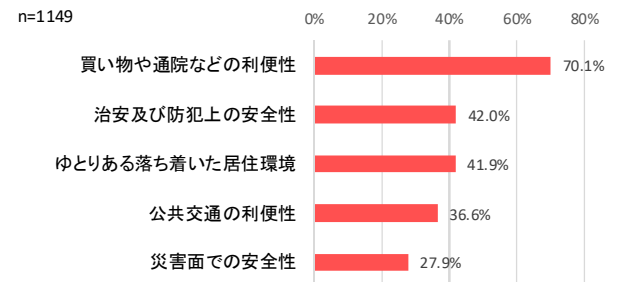
○地域の暮らしやすさについて「安全性」、「利便性」、「快適性」や「コミュニティ」等の多くの点で満足度は高く、現在の地域に今後も住み続けたいと考えている方が多いことが伺えます。



#### （2）居住環境として重視すること

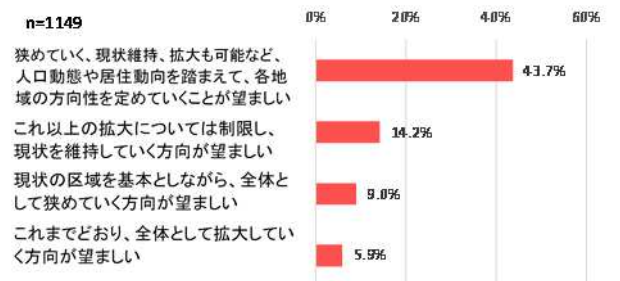
○居住環境として「利便性（買物、通院）」、「安全性（治安、防犯）」、「ゆとり・落ち着き」等を重視していることが伺えます。

※当てはまるもの3つまで回答



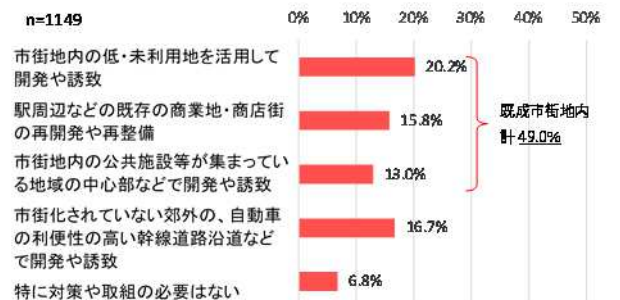
#### （3）居住地域のあり方

○人口減少を踏まえた今後の居住地のあり方として、「地域特性や動向等を踏まえて、地域ごとに集約や拡張の方向性を検討していく」のが望ましいとする声が多くなっています。



#### （4）商業機能の開発・整備

○郊外よりも既成市街地内での商業業務機能の開発・整備を望む声が多くなっています。

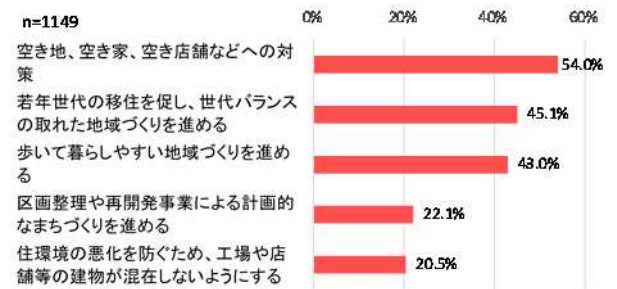


## (5) 地域のまちづくりに必要な取組

### ① 居住環境

○地域の住宅地に関する必要な取組として、「空き地・空き家等の対策」、「世代バランスの取れた地域づくり」、「歩いて暮らしやすい地域づくり」が優先的に求められています。

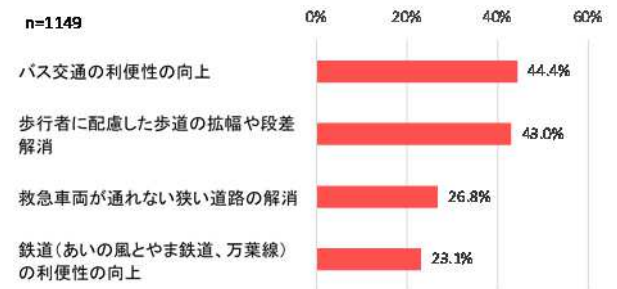
※当てはまるもの3つまで回答



### ② 道路・公共交通

○地域の道路・公共交通に関する必要な取組として、「バス交通の利便性の向上」や「歩行者に配慮した歩道整備」が優先的に求められています。

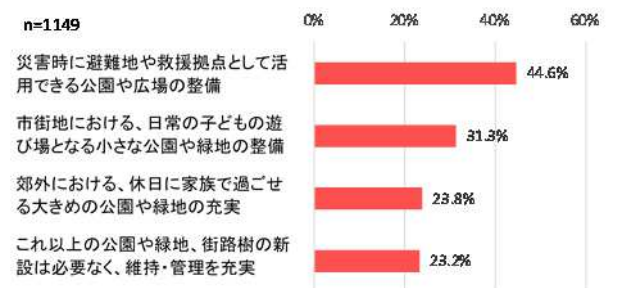
※当てはまるもの3つまで回答



### ③ 公園緑地

○地域の公園緑地に関する必要な取組として、「災害拠点として活用できる公園等の整備」、「日常の子どもの遊び場となる小さな公園等の整備」が優先的に求められています。

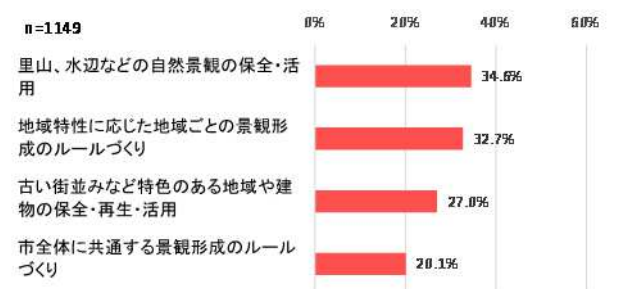
※当てはまるもの3つまで回答



### ④ 景観、自然的・歴史的環境

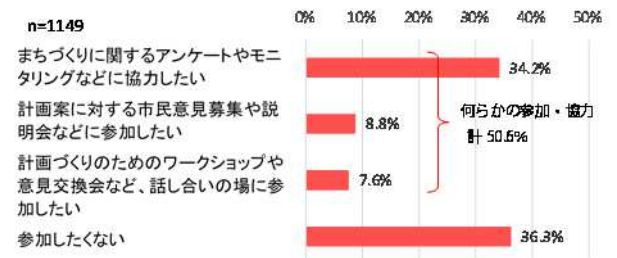
○地域の景観に関する必要な取組として、「里山等の自然景観の保全・活用」、「地域での景観ルールづくり」が優先的に求められています。

※当てはまるもの3つまで回答

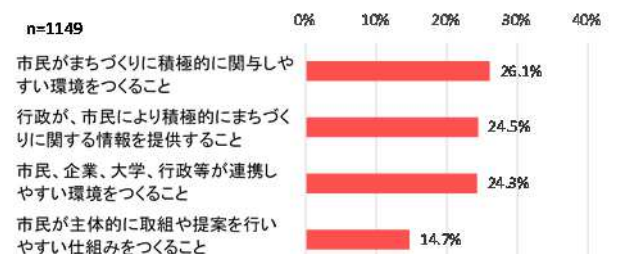


## (6) まちづくりへの参加の意向等

○まちづくりに何らかの形で「参加・協力したい」旨の回答が過半数であるものの、「参加したくない」も4割弱を占めており、市民の参加意識を高めていくことが大きな課題です。



○協働のまちづくりを進めるにあたって、「行政からの情報提供」、「市民が関与しやすい環境づくり」、「市民・企業・大学・行政の連携しやすい環境づくり」が重要だとする声が多くなっています。

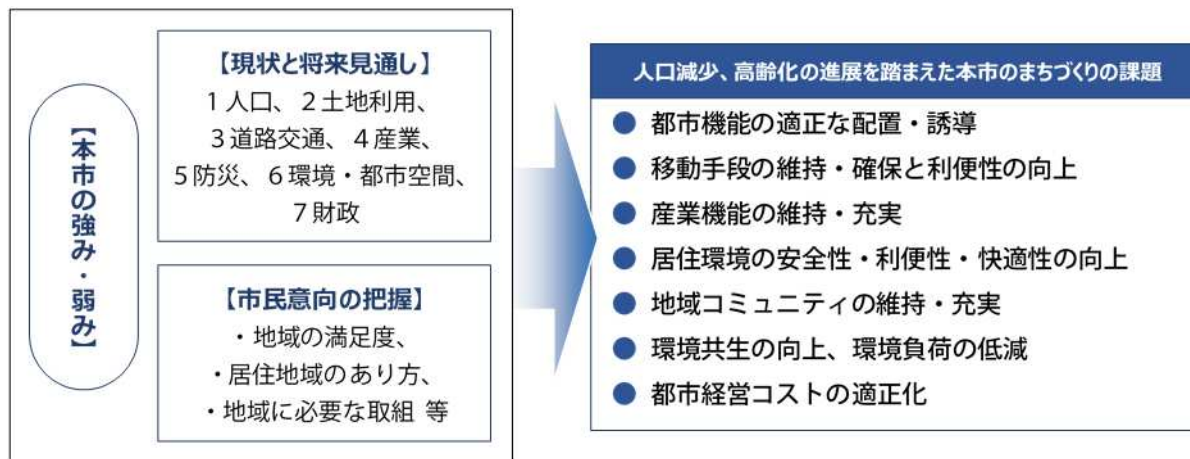


### 3-4 射水市のまちづくり課題

#### (1) 基本的な考え方

本市の強み・弱み、ならびに都市の現状と将来見通し、市民意向の把握等を踏まえて、本市のまちづくりの課題を整理します。

[課題整理の流れ]



#### (2) 人口減少、高齢化の進展を踏まえた本市のまちづくりの課題

人口減少、高齢化の進展を踏まえた本市のまちづくりの課題として、以下の7つを整理します。

##### ① 都市機能の適正な配置・誘導

都市の拡散傾向が続けば、既成市街地の生活利便は低下し、さらに空洞化が進むことが懸念されます。アンケート結果では、市民の多くが、居住環境で重視する点として、買物や通院等の利便性を挙げています。また、居住地域の形成については、人口動向や地域特性を踏まえながら、地域ごとに集約や拡張の方向性を検討していくことを望んでいます。

そのため、様々な制度等を活用し、都市機能の適正な配置・誘導を進め、地域の強みを活かした特色ある機能及び良好な居住環境の整った市街地の形成を図ることが必要です。

##### ② 移動手段の維持・確保と利便性の向上

自動車への依存度は高く、バス等の公共交通網は広く居住地域をカバーしているものの、利用者は少なく、将来にわたって公共交通サービスを持続していくためには、運行の効率化が必要です。アンケート結果では、市民の多くが、居住環境で重視する点として、公共交通の利便性を挙げており、また、道路・交通に関して地域で必要な取組としてバス等の公共交通の充実を挙げています。

そのため、生活道路や域内・域外移動のための道路の整備・保全による利便性の維持・向上はもとより、自動車を運転できない高齢者、子ども・学生及び障がい者等の市民のため、買物、通院、通勤及び通学等、日常の外出行動を支える移動手段の維持・確保や歩行空間の環境整備等により、利便性を高めることが必要です。

### ③ 産業機能の維持・充実

---

陸・海の交通利便性を活かした非鉄金属等の製造業及び物流業等を中心とする産業集積が図られ、製造品出荷額等も順調な伸びを示すなど、力強い産業競争力が維持され、雇用の受け皿として重要な役割を担っています。また、観光においても入込客数は順調な伸びを示しています。

企業団地の新規整備や既存拡張整備など、既存の産業機能の維持・充実を図ることが必要です。また、観光については、全国的に拡大が続く訪日外国人観光客の需要を取り込む観光振興の展開が必要です。

### ④ 居住環境の安全性・利便性・快適性の向上

---

市民は、居住環境に対して、買物・通院等の利便性、ゆとりある住環境、防災や防犯等の安全性などを重視しています。

そのため、各市街地やその周辺の農村等の集落、丘陵部等それぞれの状況を加味した、ハード・ソフト両面での防災機能の強化、生活サービス施設の立地誘導の推進、身近な憩い空間の創出などにより、居住環境の安全性・利便性・快適性を高めることが必要です。

### ⑤ 地域コミュニティの維持・充実

---

人口が減少し高齢化が進み、またライフスタイルが多様化する中、地域のコミュニティ活動は低下・衰退の傾向にあります。一方で、住民ニーズは多様化・高度化しており、地域福祉や子育て、防災・防犯など、住民の身近な地域コミュニティでの対応が期待される課題も増えています。アンケート結果では、市民の約半数が、地域活動やまちづくり活動に何らかの形で参加・協力したいと考えています。

そのため、地域活動を担う人材の育成や地域主体のまちづくり活動への支援等により、地域コミュニティの維持・充実を図り、行政や他団体とも連携して、課題解決へ取り組むための体制づくりが必要です。

### ⑥ 環境共生の向上、環境負荷の低減

---

大気や水質の環境は良好に保たれ、山・海の豊かな自然環境が保全されていますが、海洋ごみや里山環境の問題なども見られます。また、循環型社会の構築に向けて、地域内の有機資源を活用するバイオマス構想の取組が進んでいます。

そのため、良好な都市環境を支える市街地周辺の自然環境の保全を図るとともに、温室効果ガスの削減に資する都市構造を形成するなど、環境負荷の低減、環境共生の向上を図ることが必要です。

## 7 都市経営コストの適正化

---

今後、多くの公共施設等が更新時期を迎えますが、少子高齢化を伴う人口減少社会の進展等により、財政は厳しい状況が続くことから、維持や更新に必要な財源の確保が困難になることが予想されます。アンケート結果では、市民の多くが、住宅地での空き家・空き地等の活用、公園等での既存施設の充実など、新規整備よりも既存ストック\*の有効活用が重要であると感じています。

そのため、人口減少を見据え、より重要性の高い都市基盤等の整備の絞り込みと削減、公共施設の総量圧縮及び既存ストックの有効活用や長寿命化など、都市経営コストの低減、適正化及び効率化を図ることが必要です。

---

\*既存ストック：都市における既存ストックとは、これまでに整備されてきた道路、公園、下水道等のインフラ資産や公共建築物等の都市施設のことをいう。

### 3-5 現状と課題の整理

本市の強み・弱み、ならびに都市の現況と見通し、市民の意向等から、本市のまちづくりの現状と課題を整理します。

#### 本市の強み・弱み

##### 【強み】

- ①富山市、高岡市の中に位置し、多様な幹線交通網がある。
- ②高等教育機関が集積し、若い世代のまちづくり参画や高度な情報・知見等が得やすい。
- ③既成市街地のそれぞれに、一定の都市機能が集積しており、住みよい環境が形成されている。  
(商業や医療等の生活利便施設や公園緑地の徒歩圏人口カバー率は比較的高い)
- ④コンパクトな市域に、海、川、野、里山といった豊富で様々な自然を有する。
- ⑤地価は隣接の富山市、高岡市に比べて安く、住宅供給のポテンシャルが高い。
- ⑥子育て支援が充実しており、子育てしやすいまちとして周知されている。
- ⑦産業集積が高く、とりわけ製造業、運輸業関連の雇用が創出されている。
- ⑧国際拠点港湾及び総合的拠点港に指定されている富山新港は、環日本海の交易拠点として国際的なヒト、モノが集まり取引がされている。
- ⑨海王丸パークや太閤山ランドは、県内有数のレクリエーション施設であり、近隣から子育て世代を中心に多くの交流人口を集客している。

##### 【弱み】

- ⑩旧市町村の既成市街地等がそれぞれ離れて存在する、分散した都市構造となっている。
- ⑪自家用車の依存度が比較的高い。
- ⑫少子高齢化の進行と若者世代を中心とした市外への転出による人口減少が加速しつつある。
- ⑬商業や医療等の生活利便施設の徒歩圏人口カバー率は比較的高いものの、人口当たりの立地数はやや少ない。
- ⑭洪水や津波による浸水、地震による液状化等の自然災害リスクのある区域が海岸付近から内陸部に広く分布する。

※上記の【強み・弱み】は、「射水市人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づく整理。

#### 人口減少、高齢化の進展を踏まえた本市のまちづくりの課題

##### ① 都市機能の適正な配置・誘導

都市の拡散傾向が続けば、既成市街地の生活利便の低下が懸念されます。市民の多くが、人口動向や地域特性を踏まえながら、地域ごとに集約や拡張の方向性を検討していくことを望んでいます。様々な制度等を活用し、都市機能の適正な配置・誘導を進め、地域の強みを活かした特色ある機能及び良好な居住環境の整った市街地の形成を図ることが必要です。

##### ② 移動手手段の維持・確保と利便性の向上

自動車の依存度は高く、バス等公共交通は利用者が少なく、公共交通サービスの効率化が必要です。市民の多くが、居住環境で重視する点として、バス等の公共交通の充実を挙げています。自動車を運転できない市民のため、買物、通院、通勤及び通学等、日常の外出行動を支える移動手手段の維持・確保や歩行空間の環境整備等により、利便性を高めることが必要です。

##### ③ 産業機能の維持・充実

陸・海の交通利便性を活かした製造業及び物流業等を中心とする産業集積が図られ、力強い産業競争力が維持されており、雇用の受け皿として重要な役割を担っています。企業団地の新規整備や既存拡張整備など、既存の産業機能の維持・充実を図ることが必要です。

##### ④ 居住環境の安全性・利便性・快適性の向上

市民は、居住環境に対して、買物・通院等の利便性、ゆとりある住環境、防災や防犯等の安全性などを重視しています。ハード・ソフト両面での防災機能の強化、生活サービス施設の立地誘導の推進、身近な憩い空間の整備や景観の誘導などにより、居住環境の安全性・利便性・快適性を高めることが必要です。

##### ⑤ 地域コミュニティの維持・充実

人口減少、高齢化が進む中、地域のコミュニティ活動は低下・衰退の傾向にある一方で、地域福祉や子育て、防災・防犯など、身近な地域コミュニティでの対応が期待される課題も増えています。市民の約半数が、地域活動やまちづくり活動に何らかの形で参加・協力したいと考えています。地域活動を担う人材の育成や地域主体のまちづくり活動への支援等により、地域コミュニティの維持・充実を図り、行政や他団体とも連携して、課題解決へ取り組むための体制づくりが必要です。

##### ⑥ 環境共生の向上、環境負荷の低減

大気や水質の環境は良好に保たれ、山・海の豊かな自然環境が保全されていますが、海洋ごみや里山環境の問題なども見られます。また、循環型社会の構築に向けて、地域内の有機資源を活用するバイオマス構想の取組が進んでいます。良好な都市環境を支える市街地周辺の自然環境の保全を図るとともに、温室効果ガスの削減に資する都市構造を形成するなど、環境負荷の低減、環境共生の向上を図ることが必要です。

##### ⑦ 都市経営コストの適正化

今後、多くの公共施設等が更新時期を迎えますが、少子高齢化を伴う人口減少社会の進展等により、財政は厳しい状況が続くことから、維持や更新に必要な財源の確保が困難になることが予想されます。市民の多くが、空き家・空き地等の活用、公園等での既存施設の充実など、新規整備よりも既存ストックの有効活用が重要であると感じています。人口減少を見据え、より重要性の高い整備の絞り込みと削減、公共施設の総量圧縮及び既存ストックの有効活用や長寿命化など、都市経営コストの低減、適正化及び効率化を図ることが必要です。

人口減少、高齢化の進展を踏まえた本市のまちづくりの課題

現況・見通し

- ⑮人口は、2005年の9.4万人をピークに減少傾向。少子高齢化、労働力減少の進展。〈p12,13〉
- ⑯既成市街地の低密度化の進行と、低密度市街地の拡大の進展。〈p13,15〉
- ⑰既成市街地中心部の商業地等のにぎわいの衰退。〈p15,20〉
- ⑱増加傾向にある空き地・空き家。〈p15〉
- ⑲通勤・通学での自家用車の依存率が高く、公共交通サービスの縮小や廃止の可能性の高まり。〈p17〉
- ⑳就業人口について、第一次産業は大幅な減少、第二次産業は減少、第三次産業は増加の傾向が継続。〈p18〉
- ㉑県下有数の産業拠点の立地、製造品出荷額等は県全体の14%を占め、製造品出荷額も増加の傾向が継続。〈p19〉
- ㉒市内の企業団地の分譲率は97.6%でほぼ分譲済。〈p19〉
- ㉓新湊及び大門地域の既成市街地の広い範囲が、洪水や津波の浸水想定区域に含まれる。〈p22〉
- ㉔公園緑地の市民一人当たり面積は23.6㎡と高い水準を維持。〈p23〉
- ㉕水洗化、生活雑排水処理率は92.5%で、居住地域のほぼ全域を網羅。〈p23〉
- ㉖新湊大橋、富山湾及び富山新港、そして立山連峰を一望できるベイエリアからの優れた眺望景観。〈p24〉
- ㉗合併特例事業債発行期間の終了とその後の公共施設維持・更新費用の増大。〈p25〉
- ㉘生産年齢人口の減少等による歳入減。〈p25〉

市民の意向

- ㉙地域居住の満足感、将来居住の意向は高い一方、公共交通の利便性向上を求める声も多い。〈p27〉
- ㉚居住地域のあり方としては、地域特性や動向を踏まえて、縮小するとところと拡大するとところを定めていくことが求められている。〈p27〉
- ㉛地域のまちづくりにおいては、空き家・空き地対策、世代バランスのとれた地域づくり、歩いて暮らしやすい地域づくりが求められている。〈p28〉
- ㉜道路交通については、バス等の公共交通の利便性の向上、歩行者に配慮した歩道整備が求められている。〈p28〉
- ㉝公園緑地には、災害時の拠点としての機能が求められる一方、新設よりも既存施設の維持・管理の充実を求める声が多い。〈p28〉
- ㉞公民連携については、行政からの積極的な情報提供や、市民をはじめ企業や大学等が連携しやすい環境や仕組みの充実が求められている。〈p28〉

1 都市機能の適正な配置・誘導

都市の拡散傾向が続けば、既成市街地の生活利便の低下が懸念されます。市民の多くが、人口動向や地域特性を踏まえながら、地域ごとに集約や拡張の方向性を検討していくことを望んでいます。様々な制度等を活用し、都市機能の適正な配置・誘導を進め、地域の強みを活かした特色ある機能及び良好な居住環境の整った市街地の形成を図ることが必要です。

2 移動手手段の維持・確保と利便性の向上

自動車の依存度は高く、バス等公共交通は利用者が少なく、公共交通サービスの効率化が必要です。市民の多くが、居住環境で重視する点として、バス等の公共交通の充実を挙げています。自動車を運転できない市民のため、買物、通院、通勤及び通学等、日常の外出行動を支える移動手手段の維持・確保や歩行空間の環境整備等により、利便性を高めることが必要です。

3 産業機能の維持・充実

陸・海の交通利便性を活かした製造業及び物流業等を中心とする産業集積が図られ、力強い産業競争力が維持されており、雇用の受け皿として重要な役割を担っています。企業団地の新規整備や既存拡張整備など、既存の産業機能の維持・充実を図ることが必要です。

4 居住環境の安全性・利便性・快適性の向上

市民は、居住環境に対して、買物・通院等の利便性、ゆとりある住環境、防災や防犯等の安全性などを重視しています。ハード・ソフト両面での防災機能の強化、生活サービス施設の立地誘導の推進、身近な憩い空間の整備や景観の誘導などにより、居住環境の安全性・利便性・快適性を高めることが必要です。

5 地域コミュニティの維持・充実

人口減少、高齢化が進む中、地域のコミュニティ活動は低下・衰退の傾向にある一方で、地域福祉や子育て、防災・防犯など、身近な地域コミュニティでの対応が期待される課題も増えています。市民の約半数が、地域活動やまちづくり活動に何らかの形で参加・協力したいと考えています。地域活動を担う人材の育成や地域主体のまちづくり活動への支援等により、地域コミュニティの維持・充実を図り、行政や他団体とも連携して、課題解決へ取り組むための体制づくりが必要です。

6 環境共生の向上、環境負荷の低減

大気や水質の環境は良好に保たれ、山・海の豊かな自然環境が保全されていますが、海洋ごみや里山環境の問題なども見られます。また、循環型社会の構築に向けて、地域内の有機資源を活用するバイオマス構想の取組が進んでいます。良好な都市環境を支える市街地周辺の自然環境の保全を図るとともに、温室効果ガスの削減に資する都市構造を形成するなど、環境負荷の低減、環境共生の向上を図ることが必要です。

7 都市経営コストの適正化

今後、多くの公共施設等が更新時期を迎えますが、少子高齢化を伴う人口減少社会の進展等により、財政は厳しい状況が続くことから、維持や更新に必要な財源の確保が困難になることが予想されます。市民の多くが、空き家・空き地等の活用、公園等での既存施設の充実など、新規整備よりも既存ストックの有効活用が重要であると感じています。人口減少を見据え、より重要性の高い整備の絞り込みと削減、公共施設の総量圧縮及び既存ストックの有効活用や長寿命化など、都市経営コストの低減、適正化及び効率化を図ることが必要です。



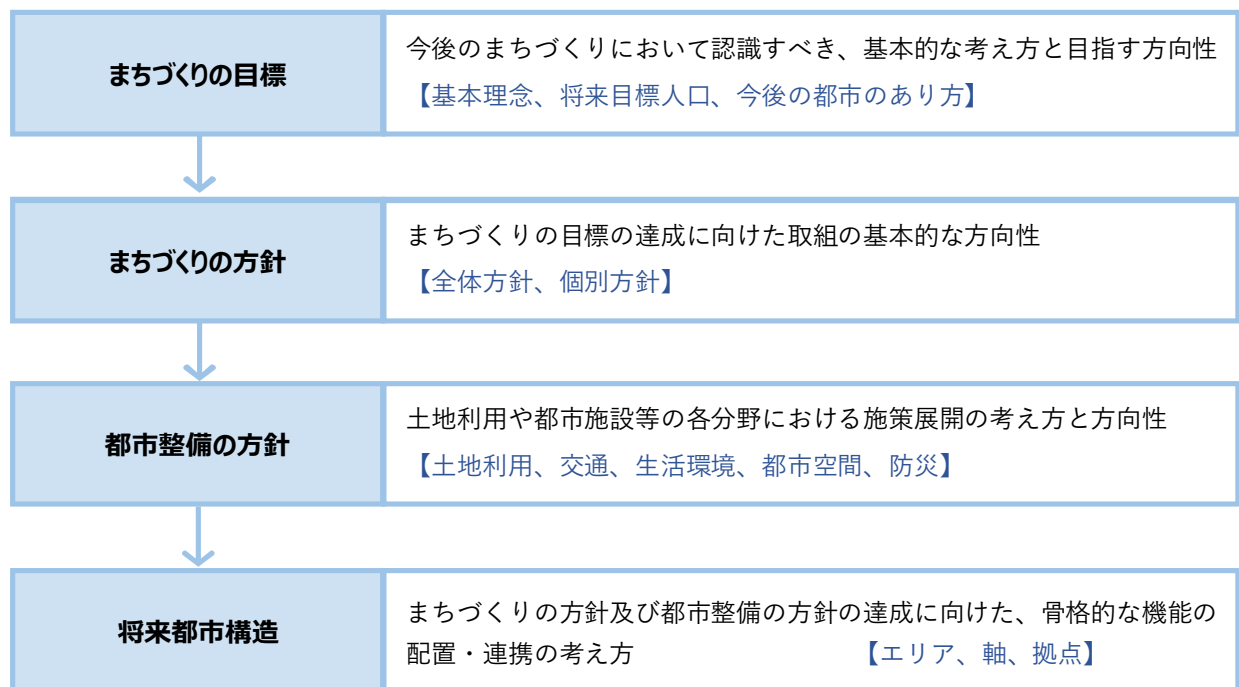
# 第3章 まちづくりの目標

## 1. 全体構想の構成

全体構想は、近年の社会・経済情勢の変化、本市の現状と将来見通し、市民の意向などから導かれたまちづくりの課題を踏まえた上で、今後の本市のまちづくりの考え方を中長期的な観点で定めたものです。

まちづくりは、道路や河川等の都市施設の整備や維持管理など、主に行政が中心となった事業に、地域コミュニティや商工業の活性化など、主に地域住民や事業者等の取組も加わり、まちの暮らしやすさ、にぎわいや魅力の創出につながる様々なテーマの活動等により推進されるものです。このようなまちづくりを進めるためには、まちに関わる全ての人が、本市が目指すまちの姿やまちづくりの目標について理解し、共有することが必要です。

全体構想では、市全体のまちづくりの方向性を、全体的な方針から分野ごとの個別方針につなぐ段階的な構成で整理します。その上で、それらを総合的に踏まえ、まちづくりの目標達成に向けた、市の都市構造の将来のあるべき姿を示します。



## 2. 基本理念

第2次射水市総合計画では、「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」をまちの将来像としており、本計画においてもこの将来像を基本理念として、まちづくりを推進します。

### 「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」

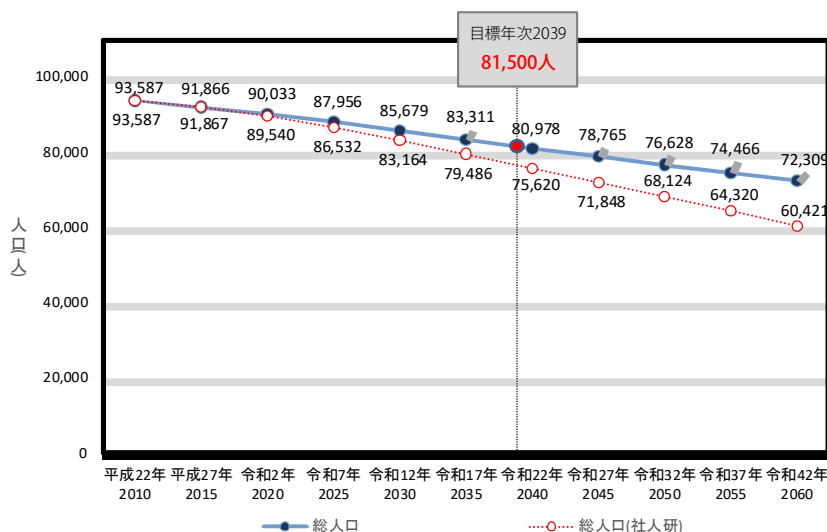
射水市はコンパクトな市域に、港湾、工業地、商業地、高等教育機関など、様々な機能を持つ魅力ある資源が集中し、さらに「海、川、野、そして里山」という豊かな自然を有しています。こうした地理的特性を活かしながら、全ての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民誰もが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造します。

## 3. 将来目標人口

本計画における将来目標人口は、射水市人口ビジョン（H27.10）の推計値に基づき設定します。この推計値は、子育て支援や雇用確保等の人口減少を極力抑制する施策を実施し、その効果が十分発揮されることで、合計特殊出生率が2030年（R12）までに市民希望出生率（1.853）に達し、さらに2040年（R22）までには人口置換水準（2.07）まで上昇し、人口の純移動率がトータルでゼロになると想定した場合の推計値となります。

目標年次である2039年（R21）における将来目標人口を、人口ビジョンでの推計値の按分から、81,500人と設定します。

2039年（R21）の将来目標人口：81,500人



資料：国勢調査、射水市人口ビジョン（H27.10）  
注意：グラフ中の2015値は推計値。

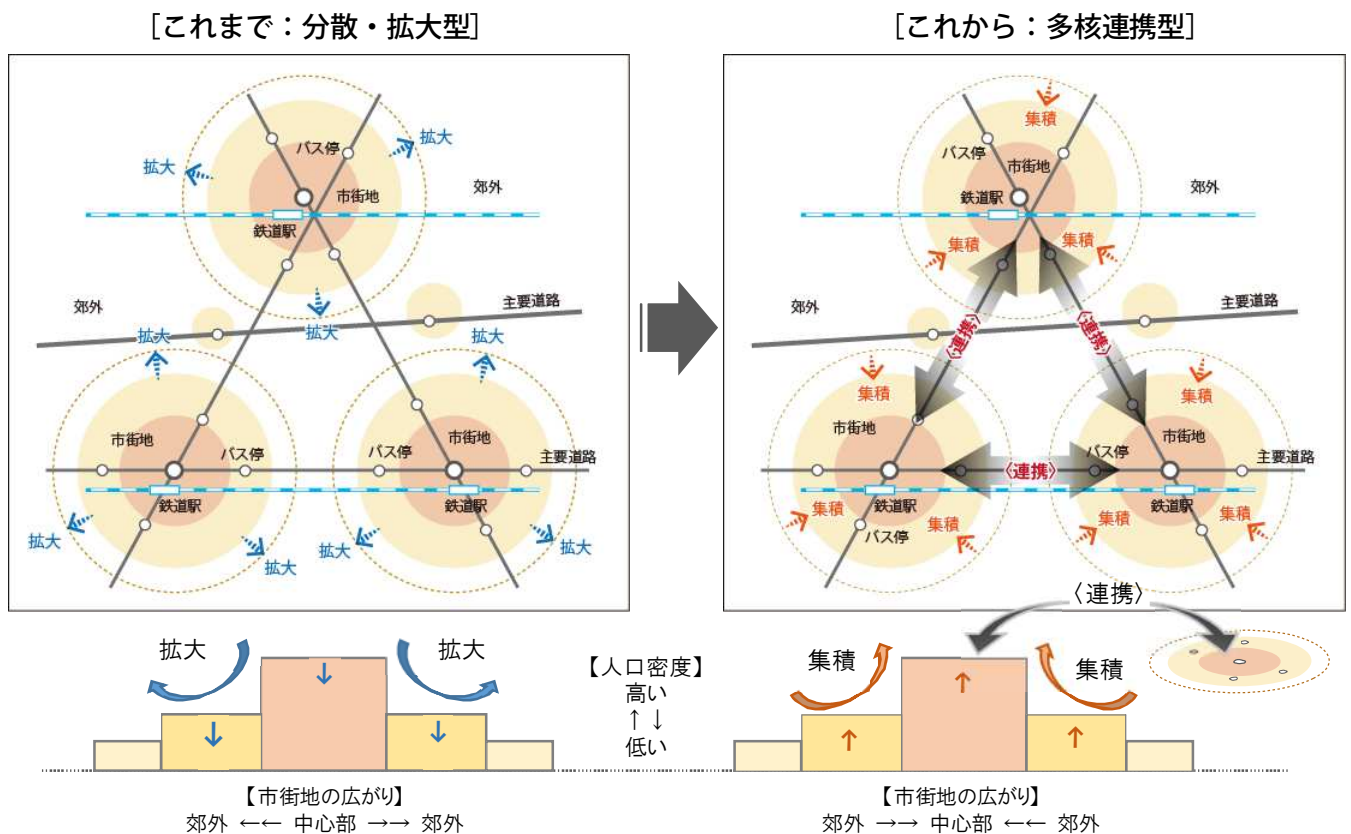
## 4. 今後の都市のあり方について

本市が中長期を見据えながら目指す、都市の空間や構造に係る今後のあり方について整理します。

### 考え方① 多核連携型のまちづくりの推進

本市は市町村合併当初より、既成市街地等が複数箇所に分散し、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには、沿道サービス型商業と運輸業が立地する以外は、市街化調整区域内の優良農地や既存集落地等が点在する分散した都市構造となっています。しかし、それらの既成市街地等は適度なまとまりをもって維持されているという特性があることから、一極集中の集約型まちづくりは困難と考えられます。

この特性に鑑み、機能的かつ効率的で持続可能なまちづくりを推進するため、それら既成市街地等のまとまりや既存ストックを活かし、必要な都市機能の維持や集積を推進しながら、各市街地の相互連携を促すことで、機能補完や地域相互の活性化等を図る多核連携型の都市構造の構築を目指します。



人口減少が進む中で、これまでと同様に都市構造の拡大傾向が進むと、居住地の人口密度は低下し、既成市街地等の衰退を招き、結果として、生活に必要な都市機能の維持や再配置が困難となる可能性が高まります。また、労働人口の減少も進み、都市施設等の維持に係る市民一人当たりの負担が大きくなることから、十分な量・質の確保が困難となることも予想されます。

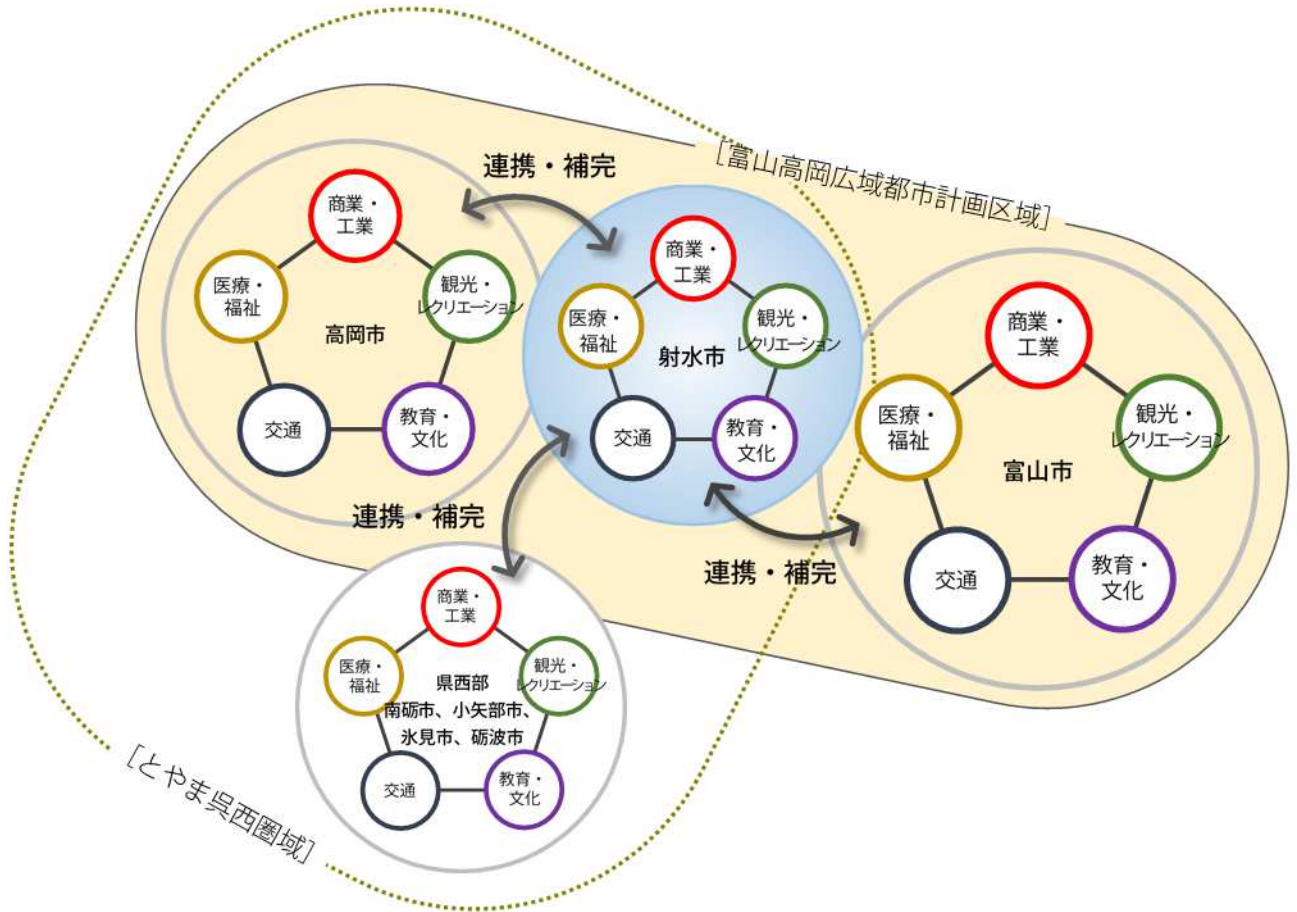
一方、移動手段の自動車依存が高いまま、都市構造の分散化に起因する都市施設の散在傾向も解消されないと、温室効果ガス等の環境負荷の増大や、交通弱者の生活利便性の悪化等も懸念されます。

市域全体として住み続けられる、持続可能なまちづくりを推進するため、既成市街地等の地域の核となるエリアへの機能集積と各エリア間の道路網や公共交通網の利便性促進等であつなかりを強化する多核連携型の都市構造の実現を図ります。

交通便利性の高い幹線道路沿線の地域、既存集落地の維持のために生活利便施設や定住の受け皿の整備が求められる地域など、都市の活性化や持続性の確保のために必要な新市街地の整備や都市的土地利用について、既成市街地等や周辺自然環境との調和に配慮した都市機能集積や連携を進めます。

## 考え方② 広域的な連携・補完による都市機能の充実

全ての都市機能を市単独で確保しようとするのではなく、周辺都市との連携・補完により、効率的に質の高い都市機能の確保を図ります。広域的な範囲での行政サービスの向上を進めます。



# 第4章 まちづくりの方針

## 1. これまでの方針

本市においてはこれまで、以下の7つの「まちづくりの基本方針」に基づき、北陸新幹線、新湊大橋等の交通基盤や企業団地の整備等の都市基盤の構築を進めてきました。また、道路、上下水道の整備・維持・更新、雨水管渠や排水ポンプ場の整備、密集市街地再開発、民間主導の宅地造成、ほ場整備等のまちづくりを推進してきました。

今後のまちづくりの推進にあたっては、一層深刻さを増す人口減少や少子高齢化、環境問題等の社会全体が抱える様々な課題に加え、本市特有の課題の克服や、更に既存の強み（優位性）を活用する観点が必要となります。

都市計画マスタープランにおいては、これまでの方針の基本的な考えは受け継ぎつつ、市総合計画が掲げるまちづくりの基本理念を踏まえて、現況調査や市民意向調査から見えた市の特性や優位性を最大限に活かして、課題克服に向けた取組を推進するためのまちづくりの全体方針と5つの個別方針を定めます。

### 【現行計画（これまで）のまちづくりの基本方針】

- ①人口減少に対応した、地域特性をいかした土地利用の推進
- ②人・ものが行き交う、活力・にぎわいあふれる産業の振興
- ③人にやさしい、住みよい生活環境を支える都市施設の充実
- ④地域間および地域内ネットワークの充実
- ⑤市民の生命と財産を守る、災害に強いまちづくり
- ⑥良好な景観づくりと環境保全に配慮したまちづくり
- ⑦参画と協働によるまちづくりの推進



### 【人口減少、高齢化社会の進展を踏まえた本市のまちづくりの課題】

- 都市機能の適正な配置・誘導
- 産業機能の維持・充実
- 地域コミュニティの維持・充実
- 都市経営コストの適正化
- 移動手段の維持・確保と利便性の向上
- 居住環境の安全性・利便性・快適性の向上
- 環境共生の向上、環境負荷の低減

### 【本計画のまちづくりの全体方針と個別方針】

全体方針「居住・産業・レクリエーションと自然が調和する 暮らしやすさと活力に満ちたまち」

- 個別方針
- ① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり
  - ② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり
  - ③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり
  - ④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり
  - ⑤ 公民連携によるまちづくり

## 2. 全体方針

本計画では、第2次射水市総合計画が掲げている将来像及び基本理念と整合を図り、主に都市機能や都市空間の整備に係るまちづくりの目標を以下のように設定します。

### 「 居住・産業・レクリエーションと自然が調和する 暮らしやすさと活力に満ちたまち 」

#### 【目指す将来のまちのイメージ】

私たちのまちには、地域特性を活かした、住・職・遊の魅力的で多彩な都市機能が存在しています。そして、その周辺には海・里山等の豊かな自然環境が広がっています。それら住・職・遊の都市機能を、周辺自然環境との調和に配慮しながら、都市全体の観点からバランスよくコンパクトに配置することを基本に、各都市機能の強化・充実に磨きをかけ、安全性、快適性、利便性が高く暮らしやすいまち、産業や交流が活発で活力に満ちたまちを目指します。

また、SDGs（持続可能な開発目標）\*の『目標 11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現』に向け、秩序ある土地利用を推進し、誰もが安全に利用できる持続可能な公共交通網の構築や、地域をつなぐ道路網の整備、住宅環境、生活環境の充実など持続可能都市の形成を目指します。

このようなまちを目指す中で、市民のまちへの愛着や誇りを高め、誰もが安心感と満足感を持って暮らし、市民一人ひとりが生き生きと輝くまちづくりを展開していきます。

## 3. 個別方針

### ① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり

人口減少が本格化する中、都市の持続可能性をいかに高めるかが最大の課題となっています。都市を持続していくには、生活利便性や地域活性化を支える居住、交通、産業、医療福祉、教育等の都市機能の維持・向上や一定の人口の集積が必要です。

市街地が分散し、それぞれが適度なまとまりを持つという本市の都市構造上の特性を踏まえ、各市街地の連携を強めることで、都市機能の補完や相互の活性化に努めます。また、それら市街地を核として、その周囲に広がる集落や丘陵部等との連携を強化し、都市全体の活性化と持続性の確保を目指すことで、多核連携型のまちづくりを推進します。

また、広域圏を視野に入れ、本市の立地特性を活かした周辺都市との連携による都市機能の補完や相互活性化に努め、本市が強みとする都市機能をさらに強化することで、住民が地域の活性化や利便性の向上を確実に感じられるまちづくりに努めます。

解決したい

まちづくりの課題

○都市機能の適正な配置・誘導

○移動手段の維持・確保と利便性の向上

○都市経営コストの適正化

\*SDGs（持続可能な開発目標）：SDGs エスディー・ジーズ（Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

## ② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり

本市は、国際拠点港湾伏木富山港の中核を担う富山新港を擁し、その後背地に広がる臨海工業地帯のほか、交通利便性を活かした産業拠点が数多く形成されており、富山県の産業振興を牽引してきました。引き続き、その役割を担っていくとともに、新たな産業需要にも対応しながら、活力ある産業拠点の創出を推進します。また、観光等による交流人口の拡大を通じて、地域活性化に資する交流のまちづくりを推進します。

解決したい  
まちづくりの課題

○産業機能の維持・充実

## ③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

局所的豪雨の多発や日本海側での大地震の想定などから、洪水浸水や津波の被害想定の見直しが行われ、これらを踏まえた防災・減災対策を同時に進めていく必要があります。また、地域住民による地域での支え合いを育みながら、防犯や福祉の見守り活動、身近な憩い・集いの空間の充実など、地域に暮らす全ての人の安全・安心、快適性を高める地域共生のまちづくりについて、地域住民との協働や民間活力の活用等も検討しながら推進します。

解決したい  
まちづくりの課題

○居住環境の安全性・利便性・快適性の向上  
○地域コミュニティの維持・充実

## ④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり

市内にはベイエリアや大規模公園等の魅力的な都市空間や眺望、里山や海辺等の豊かな自然環境が存在しており、これらを都市の魅力や居住環境を維持・向上させる要素として積極的に活用していくことが重要です。これら都市空間、眺望、自然環境を活かすとともに、うるおいや美しさを感じるまちづくりを推進します。

解決したい  
まちづくりの課題

○環境共生の向上、環境負荷の低減

## ⑤ 公民連携によるまちづくり

射水市では、これまで、地域の課題にきめ細かく対応していくために、公募提案型市民協働事業やアダプトプログラム\*事業など、市民協働のまちづくりを推進してきました。今後、人口減少・少子高齢化が進み、税収の減少や地域コミュニティの活力低下等が予想される中、公共施設の適正管理など、これまで以上に効率的で効果的な行財政運営・地域運営に取り組む必要があります。

そのため、地域住民をはじめとして、NPO・ボランティア団体、企業、金融機関、教育機関など、新たな地域の担い手として期待される多様な主体が、それぞれの特性や得意とする分野等に応じて、行政と連携して課題等に取り組む活動を推進することで、公民連携によるまちづくりを促進し、当該地域の活性化及び魅力や価値の向上につなげるとともに、様々な地域課題の解決を目指します。

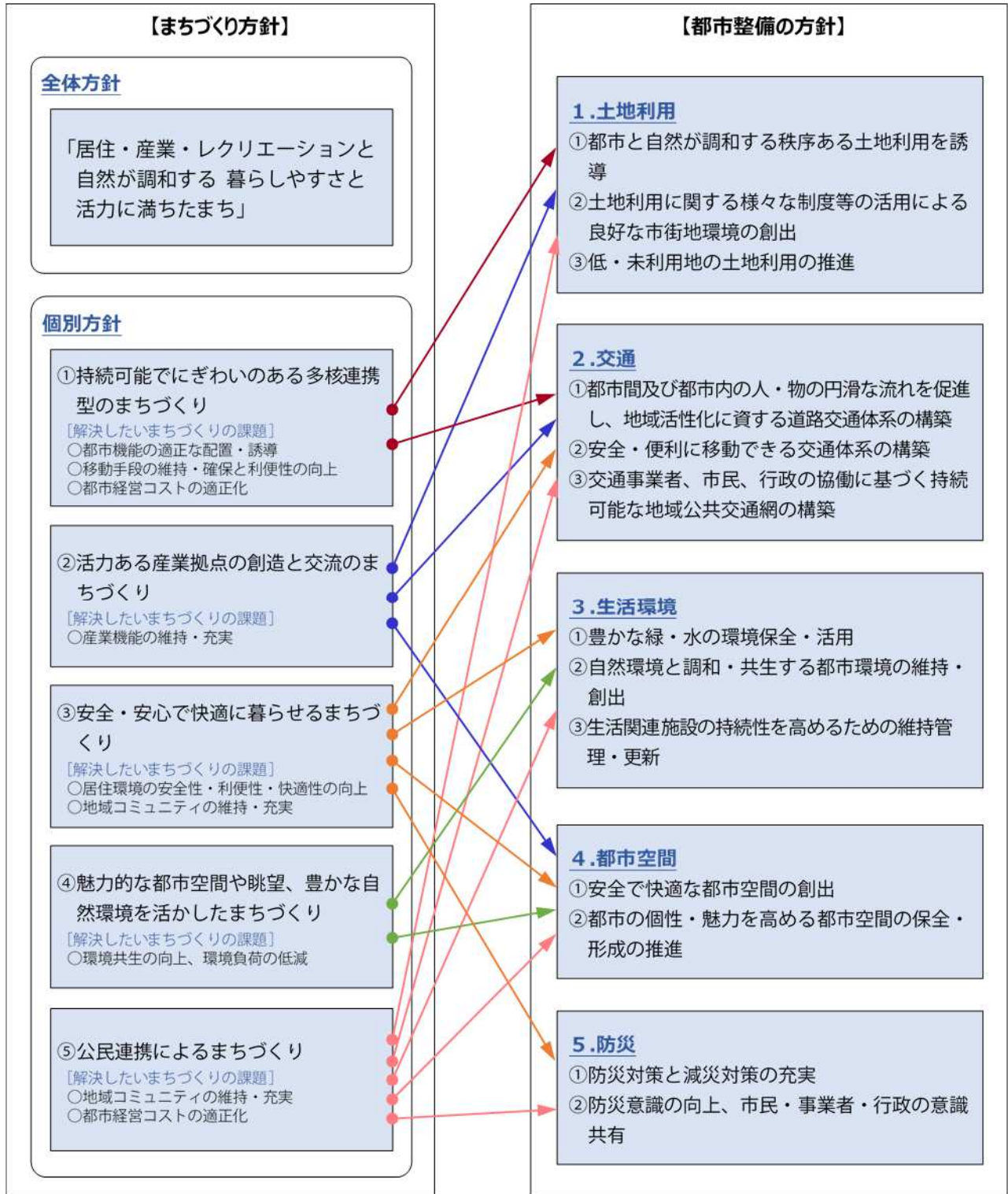
解決したい  
まちづくりの課題

○地域コミュニティの維持・充実  
○都市経営コストの適正化

\*アダプトプログラム：市民、企業等が、道路、河川及び公園等の公共空間を、我が子のように（「アダプト(adopt)」とは「養子縁組をする」という意味）、美化・清掃ボランティア活動等の世話をし、行政が一定の取り決めのもと支援する仕組み。

# 第5章 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの全体方針及び個別方針を踏まえながら、土地利用、交通、生活環境、都市空間、防災の施策分野ごとに、総合的・計画的にまちづくりを推進するための、施策展開の基本的な考え方や取組の方向性を、主に都市計画の観点から整理します。





# 1. 土地利用の基本方針

## ■ 基本的な考え方

### ① 都市と自然が調和する秩序ある土地利用を誘導

地域の立地特性や現状の居住地域のまとまり、既存の土地利用規制や周辺土地利用の状況を踏まえ、市街化等を推進すべき地区、農地を保全し農業の活性化を図るべき地区等、関係機関と調整を図り、それぞれの地区で優先すべき施策に応じた土地利用の維持または変更等を行い、それぞれが相互の活性化に寄与し、都市と自然が調和する、秩序ある土地利用への誘導を図ります。

### ② 土地利用に関する様々な制度等の活用による良好な市街地環境の創出

市街地の整備においては、地域の人口動向や開発需要等を踏まえた上で、土地区画整理事業等による面的整備や地区計画制度等の活用により、良好な市街地環境の創出を図ります。

### ③ 低・未利用地の土地利用の推進

既存市街地内及びその周辺の低・未利用地等については、市内の定住人口確保の受け皿としての住宅地や商業施設等の生活環境の充実、また職・住が近接する地域において事務所、作業場、店舗等の業務環境の充実等を図るため、農政サイドとも調整を図りながら、新市街地の開発も視野にいたした土地利用を検討し、都市部と農村部の調和がとれた市街地環境の創出に努めます。

また、低・未利用地等の活用については、適切な管理を促すだけでなく、周辺の住民や民間事業者等による、地域の特性や課題解決等のニーズに合致した利活用を促進するため、土地の交換・集約及び区画再編等を検討します。

## ■ 土地利用の体系

### (1) 住居地

戸建て住宅が中心の住宅地は、地区の特性に応じた、ゆとりと落ち着きのある良好な住環境の維持・整備を図ります。ライフスタイルや居住ニーズの多様化に対応するため、三世帯同居もしくは近居するための住宅の建設やリフォームの促進など、地域ニーズを踏まえながら、地区計画や建築協定等のまちづくりルールを検討を進めます。

商業地や工業地の周辺、主要道路沿いの住宅地では、地域の利便性の確保やにぎわいの創出に資する店舗等の住宅以外の施設との調和に留意しながら、良好な住環境の維持・整備を図ります。

人口増加が著しい地区においては、ゆとりと落ち着きのある良好な住宅地の形成を誘導するため、地区計画等のまちづくりルールの導入を促進します。

また、密集住宅地においては、共同建替え等による細街路の拡幅や防災空間の確保など、安全性や快適性を高める土地利用を促進します。

## (2) 商業・業務地

鉄道駅周辺等で商業施設が集積する区域については、民間活力導入も視野に入れた再開発事業や建築物の更新等を促進し、公共交通の利便性の向上と合わせた、商業・業務機能の集積と高度利用を図ります。

市街地中心部の主要道路沿道等で商業施設がまとまって立地する区域については、地域住民の生活を支えるにぎわい商業拠点として、利便性が高く魅力的な商業・サービス施設の集積誘導を推進します。

商店街など古くから店舗や生活利便施設が立地する区域については、これまでの商業・業務機能の立地を活かしながら、地域の生活に身近な商業・業務地としての機能の維持を図ります。

商業・業務地はすでに、ある程度の都市機能等が集積しているという優位性を活かし、既存施設のリノベーション\*、空き家や未利用地の活用による地域住民の生活利便性の維持・向上につながる商業・サービス施設の立地誘導を推進します。また、大きな敷地や施設を必要としない、IoT\*やAI\*等のソフトウェア及びその他 IT 関連の開発産業のサテライトオフィス\*等の事業拠点や SOHO\*等の場としての活用も推進します。

## (3) 産業専用用地

富山新港周辺の臨海工業地帯やその後背地等に広がる工業地については、富山新港の国際ターミナル機能を活かした工場及び物流施設が集積する工業専用用地として、生産機能の維持・向上を図ります。また、本市及び広域における海の玄関口として、港湾機能との整合を図りながら、環境整備を進めます。

市内に点在する市街地内の工業地については、様々な用途・規模の工場が立地する一般工業地として、周辺の住環境や自然環境に配慮しながら、生産機能の維持・向上を図ります。

市街地中心部や鉄道駅周辺に位置する工業地において、生産機能の更新または転換が図られる際には、機能転換の方向性を踏まえた移転集約や、都市全体の観点から土地利用の転換を促進します。

また、既存企業団地については、企業立地ニーズへの対応に資する、更なる機能拡張について検討を進めます。

今後、IoT等の情報通信技術、AI等のソフトウェア技術の急速な発展により、関連産業の成長・拡大及び産業構造の大きな変化が予想されます。また、技術の発展により、市内の既存産業のニーズの変化も予想されることから、産業の状況の変化を注視し、産業専用用地に限らず、郊外型産業地及び沿道複合地等においても、市内産業の活力の維持・向上に寄与すべく、企業にとっても利便性の高い基盤整備に努めます。

---

\*リノベーション：建築物の性能や資産価値を高めるための大規模な改築、増築及び用途変更等のこと。

\*IoT：アイオーティー（Internet of Things）とは、様々なモノがインターネットのようにつながり、情報交換することにより相互に制御する仕組み。

\*AI：エーアイ（Artificial Intelligence 人工知能）とは、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。

\*サテライトオフィス：企業、官公庁及び団体等の本拠（本社、本庁舎及び本部等）から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみて、衛星（サテライト）のように所在するオフィスとの意から名付けられた。

\*SOHO：ソーホー（Small Office Home Office）とは、企業などの大きな組織に属さない個人事業主や経営者が、パソコンなどの情報通信機器を利用しながら、小規模オフィスや自宅で仕事を行うこと。

#### **(4) 住宅・工場複合地**

住居や工場等が混在して立地している住宅・工場複合地では、居住環境の安全性や快適性と工場等の生産環境のバランスを考慮するなど、地域の居住環境と生産環境が調和した土地利用を促進します。

居住環境、生産環境の保全・確保を図るため、工場の建替え等の際には、その機能強化の方向性に応じて、企業団地等の産業地や沿道複合地への移転誘導を促進します。また、既に戸建て住宅が多く立地する地域においては、居住環境に影響を及ぼす恐れのある工場等の新たな立地に対する規制誘導について検討します。

#### **(5) ベイエリア複合地**

海王町、海竜町のベイエリアについては、絶景の景観を眺望できる海王丸パークをはじめ、マリトレジャーや漁業等の特色あるレクリエーション・娯楽、健康・スポーツ、海洋・環境に関する研究など、多彩な交流機能の集積を推進します。また、施設毎の有機的な繋がりや一体感の醸成など、エリア全体の活性化を促進し、「射水」を発信する拠点として、にぎわいのある交流空間の創出を図ります。

#### **(6) レクリエーション用地**

太閤山ランドや大島中央公園等、比較的大規模な公園は、多くの住民が憩いや交流、レジャーを楽しむ場として、施設機能の充実やバリアフリー化等により、全ての人が安心して利用できるように努めます。太閤山ランドは、県下有数の規模及び観光入込数を誇る広域公園であり、本市の交流拠点の核として適正な維持管理や施設・設備の充実を働きかけるとともに、その周辺整備についても検討を進めます。

#### **(7) 田園農用地**

主要な農業生産の場となる優良農地については、農業経営の効率化・安定化を図り、持続可能な力強い農業を実現するため、農業水利施設の整備や維持管理、ほ場の大型化など施設整備を推進するなど、農業振興に努めます。

また、遊休農地については、周辺の農村環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理や耕作者の確保等の防止策の実施とともに、農村の活力維持のための利用集積等の活用策の検討など、適正な土地利用の推進に努めます。

#### **(8) 郊外型住宅地**

田園環境内にある集落等の住宅地については、自然環境共生型住宅地として、今後も周辺地域の自然環境との調和・共生、居住形態等に留意した適正な土地利用により、良好な住環境の整備を図ります。

周辺の田園環境に配慮した秩序ある土地利用を図るため、地区計画や建築協定等の土地利用施策や規制等を活用しながら、集落の持続性や活力を維持していくために必要となる土地利用について検討を進めます。

## **(9) 郊外型産業地**

市街化調整区域内に立地する産業用地については、自然環境共生型産業地として、今後も周辺の農業・自然環境との調和・共生に留意しながら、生産・流通機能の維持を図ります。将来の産業用地の不足に備え、産業立地の優位性の高い沿道複合地やその周辺における新規企業団地整備の検討、ならびに既存の企業団地における拡張整備の検討を進めます。

小杉インターパーク周辺は、小杉インターチェンジに近接する特性を最大限に活かした活気あふれる商工業の拠点として、また広域的な物流の拠点として、企業誘致等を推進し、機能の維持・向上に努めます。

また、交通利便性の高さ等といった優位性から、企業団地適地調査において選定した、沖塚原、大江、小泉・島地区において、新規の企業用地確保の検討と企業誘致に努めます。

## **(10) 沿道複合地**

国道 472 号、国道 8 号等の 4 車線道路沿道の区域については、新たなにぎわいと活力の創出を目指し、道路交通利便性を活かした商業機能及び工業や流通業務をはじめとした産業機能の強化に努めます。具体的には、企業立地適地や既存企業団地等の産業集積が見られる区域周辺においては主に産業機能、住居地の近接部や、交差点周辺部においては、主に商業機能の土地利用を誘導するなど、立地動向や将来需要予測等を踏まえた土地利用を推進します。

また、秩序ある土地利用を図るため、地区計画等のまちづくりルールを導入等も検討しながら、適正な規制誘導に努めるとともに、敷地外周の緑化や大規模施設の形態・色彩に配慮した整備等を誘導するなど、周辺の田園景観との調和を促進します。

## **(11) 自然環境保全地**

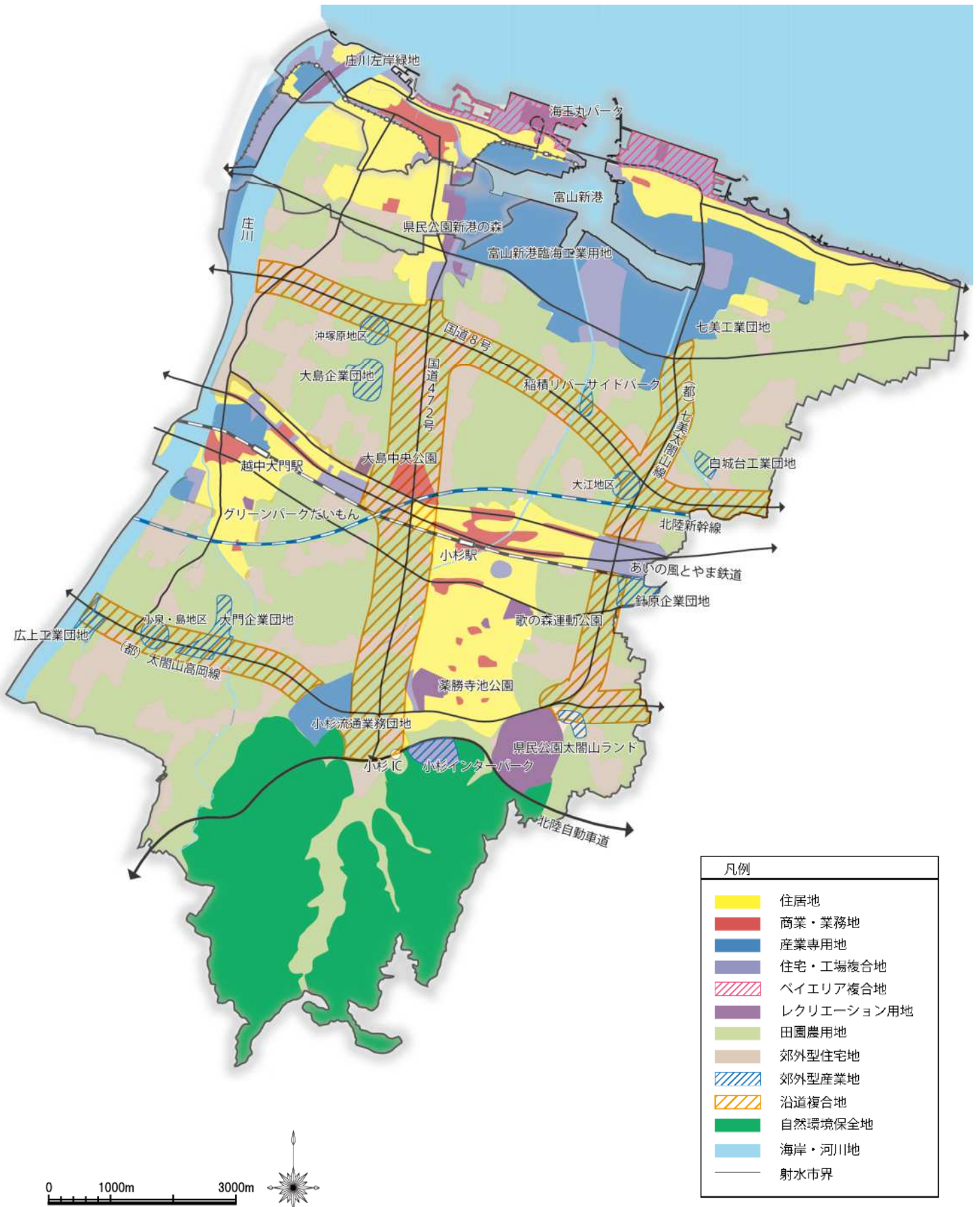
南部丘陵地一帯の緑豊かな樹林地については、無秩序な開発や土地利用転換を抑制し、良好な自然環境の保全を図ります。また、周辺の樹林地との調和とともに、水源涵養や水質保全、ため池の維持・管理の面についても十分に留意した土地利用を図ります。

## **(12) 海岸・河川地**

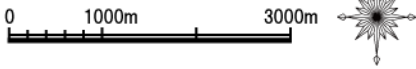
豊かな自然を有する河川や海岸部は、ベイエリア複合地及び市内を流れる庄川、内川、下条川等を、人々が集いにぎわい憩える空間として、適正な土地利用や利活用を促進し、自然環境の保全に努めることで、魅力ある水辺空間の形成を促進します。

また、護岸の保全や管理等の防災対策の充実により、水害に強いまちづくりを推進します。

〈土地利用基本方針図〉



凡例	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:yellow;"></span>	住居地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:red;"></span>	商業・業務地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:blue;"></span>	産業専用地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:purple;"></span>	住宅・工場複合地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, red 2px, red 4px);"></span>	ベイエリア複合地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:purple;"></span>	レクリエーション用地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	田園農用地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightgreen;"></span>	郊外型住宅地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, blue 2px, blue 4px);"></span>	郊外型産業地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, orange 2px, orange 4px);"></span>	沿道複合地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:green;"></span>	自然環境保全地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:lightblue;"></span>	海岸・河川地
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom: 1px solid black;"></span>	射水市界



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

## 2. 交通の基本方針

### ■ 基本的な考え方

#### ① 都市間及び都市内の人・物の円滑な流れを促進し、地域活性化に資する道路交通体系の構築

広域的な都市間を結ぶ広域幹線道路、隣接都市間や都市内各拠点を結ぶ地域連携道路、地域連携道路を補完する補助幹線道路、日常生活の利便性を支える生活道路の4段階の道路構成に基づく整備により、都市間及び都市内の人・物の円滑な流れを促進し、地域活性化に資する道路交通体系の構築を図ります。

#### ② 交通事業者、市民、行政の協働に基づく持続可能な地域公共交通網の構築

既存の鉄道やバス等の公共交通基盤の有効活用と交通需要の適正な管理を行いながら、「射水市地域公共交通網形成計画」とあわせて、交通事業者、市民、行政の協働に基づく持続可能な地域公共交通網の構築を検討します。

#### ③ 安全・便利に移動できる交通体系の構築

高齢化の更なる進展により、自動車に依存しすぎずに、誰もが安全・便利に移動できる交通体系の構築の必要性が一層高まると予想されます。その実現に向けて、高齢者、子ども・学生、障がい者、及び外国人や旅行者等、全ての市民や来訪者にとって利用しやすい交通施設の整備・確保を図ります。

### ■ 道路交通体系の整備方針

#### [広域幹線道路]

国土軸を形成する北陸自動車道及び広域的な交通処理を担う国道8号の適正な維持管理の継続、また、北陸と東海を結ぶ大動脈としての役割を担う東海北陸自動車道の早期4車線化整備完了に向け、それぞれ所管機関への働きかけを継続します。

#### [地域連携道路]

広域幹線道路を補完し、隣接する都市及び市内の円滑な移動を支える都市計画道路等を地域連携道路と位置づけます。この道路は、市域全体の連携を強化する環状道路網も形成する重要な道路として、整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

富山空港、北陸新幹線駅、北陸自動車道インターチェンジ等の高速交通結節点へのアクセスの高速化・円滑化を図る道路整備を促進します。

国道8号を補完し東西ネットワークの充実を図るため、富山新港南部から富山市北部を結ぶ(仮称)七美四方荒屋線の整備計画を策定し、事業化を促進します。

#### [補助幹線道路]

地域連携道路を補完し、市内の拠点間の円滑な移動を支える道路を補助幹線道路と位置づけます。この道路は、市内の各拠点と主要道路網との連絡や拠点間の連携を促進する道路として、整備を推進するとともに、適正な維持管理に努めます。

## 【生活道路】

日常生活の安全性や利便性を向上させる生活道路の整備を推進します。歩行者が多い学校周辺の道路については、優先的に歩行者空間の整備を推進します。

災害時における避難路の確保や消防・救急活動の円滑化、日照・通風といった住環境の改善のため、狭あい道路の拡幅整備を推進します。

## ■公共交通体系の整備方針

### 【鉄道】

あいの風とやま鉄道、万葉線については、事業者への適正な維持管理等の働きかけとともに、利用者の利便性を高め利用者増に資する施設整備等を促進します。

北陸新幹線等の広域的な公共交通を利用した観光客を呼び込むために、駅舎等の周辺整備や鉄道とバス等の乗り継ぎ利便性の維持・向上等による受入体制の強化を進めます。特に、本市の玄関口である小杉駅と、観光資源が豊富なベイエリア周辺地区との連絡を強化し、観光をはじめとした様々な交流・連携を促進します。駅については、交通機能の充実だけでなく、周辺地域のにぎわい創出や活性化に資する施設の整備や誰にでも使いやすい環境の整備を検討します。

万葉線は、射水市北部と高岡市の中心市街地を結ぶ公共交通であり、引き続き老朽施設の改修等を行い安全性の確保と利便性の向上を促進します。また、シェアサイクルを含むシェアリングモビリティ\*等との有機的なアクセス確保やベイエリアとの接続強化等も含めた将来のあり方の検討を促進します。

### 【コミュニティバス等】

民間路線バスについては、利用者の需要動向を踏まえた上で、事業者に適正な維持管理等を働きかけ、公共交通サービスの維持を図ります。

コミュニティバス、デマンドタクシーについては、地域特性や利用者の需要動向等を踏まえながら、コミュニティバス（定時定路線型）とデマンドタクシー（需要応答型）を組み合わせた公共交通システムにより、路線網及び運行頻度等の最適化を推進し、利便性の高い柔軟な公共交通サービスの提供を図ります。また、地域住民による運営への参画や、民間企業（商業、医療等）との連携の強化等を促進し、持続性の高い地域公共交通体系の構築を目指し、地域住民、交通事業者、市（行政）の協働に基づき、効率的・効果的な運行を推進します。

小杉駅周辺、越中大門駅周辺、新湊中心部においては、本市のバス交通のターミナル拠点として、路線網及び運行頻度の最適化の検討及び施設の維持管理や整備を推進します。

\*シェアリングモビリティ：物・サービス・場所などを、多くの人と共有・交換して利用する社会的な仕組みやサービスをシェアリングエコノミーと言うが、その中の移動手段（モビリティ）に係るもの。自動車を個人や会社で共有するカーシェアリングなど。

## 【その他の交通施策】

自動車を過度に頼る状態から、鉄道・バス・自転車等を適度に利用する状態へと、市民の交通行動に係る意識の自発的な転換を促進します。

北陸新幹線については、市内に停車駅はないものの、新高岡駅や富山駅に近接する地理的優位性を活かし、両駅から本市を含む広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス性向上を推進します。また、大阪駅までの全線整備実現を目指し、国や関係機関への働きかけを行います。

幅員の狭い踏切道については、歩道新設、歩道拡幅、車道拡幅等の改良を行うことで、踏切を通行する歩行者等の安全性の向上を図ります。

## ■その他の交通施設等の整備方針

### 【歩行者・自転車通行空間】

環境や健康に配慮した交通体系の構築を目指し、徒歩や自転車の移動の安全性・快適性を高めるための整備を推進します。河川等の水辺や歴史・文化資源等とも連携しながら、魅力的な歩行者・自転車のネットワーク形成を図ります。

自転車交通については、環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持をはじめ、健康増進、観光振興等に資するという観点から、その役割拡大に向けて、自転車通行空間の確保に努めます。既存の自転車通行空間に関しては、周辺都市にまたがる富山湾岸サイクリングコースや田園サイクリングコース、(県)富山庄川小矢部自転車道の適正な維持管理に努め、市民、観光旅行者等が利用しやすい環境を創出し、観光資源としての魅力向上及び、利用者の健康及び福祉の増進を図ります。

また、バリアフリー化やユニバーサルデザイン\*の普及を推進し、高齢者等をはじめ誰もが安全で快適に歩けるよう、歩道の段差解消や交通安全施設の整備等を進めます。

### 【駅周辺広場】

あいの風とやま鉄道の小杉駅及び越中大門駅については、本市の玄関口としての交通結節性を高めるため、駅に接する広場の機能充実を推進します。

### 【駐車場・駐輪場】

鉄道やバス等の公共交通の利用促進を図るため、主要な交通結節点において、パーク・アンド・ライド\*用の駐車場やサイクル・アンド・ライド\*用の駐輪場の整備誘導を推進します。

また、小杉駅前、越中大門駅前、市内各所観光地周辺等の駐輪場機能の維持・向上等に努め、市民や観光旅行者の自転車活用に資する整備を検討します。

### 【除排雪】

機械除雪の適切な実施とともに、冬期間の安全・安心な道路空間を確保するため、生活道路の除排雪については、地域と市が役割分担、協力を図り、効果的・効率的な除雪等を推進します。

また、消雪施設の計画的な維持管理・更新を推進します。

\*ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず様々な人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方。

\*パーク・アンド・ライド、サイクル・アンド・ライド：自宅から最寄りの駅やバス停までマイカーや自転車で行き、駐車場や駐輪場に停めて公共交通機関に乗り換えて目的地へ向かう方式のこと。



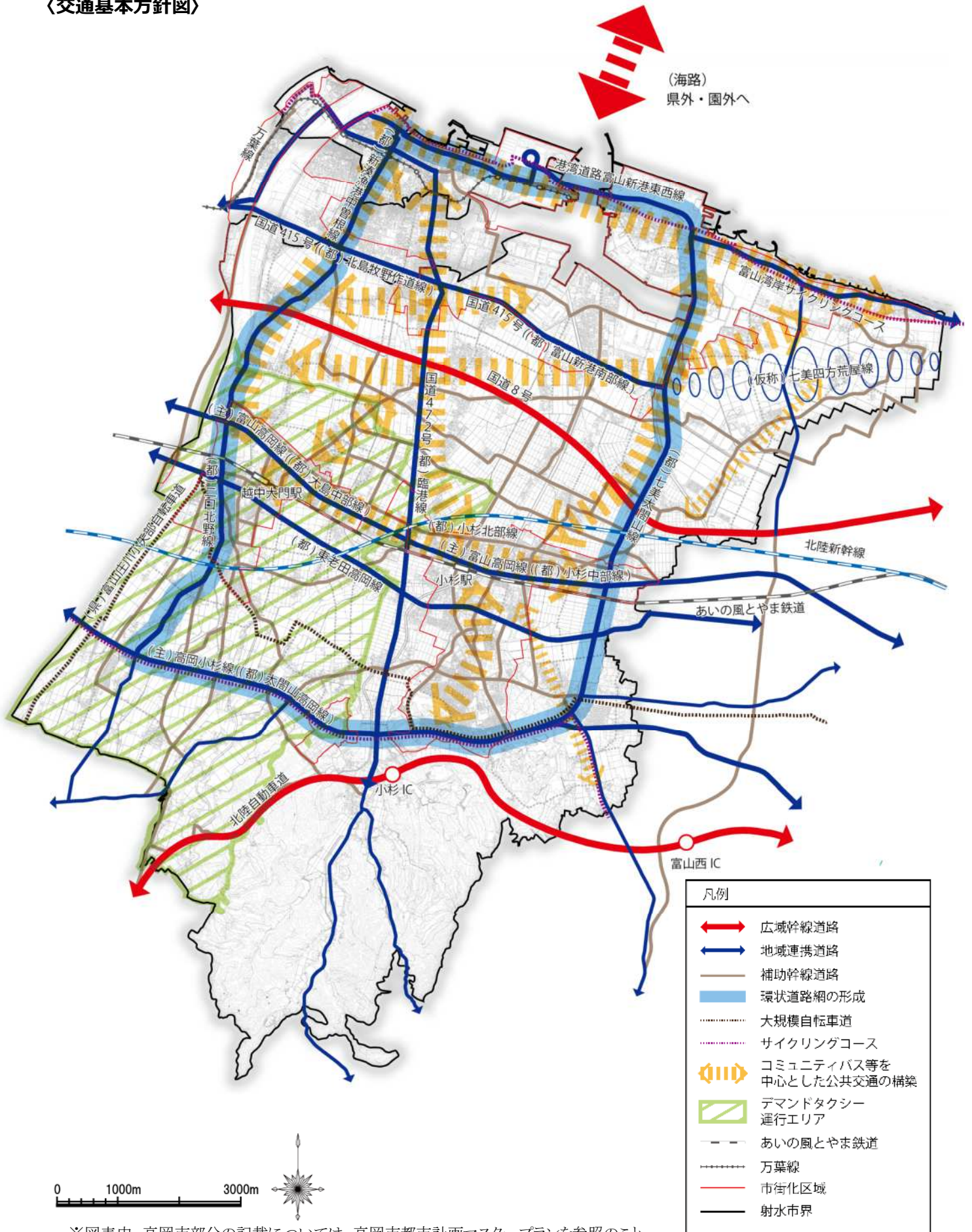
## **[港湾]**

富山新港においては、客船バースの延伸やコンテナバース・荷役施設等の港湾施設の整備促進を図り、国際貿易や観光及び環日本海交流の拠点としての充実を管理者等へ働きかけます。

## **[道の駅]**

国道8号沿いの道の駅「カモンパーク新湊」は、ドライバーの休憩場所としての活用だけでなく、市の代表的な集客施設のひとつでもあることから、観光及び地域の交流拠点・情報発信拠点として、機能の充実を図ります。周辺地区においても、特産物の販売や宿泊機能等、本市の交流人口拡大に資する施設の立地を検討します。また、災害時における救援拠点としての活用など、既存施設の活用を基本とした防災機能の維持・向上について、国等の関係機関と連携しながら検討を進めます。

〈交通基本方針図〉



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

### 3. 生活環境の基本方針

#### ■ 基本的な考え方

##### ① 豊かな緑・水環境の保全・活用

南部丘陵の樹林地や太閤山ランド等の大規模公園の緑地空間、北部海岸部及び庄川等河川の水辺などは、本市の良好な都市環境を支える重要な要素です。それら豊かな緑・水環境の保全・活用を図ります。

また、公園、緑・水の環境等の空間を、多彩なレクリエーション活動、健康運動、文化活動等の多様な活動の拠点、地域のコミュニティ活動の場及びにぎわい創出の場、そして災害時における避難所としての利活用を図るため、必要な便益施設の維持・整備、憩いやくつろぎのスペース、防災機能等の確保を図り、実際の利活用の手法やその実践についても検討するなど、大切な公共空間としての価値の向上を目指します。

##### ② 自然環境と調和・共生する都市環境の維持・創出

地域の実情にあわせた良好な環境づくりを進め、快適で衛生的な市街地環境と美しい自然環境の確保を図ります。また、循環型社会に向けた取組やバイオマス構想の推進などにより、環境への負荷を抑えた、自然環境と調和・共生する都市環境の維持・創出を図ります。

##### ③ 生活関連施設の持続性を高めるための維持管理・更新

生活関連施設については、人口の減少、社会ニーズの変化等を踏まえ、必要とされている施設を見極め、継続的な利用または廃止を検討し、効率性と持続性を高めるための維持管理・更新を進めます。また、地域における公共サービスの維持・向上の観点にも留意しながら、必要な公共施設の適正な配置・整備を進めます。

その他、住民の生活利便性の向上や健康面・衛生面の充実に資する施設で、都市計画での位置づけが必要なものについては、都度十分な検討を行い、必要な手続きを進めます。

#### ■ 緑・水の環境整備

##### (1) 公園・緑地の整備

###### 【街区公園、近隣公園、地区公園（住区基幹公園）】

住区基幹公園については、生活に身近な憩いの場として、適正な維持管理を図るとともに、長寿命化、バリアフリー化、防犯性向上等に留意した機能の向上を図ります。

地域の人口動向等を勘案し、施設の適切な配置について検討を進めます。また、公園規模に応じて、遊具・トイレ等の公園施設の整理統合を進めます。

身近な公園緑地が、地域住民にとってより親しみの持てる場となり、よく利用される場となるよう、アダプトプログラム制度の活用などを通じて、地域住民と市との協働による維持管理を推進します。また、既存公園を菜園等に利用するコミュニティガーデン化を検討します。

### **【運動公園、広域公園（都市基幹公園）】**

歌の森運動公園は、公園施設長寿命化計画に基づき、アスレチック遊具等の補修・更新を図るとともに、子どもから大人までがスポーツを楽しめる運動公園としての機能の維持・向上を図ります。

太閤山ランドは、良好な景観や自然環境との調和に配慮した施設整備を促進する等、広域公園としての機能の維持・向上を目指し、所管機関への働きかけを進めます。また、本市における代表的な交流拠点として、市内外の観光拠点等との連携を推進します。

### **【特殊公園、都市緑地（緩衝緑地）】**

薬勝寺池公園、中山公園は、それぞれ特殊公園としての機能の維持・向上を図ります。

庄川左岸緑地、内川緑地、いさりび緑道、新港地区緩衝緑地（県民公園新港の森）は、周辺の水辺等の自然環境と合わせて、地域の拠点的な緑地を形成しているとともに、市民や来訪者等が集い・憩う場となっており、適正な維持管理、機能の向上を図ります。

海老江海岸一帯の松林、地域の緑地景観を特徴づける社寺や史跡等と一体となった樹林地や下条川沿いの桜並木などは、地域環境の向上に寄与する緑地として保全を図ります。

### **【その他の公園・緑地】**

射水ベイエリアにおける海王丸パーク、富山新港元気の森公園については、市民や来訪者が集い・憩い・交流する観光交流スポットとして、レクリエーション機能のほか、緑地機能、眺望機能、健康機能等の充実を図ります。

パークゴルフ場については、利用者動向等に応じた適正な整備、維持管理に努めます。

## **（２）緑・水空間の保全**

南部丘陵の樹林地、各市街地周辺に広がる優良農地、庄川や内川、下条川等の河川空間、富山新港及び新湊漁港周辺、海老江から本江に至る海岸部などについては、生態系等にも配慮しながら保全・活用を図ります。

富山新港、新湊漁港の周辺においては、港本来の機能への支障を及ぼさない範囲で、海辺に近づける場や湾内を散策できる海上ルートなど、海辺の魅力を活かした環境の創出を進めます。

せせらぎ水路や歩道の街路樹、公共施設の植栽など、市街地内の水や緑を感じる空間の保全・整備により、市街地におけるうるおい環境の向上を図ります。

住宅や事業所等における緑化、農村集落地内における屋敷林の保全、地域人材を活かした教育活動等の多世代間の交流の促進等、暮らしに身近な住環境の快適性の維持・向上を促進します。

中長期的な視点に基づき、総合的・計画的に緑地の保全や緑化の推進と、人口減少社会に対応した公園の再配置、統廃合を含めた検討を進めます。

## ■ 良好な市街地環境の維持・創出

### (1) 地域による良好な住環境の維持・創出

地域の実状に応じた良好な住環境を形成するため、地区計画や建築協定などのきめ細かな地域のルールづくりを促進します。また、特定の地域（エリア）を単位として、地域の良好な環境の形成や地域の価値の維持・向上を目指し、地域住民や民間が主体となって、地域のまちづくりや地域経営を積極的に行っていくエリアマネジメントの取組を促進します。

### (2) 衛生的な市街地環境の維持・創出

#### 【上水道】

上水道の整備はほぼ完了しており、今後も安定的に良質な水を供給するため、水源確保や自己水源の活用、施設の耐震化や老朽施設の計画的な更新、危機管理体制の充実に努めます。

#### 【下水道】

下水道の未整備区域での整備、完了地区での宅内接続を促進します。また、下水道施設の適正な維持管理、老朽施設の延命化、危機管理の向上を図るなど、健全な水環境の確保に努めます。

下水道事業の安定的な運営を継続するため、既存施設の有効活用を図りつつ、流域下水道への施設の統廃合・管理の一元化を視野に入れた建設改良事業や施設の維持管理等を図ります。下水道区域以外の地域については、合併処理浄化槽などによる生活雑排水の適切な処理を推進します。

#### 【衛生関連施設（斎場、墓苑、ごみ焼却施設、し尿処理場及び最終処分場）】

斎場・墓苑については、周辺環境への配慮、将来予測等に基づいた適正な規模や配置による整備及び維持管理に努めます。

ごみ焼却施設クリーンピア射水等の一般廃棄物処理施設については、適正な維持管理及び更新を図ります。老朽化した設備については、基幹的設備の改良整備を推進し、長寿命化を図ります。また、一般廃棄物処理施設については、将来の処理人口の動向を踏まえて、広域化や民間活力の導入など運営のあり方について検討を進めます。

自動車の排気ガスや工場からの排煙、悪臭等の発生の抑制、薬剤等の地下水への影響の抑制など、大気質や地下水質の悪化を防止する取組を推進し、健康的で快適な生活環境の形成を図ります。また、ごみのポイ捨てや不法投棄の防止を強化し、良好な自然環境の保全を図ります。

### (3) 低炭素・循環・自然共生型社会の促進

環境負荷の小さな都市構造への転換を図るため、産学官連携等による石油やガス等の化石燃料の省エネルギー化を促進するとともに、太陽光や小水力、バイオマス\*等の再生可能エネルギーの活用を促進します。また、公共施設等への再生可能エネルギー利用設備の導入、住宅等の省エネ機能の向上を促進します。なお、太陽光発電施設の整備においては、景観の阻害、土地の形質変更に伴う自然環境の喪失や防災機能の低下など、懸念される影響への十分な配慮が必要です。

自然との共生に向け、森林などの豊かな緑を適切に保全・管理するとともに、環境学習の場や交流空間としての活用を推進します。

\*バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。もみがら等の農業廃棄物、サトウキビ等の資源作物、石油に類似した液体燃焼を抽出できる植物など、様々なものを資源として利活用する事例がある。

## **(4) 持続性の高い生活関連施設の整備**

### **【学校施設】**

学校施設については、多様な学習活動に対応した機能的な施設整備に努め、施設の計画的な改修・充実を推進しながら、児童生徒数の将来見通し等を踏まえた再配置や統廃合に関する検討を進めます。また、更新に際しては、環境やバリアフリー化を考慮した施設整備を進めます。

### **【児童福祉施設】**

保育園や幼稚園等の児童福祉施設については、地域の状況や将来予測、経営の効率化や合理化等の必要性に応じて、民営化や認定こども園化も視野に入れた再配置や統廃合の検討を進めます。

### **【高齢者福祉施設】**

高齢者福祉施設（介護サービス施設）については、需要と供給のバランスや日常生活圏ごとの整備状況等を考慮しながら、在宅サービス、地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。

### **【公営住宅】**

市営住宅については、長寿命化を図る施設では、必要とされる居住性向上、福祉対応等の改善整備を推進します。新規整備、用途廃止及び建替え更新に関しては、PPP・PFIの導入や民間施設の借上げ等の民間活用も視野に入れながら検討を進めます。また、県営住宅の用途変更や大規模改修等の働きかけも視野に入れ、管理戸数の適正化や地域バランスを考慮した再配置等の検討を進めます。

### **【一般住宅】**

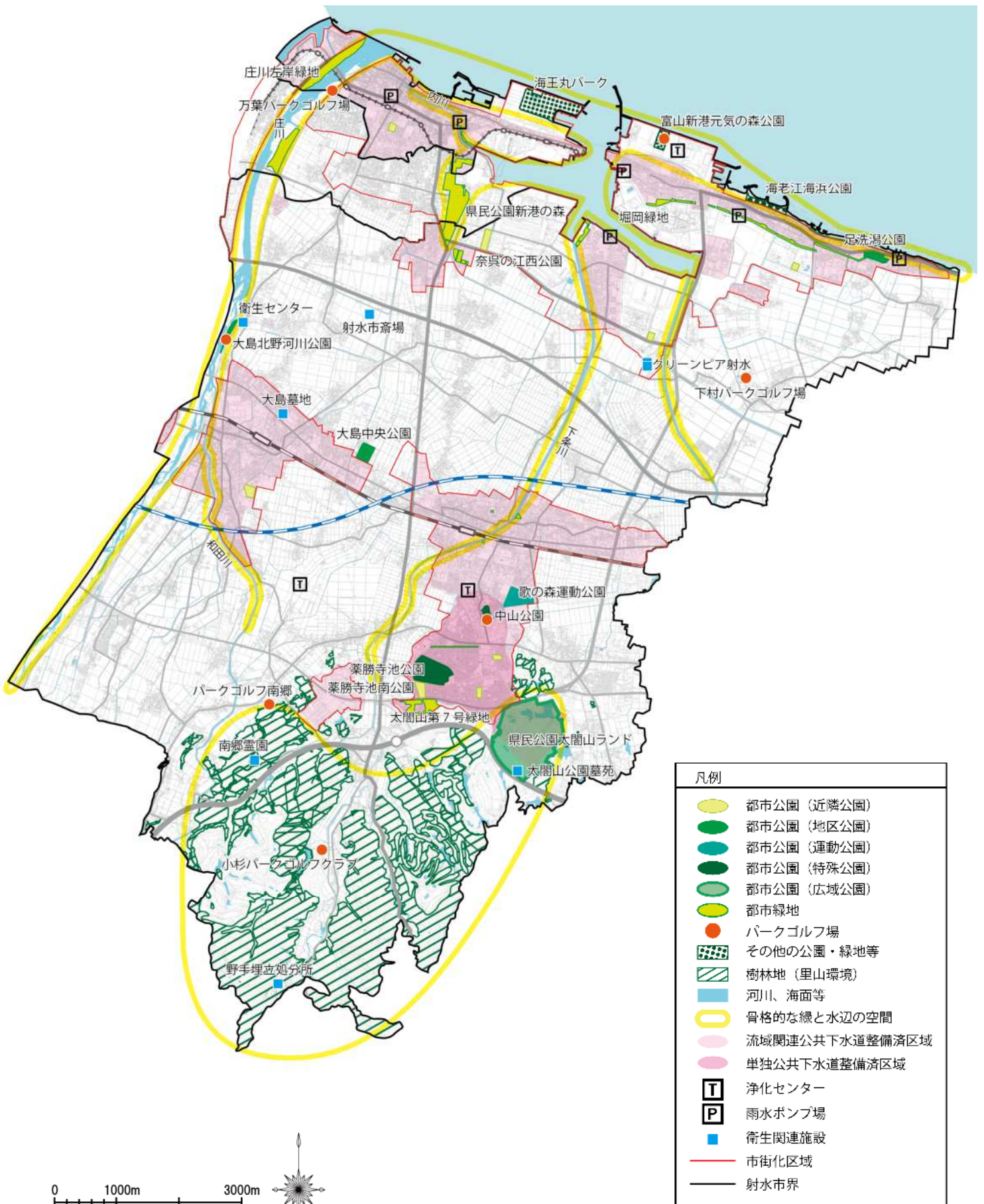
一般の住宅は各人の生活を支える私的財産であると同時に、地域の環境、安全、福祉、文化等を形成する社会的資産としての性格を有しています。そのような観点から、一般住宅については、三世代同居・近居等の多世代居住の普及啓発、高齢者向け住宅の供給促進、密集市街地における共同建替えの促進、既存住宅のリノベーションやシェア居住\*の促進などにより、住みやすさの向上と居住の安定確保を図ります。

住宅地内の空き地、空き家及び空き部屋等の空きスペースは、地域、NPO、企業等と連携を図りながら、当該周辺エリアのリノベーションによる地域活性化や、県外・国外からの移住・定住促進等に資する有効活用を促進し、住宅地の人口密度の維持・向上に努めます。

---

\*シェア居住：家族ではない複数の居住者が台所などを共用して一つの家に住む形態をさす。シェアルーム、シェアハウス等とも呼ばれる。

〈生活環境基本方針図〉



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

## 4. 都市空間の基本方針

### ■ 基本的な考え方

#### ① 安全で快適な都市空間の創出

高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を基本とした、都市空間の整備を推進します。

#### ② 都市の個性・魅力を高める都市空間の保全・形成の推進

本市は、海岸部の公園等から一望できる富山湾・立山連峰等の個性的な風土が生み出す素晴らしい眺望景観や、内陸部の河川沿い等に広がる風情ある街並み等、それぞれの地域に自然・文化・歴史的価値のある資産が多く残っています。市民、学生、民間企業等とも連携を図り、それら地域の資産の再考や活用のための活動を促進し、景観関係法令に基づく制度等を最大限に活用し、これらの豊かな自然・文化・歴史的資産の保全・活用を推進し、個性的で魅力ある都市空間の創出に努めます。

### ■ 安全・安心な空間づくり

#### (1) バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の促進

要配慮者をはじめ、すべての人が暮らしやすい都市となるよう、公共交通等、公益性の高い施設の段差解消等を図るバリアフリー化や、案内標識等における訪日及び在住外国人対応のための多言語表示など、ユニバーサルデザインの観点に基づいた移動空間の整備・維持に努めます。公園広場等の野外空間の整備の際も同様の観点で、誰もが利用しやすい公共空間の創出を目指します。

また、本市におけるバリアフリーの基本方針となる「バリアフリーマスタープラン」を策定し、ハード面においては、移動円滑化促進地区における駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進する一方、ソフト面においては、外国人、高齢者及び障害のある人等と、そうでない人が共生可能な社会や環境を構築するため、民間団体等による活動とも連携をとりながら、「心のバリアフリー」\*の啓発等を推進します。

### ■ 魅力的な都市空間づくり

#### (1) 交流やレクリエーションを支える空間づくり

海王丸パークを中心とするベイエリアについては、優れた眺望景観を活かしながら、公園広場、産業観光、マリーナ、娯楽、スポーツ、研究等の複合的な都市機能の集積を図り、市民や来訪者が交流し、にぎわいの生まれる拠点空間の整備を推進します。射水市のブランドイメージを高め、魅力を発信していく拠点として、質の高いデザインとホスピタリティにあふれた公共空間の整備を推進します。

\*心のバリアフリー：住民等が、すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、意識や行動を変え、必要な取り組み等を継続し、社会や環境にあるバリアを解消しようとする取り組み。



## (2) 地区の特性に合った街並みの形成、調和のとれた都市空間づくり

用途制限や地区計画、建築協定等の関連制度の活用と屋外広告物の適正な規制誘導、景観や防災の観点からも有効な無電柱化を進めるため、電線類の地中化や裏配線方式\*等も検討し、調和のとれた都市空間づくりを目指します。

住宅地においては、緑化の推進や緑地の保全を図り、うるおいと調和の感じられる街並み空間の形成を推進します。特に、旧北陸街道筋や内川周辺等の伝統や歴史的風情のある地区においては、その風情を生み出す良好な街並みや情緒ある景観を保全するため、景観計画、地区計画や住民協定等の導入など、必要に応じて様々な誘導や規制等の制度の活用を検討しながら、魅力ある都市空間の創出に努めます。

商業地においては、にぎわいのある街並みの創出に向けて、地域の特性を活かした商業空間づくりに努め、建築物や広告物等の規制誘導等を推進します。

工業地及び主要幹線道路沿道においては、敷地外周の緑化や大規模施設の形態・色彩に配慮した整備等を誘導し、周辺景観との調和を促進します。

## ■ 良好な自然空間の保全・形成

### (1) 豊かな自然資源を活かした風土及び眺望等の保全・形成

本市の有する豊富な緑や水辺などの自然資源を最大限に活かし、良好な風土及び眺望等の自然景観の保全・形成に努めます。

田園地域においては、優良農地の維持とともに、秩序ある宅地開発や農地転用により、良好な田園景観の保全・形成に努めます。

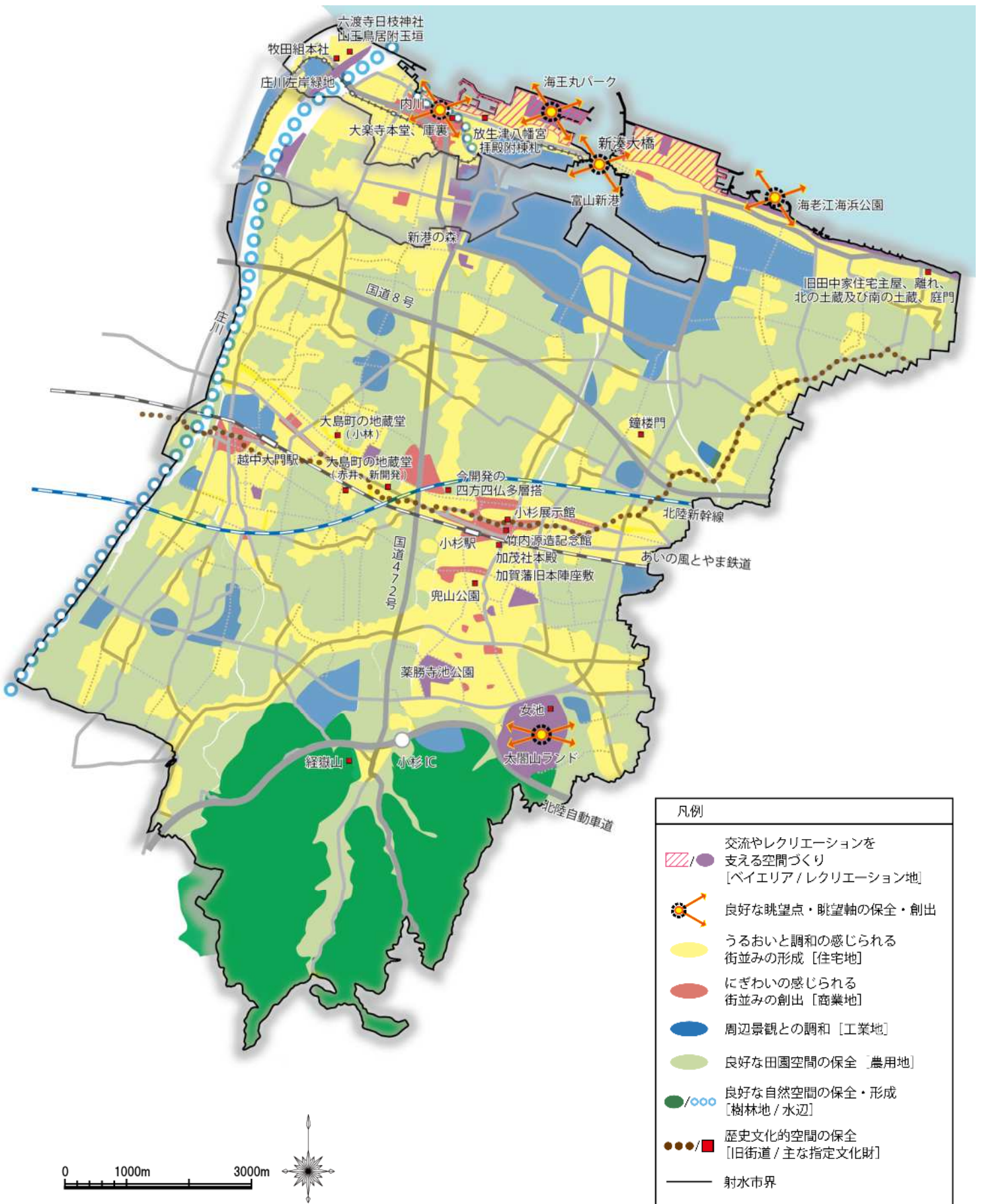
海王丸パーク周辺等の海岸地域においては、富山湾や立山連峰等への魅力的な眺望等を有する空間の形成に努めます。また、庄川や下条川等の河川地域は、自然と調和する護岸整備や河川沿いの並木の適正な整備・維持管理等により、良好な水辺の景観形成を図ります。

丘陵や山林においては、良好な自然空間として、樹林地や里山の環境の適正な維持管理等により、良好な森林景観の形成に努めます。

---

\*裏配線方式：裏通り等へ電柱及び電線等を移設し、表通りの無電柱化を実現する方式。

〈都市空間基本方針図〉



凡例	
	交流やレクリエーションを支える空間づくり [ベイエリア/レクリエーション地]
	良好な眺望点・眺望軸の保全・創出
	うるおいと調和の感じられる街並みの形成 [住宅地]
	にぎわいの感じられる街並みの創出 [商業地]
	周辺景観との調和 [工業地]
	良好な田園空間の保全 [農用地]
	良好な自然空間の保全・形成 [樹林地/水辺]
	歴史的文化的空間の保全 [旧街道/主な指定文化財]
	射水市界

※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

## 5. 防災の基本方針

### ■ 基本的な考え方

#### ① 防災対策と減災対策の充実

風水害、地震・津波、雪害等の自然災害や火災に対して、被害を未然に防ぐための取組（防災対策）及び被害の軽減を図る取組（減災対策）の充実を、公民連携のもとに図ります。

#### ② 防災意識の向上、市民・事業者・行政の意識共有

市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、市民・事業者・行政が危機管理と災害後の復興イメージの共有を図りながら、災害に強いまちづくりを推進します。

### ■ 防災関連施設の整備

#### 【雨水調整施設、排水ポンプ等の整備】

台風や局地的豪雨等をもたらす洪水氾濫の防止・軽減を図るため、雨水調整施設や排水ポンプ場の強化整備、河川の改修整備（狭さく部の拡幅、たい積土砂の除去等）を推進し、必要に応じ関係機関に働きかけます。合わせて、維持管理の効率化、情報収集・提供、被害最小化のための連携支援等のソフト対策を推進します。また、浸水被害が生じやすい地域においては、流域内の保水・遊水機能の維持・向上を図るため、樹林地や農地の保全に留意します。

#### 【砂防、治山、地滑り等の防災対策の推進】

がけ崩れや地滑り等の土砂災害の防止・軽減を図るため、砂防、治山、地滑り対策、急傾斜地崩壊対策等に必要な施設の維持や整備を推進します。

#### 【公共土木施設、公共建築物等の耐震性強化】

地震被害を防止し、地震発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、道路・橋梁、河川、港湾・漁港等の公共土木施設等の耐震性強化を推進します。また、防災拠点や避難所となる公共建築物の耐震化を推進します。

#### 【住宅・建築物の耐震化】

住宅・建築物の所有者に対し、耐震化の必要性・重要性に関する普及・啓発を推進し、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

#### 【ライフラインの耐震化】

本市において、地震による液状化現象の発生危険度は、海岸付近をはじめ河川沿いの平坦地の広い範囲で高いことから、上下水道などライフラインの耐震化を推進します。

### **[津波、高潮、波浪等の防災対策の推進]**

津波、高潮、波浪による被害を軽減するため、津波避難場所の確保、防潮堤及び水門や防波堤の適正な管理を促進します。

### **[市街地における延焼防止基盤の整備、建物の不燃化]**

地震などによる市街地の損傷を小さくするため、防災上重要な公共施設や地区の重要な建築物の耐震化・不燃化を促進します。

放生津地区など密集市街地においては、火災の延焼拡大を防止するため、建築物の不燃化を促進するとともに、道路、公園、河川等の公共空間を活用した延焼遮断空間の形成を図ります。

また、共同建替え事業や空き家改善事業等を促進し、老朽木造住宅の解消による居住環境の改善、若い世代の人口流出の抑制を図ることで、自主防災体制の維持・向上につなげます。

### **[防災拠点、避難経路の配置整備]**

災害時に安全かつ迅速に避難ができるよう、地域の実情を踏まえ、防災拠点や避難場所及び避難経路の適正な配置整備を推進します。また、それらの施設・設備に関しては、高齢者、障がい者、乳幼児や女性等に配慮した整備を行うとともに、適正な維持管理を図ります。

津波に対する効果的な避難施設の配置に関して検討・整備を進めるとともに、民間施設についても、所有者や管理者の意向を踏まえながら、緊急的・一時的な避難施設としての活用を要請するなど、その確保に努めます。

### **[緊急通行確保路線等のネットワークの維持・強化]**

災害時において、迅速かつ円滑な救命・救急活動、救援物資輸送、復旧活動ができるよう、防災拠点、避難所、陸・海の輸送拠点等をつなぐ幹線道路（緊急通行確保路線）のネットワーク形成を図ります。

また、救命効果を上げるため、災害等の発生現場から、より近い場所で救急車とドクターヘリとの合流を可能にすべく、場外離着陸場の適正な配置を促進します。

#### **[緊急通行確保路線の位置づけ・機能]**

第1次確保路線	救急活動、緊急物資、応急資材の搬入を最優先に確保する北陸自動車道等の高速道路、一般国道（指定区間）とインターチェンジ及び輸送拠点（空港、重要港湾）を結ぶ幹線道路
第2次確保路線	第1次緊急通行確保路線とネットワークを構築し、市対策本部や主要な防災拠点（行政機関、駅、警察署、消防署、災害医療センター、自衛隊等）を連絡する幹線道路
第3次確保路線	第1・第2次確保路線を補完し、救急活動、緊急物資、応急資材の搬入並びに復旧事業の推進を図る幹線道路

出典：射水市地域防災計画（第2編 地震・津波災害対策編）

### **[情報共有基盤の充実]**

災害時における情報共有については、防災行政無線、防災・緊急メール配信及び災害情報ポータルサイト等のインターネットの活用による発信の充実を図るとともに、地域の民間報道機関等との連携による情報共有手段の多層化など体制の充実に努めます。

## ■ 防災意識の向上

### (1) 防災意識の向上、市民・事業者・行政の意識共有

#### 【避難行動計画の策定】

洪水や津波による浸水想定区域においては、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画と連携に基づき、被害想定と地域特性を踏まえた、具体的かつ実践的な避難計画の作成を推進します。また、計画作成を通じて、住民一人ひとりの自主防災意識ならびに避難行動意識の向上を図ります。

#### 【地域での防災情報の共有、資機材の充実等】

洪水や津波に関する各ハザードマップや防災ガイドブック等を活用し、学校教育をはじめ様々な機会を通じて、住民の避難行動等に直接係る地域の防災情報の周知活動を継続的に進めます。浸水や土砂災害等の危険区域や避難場所・避難経路、災害に対する日頃からの備え等に関する情報提供及び自主防災意識の高揚を図ります。

災害直後から様々な活動が円滑・迅速に行えるよう、地域消防団の組織堅持、自主防災組織の育成・強化、災害ボランティア団体の受入れ体制の充実を図り、多方面での体制づくりとあわせて、防災資機材の充実を図ります。

#### 【災害復興の事前対策等による意識の共有化】

防災対策及び減災対策の推進と並行して、大規模地震など、発生が予想される災害に対する災害復興計画の事前検討を進めます。また、災害復旧・復興の迅速化に寄与する地籍調査や災害廃棄物の処理に関する検討を進めます。これらの事前対策を通じて、市民・事業者・行政が危機意識や災害後の復興イメージの共有化を図ることで、より災害に強いまちの形成につなげます。

# 〈防災基本方針図〉



凡例	
●	緊急避難所
○	避難所
▲	福祉避難所
■	重要防災基幹施設
●	主な公園・緑地
●	土砂災害警戒区域
—	第1次緊急通行確保路線
—	第2次緊急通行確保路線
—	第3次緊急通行確保路線
■	浸水対策区域 (浸水想定1.0m以上区域)
■	津波浸水想定区域 (避難が必要な地区)
—	市街化区域
—	射水市界

- ・緊急避難所、避難所、福祉避難所、重要防災基幹施設、緊急通行確保路線は、「射水市地域防災計画」(2017(H29))による。
- ・土砂災害警戒区域は、「射水市土砂災害ハザードマップ」(2014(H26))による。
- ・浸水対策区域(浸水想定)は、「射水市洪水ハザードマップ」(2008(H20))による。
- ・津波浸水区域(避難必要区域)は、「射水市津波ハザードマップ」(2018(H30))による。



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

# 第6章 将来都市構造

## 1. エリア・軸・拠点の設定

本市における今後の都市のあり方を踏まえ、まちづくりの方針及び都市整備の方針の達成に向けた、基本的な土地利用「エリア」のあり方、連携「軸」及び主要な都市機能「拠点」の配置のあり方を、本市の将来都市構造として設定します。

### 【将来都市構造】

#### エリア（土地利用の基本となる考え方）

○自然と調和するまとまりある都市を形成するため、都市機能の効果的な発揮を促進する都市構造の構築

#### 軸（都市間及び都市内の拠点・地域の連携の考え方）

○都市間及び都市内地域間の連携や都市の一体感を促進する都市構造の構築

#### 拠点（都市機能配置の考え方）

○生活利便の向上、にぎわいや交流の創出、地域産業の自立的な発展を促進する都市構造の構築

## 2. エリア（土地利用の基本となる考え方）

既存市街地が分散立地し、周囲に豊かな農業・自然環境が広がる立地特性を踏まえ、活用、調和、保全等の基本的な土地利用「エリア」を設定し、自然と調和するまとまりある都市を形成するため、都市機能の効果的な発揮を促進する都市構造の構築を目指します。

### ●都市活動エリア

主な地区及び施設等	市街化区域及びその周辺
-----------	-------------

居住機能をはじめ、生活に必要な機能（買物、医療・福祉、教育・子育て等）、活力やにぎわい・交流をもたらす機能（商工業、観光、レクリエーション等）の集積を図り、多様で活発な都市活動を支え、利便性と快適性の高い居住環境が整った市街地を形成します。また、交通ネットワークの中核を形成するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等の推進により、誰もが快適で利用しやすい都市空間の形成を図ります。

### ●調和・活用エリア

主な地区及び施設等	市街化調整区域
-----------	---------

良好な農業環境や自然環境の保全とともに、既存集落でのゆとりとうるおいのある居住環境の保全、産業環境の維持を図ります。地域コミュニティの持続性や活性化を支援するサービス供給のために必要な活用を、周辺の農業環境や自然環境との調和に十分配慮しながら進めます。

## ●連携・発展エリア

主な地区及び施設等 隣接都市間の連携の要となる主要な幹線道路の沿道

国道 472 号沿道については、高速道路と臨港工業地帯等の都市拠点とを結ぶ交通利便性の高い主要軸であるという位置づけを活かし、新たな産業施設の集積や、周辺地域において生活利便性を高めるためのサービス施設の立地誘導を推進します。

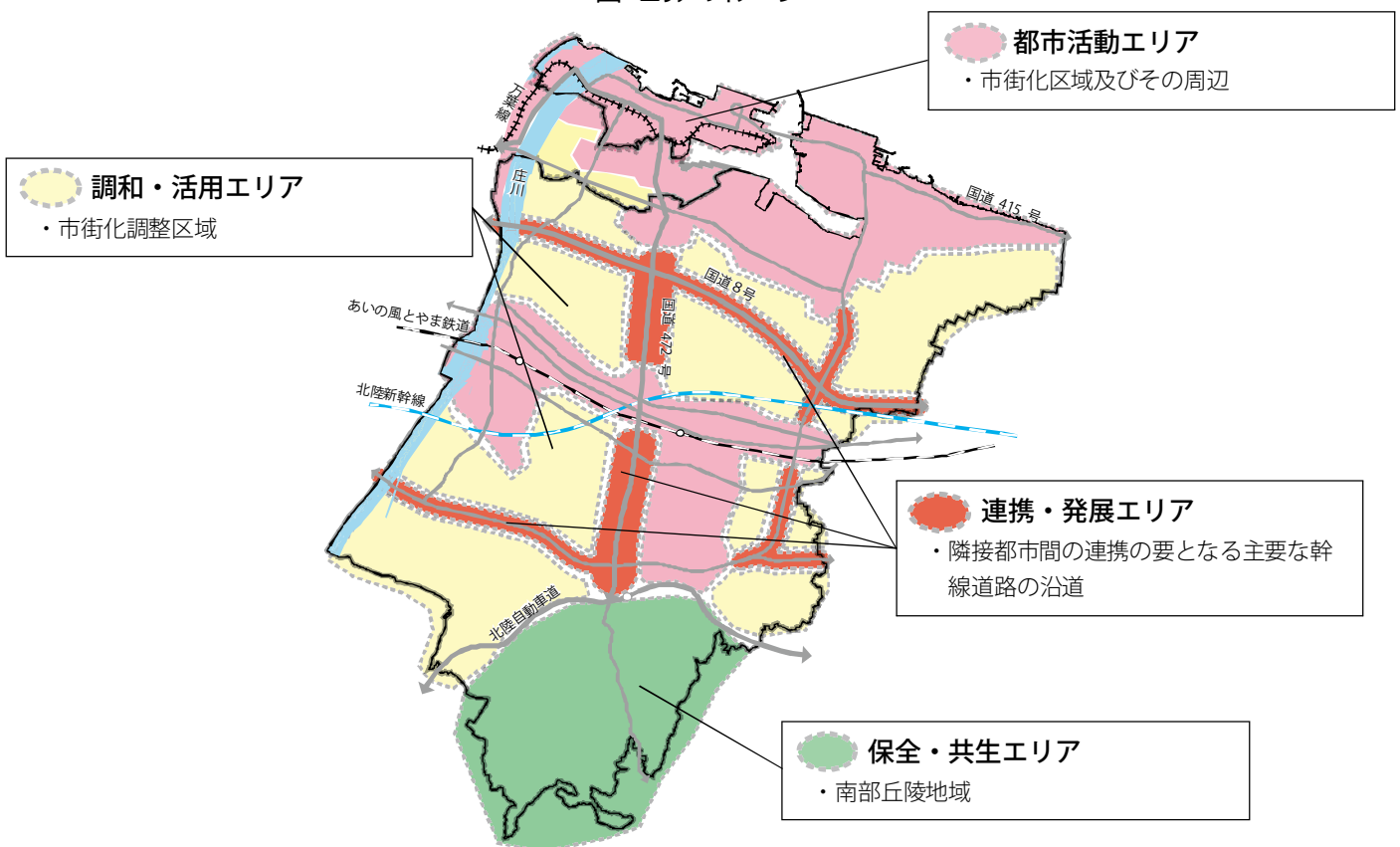
広域及び隣接都市間との連携軸として位置づけられる国道 8 号、(主) 高岡小杉線、(都) 太閤山高岡線、(都) 七美太閤山線の沿道についても、交通利便性を活かした商工・サービス等の産業施設の立地誘導を推進します。

## ●保全・共生エリア

主な地区及び施設等 南部丘陵地域

丘陵に豊かな樹林地が広がるエリアです。エリア内の主要道路に沿って集落地・農地が、山間部の一部ではゴルフ場や流通商業施設等として利用されています。無秩序な開発や土地利用転換を抑制し、現状の土地利用を維持していくことを基本に、良好な自然環境の保全を図ります。

図 エリアのイメージ



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。



### 3. 軸（都市間及び都市内の拠点・地域の連携の考え方）

都市内の各拠点をつなぎ、隣接都市との円滑な連絡を支える「軸」を設定し、都市間及び都市内地域間の連携や都市の一体感を促進する都市構造の構築を目指します。

#### ●広域都市連携軸

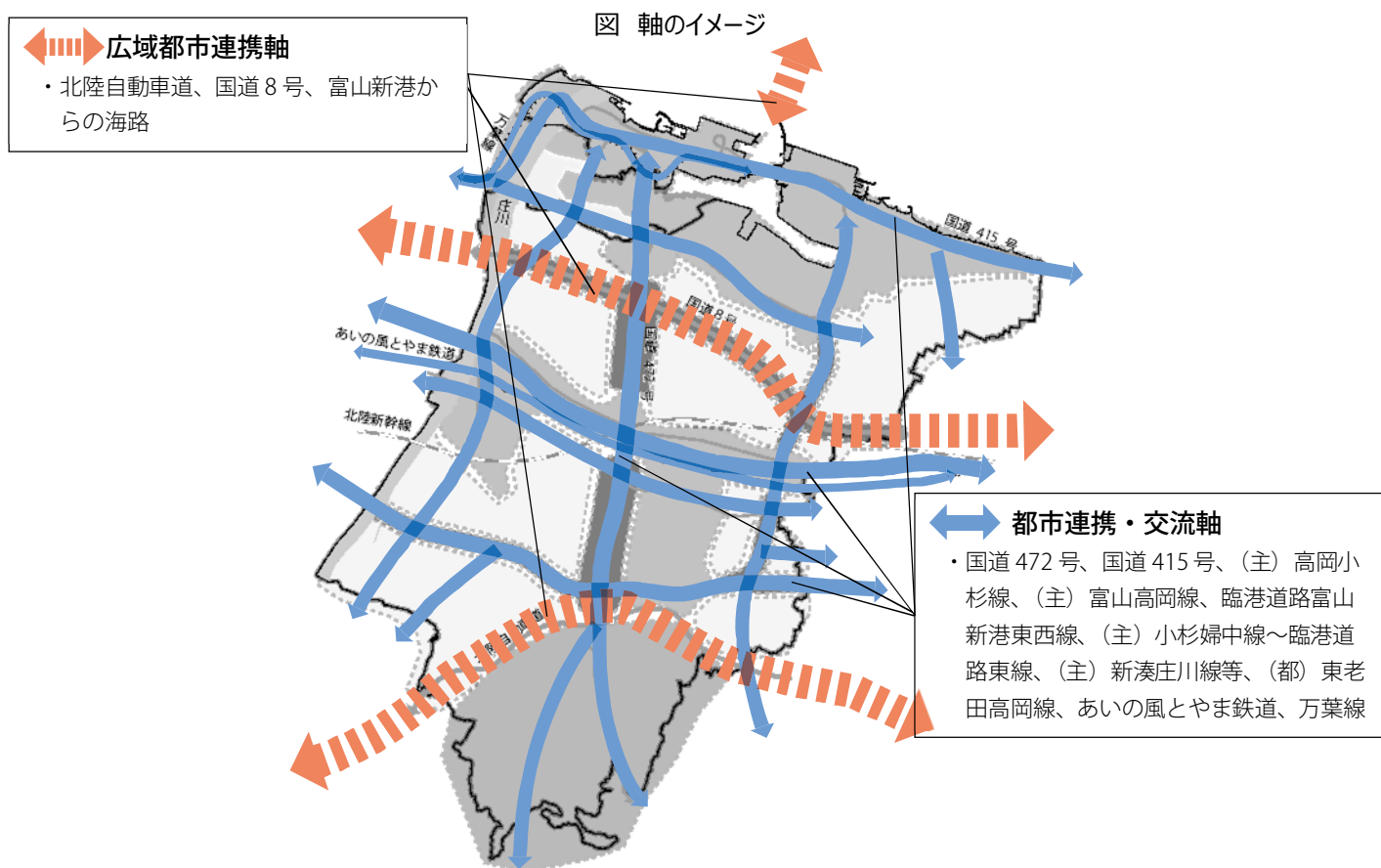
主な地区及び施設等	北陸自動車道、国道8号、富山新港からの海路
-----------	-----------------------

人口減少を伴う少子高齢化が進み、財政状況も厳しさを増すことが予想される中、持続可能で住み続けられるまちづくりのためには、市域をまたいだ交流の促進が必要です。そのため、隣接する富山市や高岡市だけでなく、さらに広域的な都市間交流、連携、都市機能補完及び相互活性化に重要な役割を果たす道路、鉄道、海路の重要な交通体系を、「広域都市連携軸」と位置づけます。

#### ●都市連携・交流軸

主な地区及び施設等	国道472号、国道415号、(主)高岡小杉線、(主)富山高岡線、臨港道路富山新港東西線、(主)小杉婦中線～臨港道路東線、(主)新湊庄川線等、(都)東老田高岡線、あいの風とやま鉄道、万葉線
-----------	---

本市の市街地形成の核となる各拠点と市内各市街地間を結び、さらにそれらを富山市や高岡市、更にとやま呉西圏域を構成する市の市街地等の拠点等とも結びつけ、連携や交流を強化する道路、鉄道の重要な交通体系を「都市連携・交流軸」と位置づけます。



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

## 4. 拠点（都市機能配置の考え方）

居住、生活サービス、産業、交流等の都市機能の主要地域「拠点」を適切に配置し、各機能の強化・集積を図り、生活利便の向上、にぎわいや交流の創出、地域産業の自立的な発展を促進する都市構造の構築を目指します。

### ●都市中核拠点

主な地区及び施設等	複合交流施設周辺、小杉駅及び本庁舎周辺
-----------	---------------------

都市活動エリアにおける居住や交流の中心地として、各拠点の地域特性を強みとして伸ばしていくことを基本に、居住、商業・サービス、文化・交流等の多様な都市機能の立地誘導を推進し、人口の集積を維持しながら、都市生活の利便性や快適性を向上させ、にぎわいを創出する拠点です。

また、公共交通のターミナル機能等の都市の中核機能の集積を図り、各拠点同士の連携や相互活性化を促進することにより、都市全体として質の高い都市機能の確保・向上を図ることを目指します。

海の玄関である複合交流施設周辺では、貴重な観光資源を残す内川周辺をはじめとした地区における観光・交流の機能の充実、陸の玄関である小杉駅及び本庁舎周辺では教育・文化施設や行政施設が集積している優位性を活かし、市全体の魅力向上に資する機能の充実を図ります。

### ●地域居住拠点

主な地区及び施設等	太閤山地区、越中大門駅周辺
-----------	---------------

都市活動エリアにおける居住を中心とした拠点として太閤山地区ならびに越中大門駅周辺を位置づけ、身近な生活利便サービス機能を確保・維持し、人口の集積を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体の参画・連携に基づく地域共生のまちづくりを推進します。

太閤山地区においては、現在の良好な住宅市街地の維持、戸建て街区、集合住宅街区それぞれの住環境の充実、人口集積に応じた生活サービス機能の充実、コミュニティの活性化など地区の再生に向けた取組を進めます。越中大門駅周辺においては、主に子育て・福祉等の機能集積を活かした、生活利便性の向上を図ります。

## ●交流拠点

主な地区及び施設等	射水ベイエリア周辺、太閤山ランド周辺、道の駅カモンパーク新湊周辺
-----------	----------------------------------

豊かな自然環境、景観、レクリエーション機能等を活かして、人と自然、人と人とのふれあいや交流を深める拠点です。

海王丸パーク、新湊マリーナ及び海老江海浜公園周辺から本江地区へ続く海岸の海辺一帯の射水ベイエリア周辺では、海辺の良好な自然や眺望、歴史文化を活かした交流機能の強化を図ります。海王丸パーク周辺では、海王丸パークからの富山湾～立山連峰の眺望景観、産業観光施設、スポーツ施設、マリーナ、海水浴場、公園緑地、周辺店舗等の多様な機能の充実を図るとともに、スポーツ関連施設を核とした各機能のハード・ソフト両面の有機的な融合を促進し、市民や来訪者が交流し、にぎわいが生まれる都市空間の形成を図ります。

太閤山ランド周辺では、豊かな自然環境、環境学習、イベント等の機能を活かして、子どもから高齢者まで幅広い世代が、憩いや交流を楽しむことができる拠点として充実を図ります。

道の駅カモンパーク新湊周辺では、道の駅としての機能の維持・充実を図るとともに、周辺の文化施設等の連携により、一帯での交流拠点としての機能強化、魅力向上を図ります。

## ●産業拠点

主な地区及び施設等	富山新港周辺、小杉流通業務団地周辺、小杉インターパーク周辺、 その他の企業団地周辺、高等教育機関・研究施設周辺
-----------	--

本市の産業活動の中心となり、雇用を創出する拠点です。

富山新港周辺では、港湾部の立地利便を活かした鉄鋼、金属等の大規模製造業の拠点として維持・向上を図るとともに、海の玄関として港湾機能の強化による立地の優位性を維持します。

小杉流通業務団地周辺及び小杉インターパーク周辺では、広域的な交通利便性を有効に活用して、流通業や商業等の拠点として、周辺の自然環境や農業環境等との調和に留意しながら、産業集積を図ります。

その他の既存の企業団地周辺についても、周囲の環境との調和を図りながら、敷地内の緑化など、産業拠点としての土地利用を図ります。また、交通利便性の高い主要幹線道路沿道等において、新たな産業集積地の確保を図ります。

市内の高等教育機関である富山県立大学、富山高等専門学校、富山福祉短期大学、富山情報ビジネス専門学校、近畿大学水産研究所とは、産業振興、教育・文化、地域振興、環境保全、防災対策など様々な分野での産学官の連携を通して、活力ある地域社会の形成・発展と魅力ある地域づくりに努めます。また、県立大学周辺では、環境科学センター、衛生研究所、薬事研究所、農林水産技術センター木材研究所など高度研究施設の集積拠点として環境維持に努めます。

## ●医療・保健拠点

主な地区及び施設等 射水市民病院周辺、保健センター等周辺

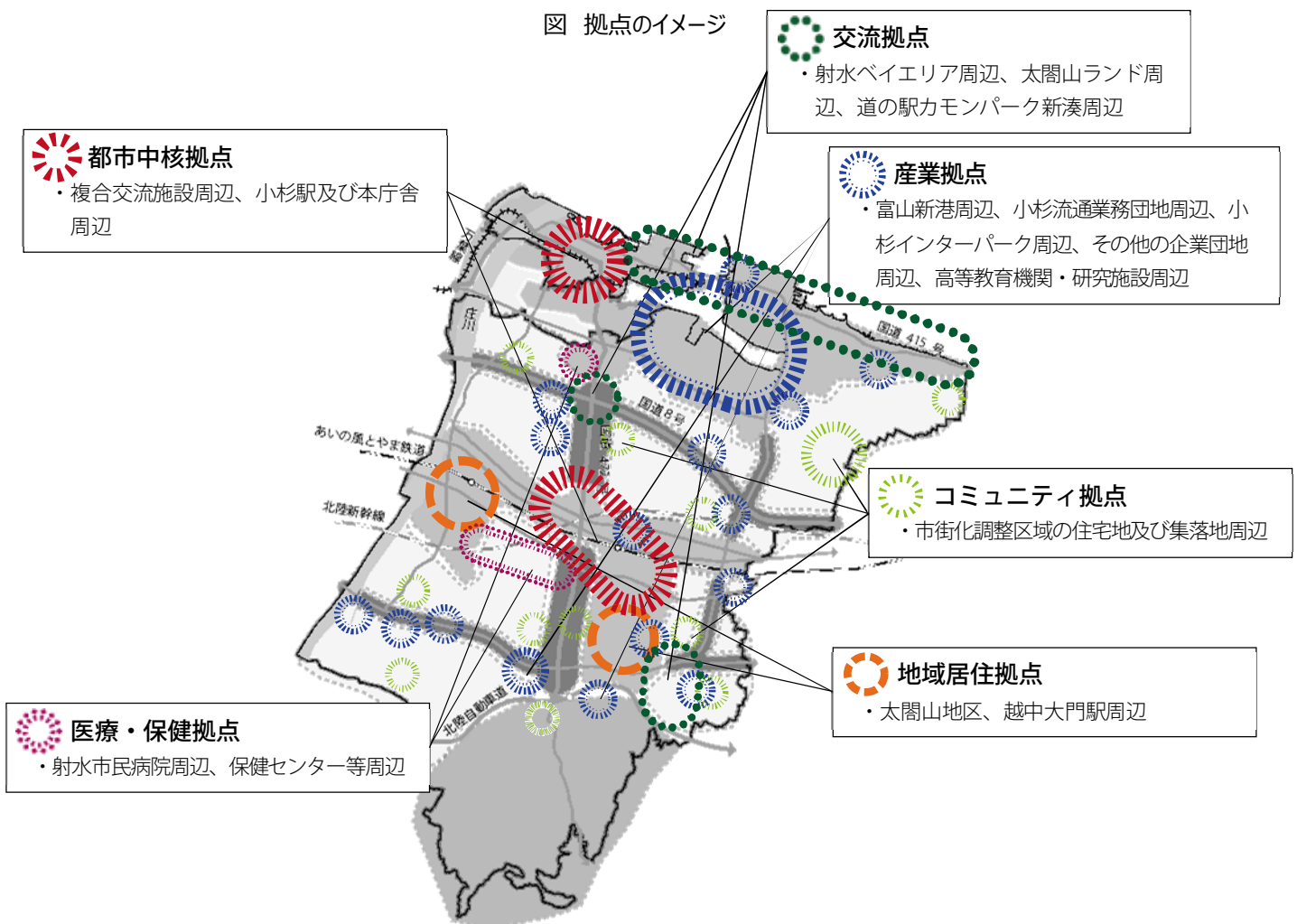
射水市民病院、保健センター等の地域の中核的な医療・保健施設が立地する地区については、周辺の良好な自然環境との調和や周辺都市機能との連携等に留意しながら、施設周辺の居住環境、生活利便性の向上を推進し、医療・保健施設を中核とする都市機能の集積を図ります。

## ●コミュニティ拠点（共生型居住拠点）

主な地区及び施設等 市街化調整区域の住宅地及び集落地周辺

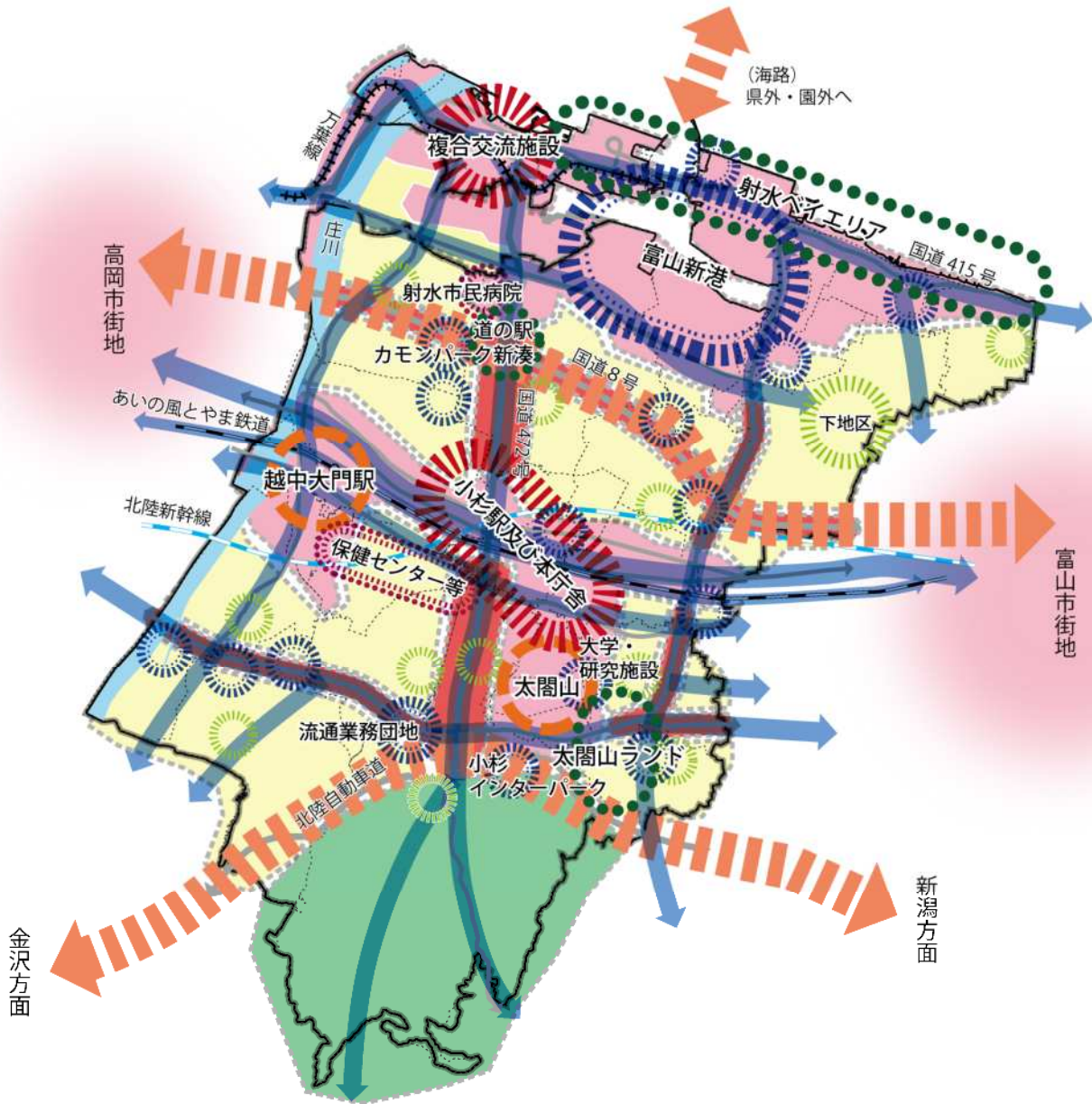
調和・活用エリアにおける居住拠点であり、コミュニティセンターを中心に、周辺の良好な自然環境との調和に留意しながら、居住機能やコミュニティ機能の他、地域生活を支援する生活サービス機能の立地誘導を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体の参画・連携に基づく地域共生のまちづくりを推進します。

図 拠点のイメージ



※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。

## 5. 将来都市構造図



エリア	軸	拠点
<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #f8d7da; border: 1px solid #c6c8ca; border-radius: 50%;"></span> 都市活動エリア</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #fff3cd; border: 1px solid #ffeeba; border-radius: 50%;"></span> 調和・活用エリア</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #d4edda; border: 1px solid #c3e6cb; border-radius: 50%;"></span> 保全・共生エリア</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #f8d7da; border: 1px solid #c6c8ca; border-radius: 50%;"></span> 連携・発展エリア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border-bottom: 2px dashed orange;"></span> 広域都市連携軸</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border-left: 2px solid blue; border-right: 2px solid blue;"></span> 都市連携・交流軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px solid red; border-radius: 50%;"></span> 都市中核拠点</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px dashed orange; border-radius: 50%;"></span> 地域居住拠点</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px dotted green; border-radius: 50%;"></span> 交流拠点</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px dashed blue; border-radius: 50%;"></span> 産業拠点</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px dotted pink; border-radius: 50%;"></span> 医療・保健拠点</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; border: 2px dashed yellow; border-radius: 50%;"></span> コミュニティ拠点</li> </ul>

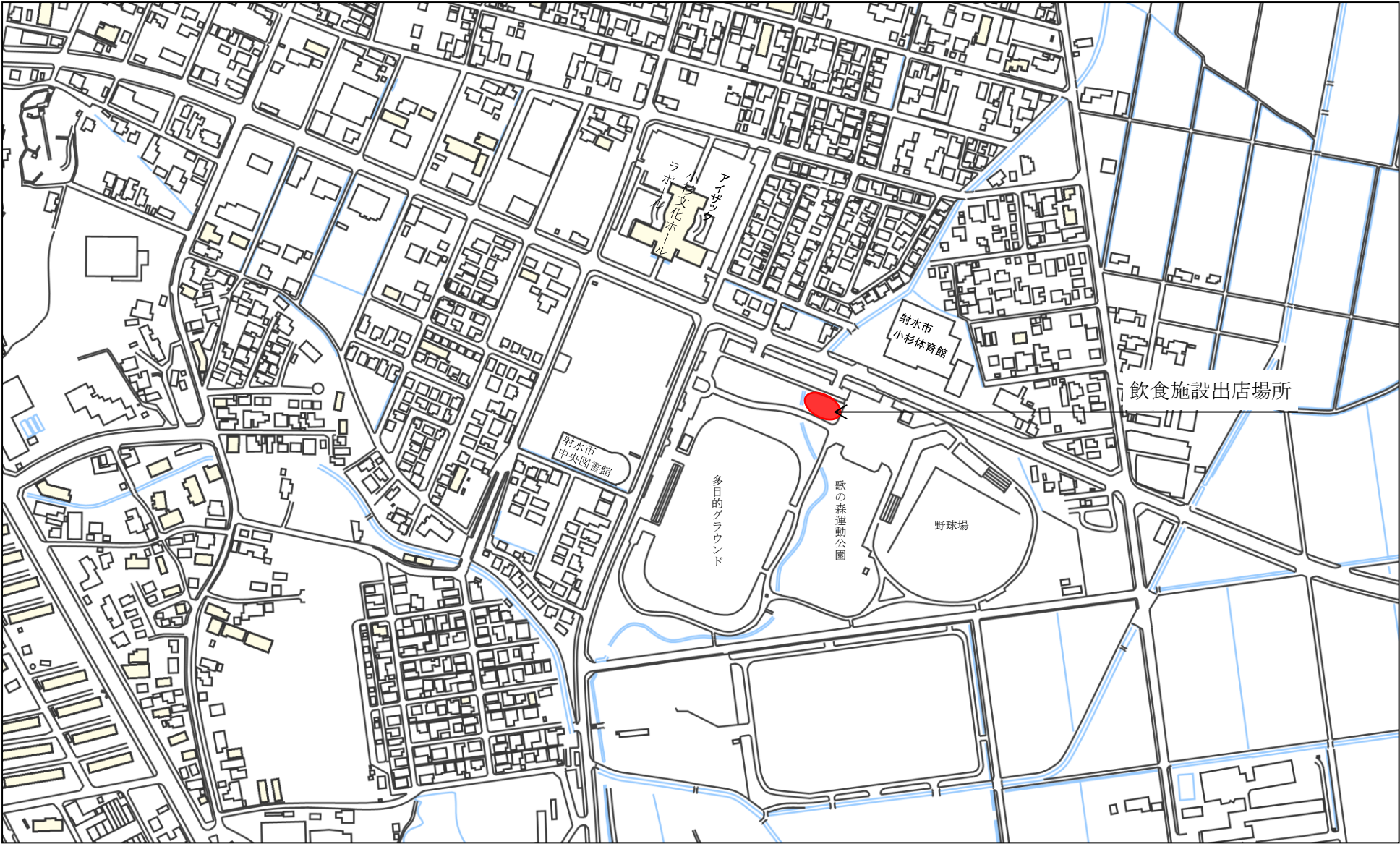
※図表中、高岡市部分の記載については、高岡市都市計画マスタープランを参照のこと。



## 歌の森運動公園飲食施設出店者の公募結果について

- 1 募集要項の配布 令和元年7月8日（月）
- 2 公募期間 令和元年8月5日（月）から8月14日（水）
  - (1) 応募者数 1者
  - (2) 飲食施設出店者 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社  
東京都品川区上大崎二丁目25番2号
  - (3) 店舗概要  
店舗形態：ドライブスルー併設店舗  
店内面積：約50坪（165㎡）  
営業時間：9時から21時（不定休）
- 3 選考委員会審査 令和元年8月22日（木）
  - (1) 選考委員 外部有識者2名、市関係部局4名
  - (2) 選定理由  
公園の景観、環境を大切に自然に溶け込んだ店舗デザイン  
季節感あふれる商品の提供  
出店実績、集客実績、財務状況から安定的な店舗運営
- 4 今後のスケジュール（現時点の予定であり、変更となる場合がある）

項目	予定時期
基本協定の締結	令和元年9月中旬
建築実施設計	～令和元年12月下旬
建築確認申請	令和元年12月下旬
建築工事着工	令和2年4月上旬
開店予定	令和2年9月





## 公園の景観に調和した店舗デザイン



## 公園と一体となった客席空間



## 平成30年度射水市水道事業の決算見込みについて

### 1 概況

より効率的な配水運用とバックアップ機能強化を目的とした西部幹線の延伸工事をはじめ、主要幹線の耐震化工事や老朽配水管の更新工事などを計画的に実施するとともに、事業計画見直しと官民連携による事業運営に着手するなど、安全・安心な水の安定供給を強化するための施策を推進しました。

今後とも『豊かな市民生活を支える安全安心の水道』の実現に向け、水道事業を取り巻く環境の変化と市民ニーズに適切に対応した事業運営に努め、災害に強いライフラインとしての水道の構築と将来にわたり持続可能な事業運営に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいります。

### 2 業務量

項目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
給水人口	92,009 人	92,438 人	429 人
給水栓数	35,439 栓	35,131 栓	308 栓
配水量	10,734,224 m <sup>3</sup>	11,050,890 m <sup>3</sup>	316,666 m <sup>3</sup>
有収水量	10,103,818 m <sup>3</sup>	10,257,002 m <sup>3</sup>	153,184 m <sup>3</sup>
有収率	94.1 %	92.8 %	1.3 ポイント
1日最大配水量	34,779 m <sup>3</sup> (7月30日)	41,562 m <sup>3</sup> (2月6日)	6,783 m <sup>3</sup>

### 3 財務諸表

#### (1) 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較	科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
水道事業収益	2,096,885	2,057,371	39,514	水道事業費用	1,792,317	1,835,799	43,482
営業収益	1,916,174	1,939,701	23,527	営業費用	1,655,351	1,691,491	36,140
営業外収益	149,779	117,600	32,179	営業外費用	136,966	144,308	7,342
特別利益	30,932	70	30,862	特別損失	0	0	0

当年度純利益304,568千円(対前年度比較82,996千円の増)

#### (2) 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較	科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
資産	20,345,580	19,759,094	586,486	負債	9,473,562	9,211,390	262,172
固定資産	18,645,336	18,461,408	183,928	固定負債	7,851,170	7,846,179	4,991
流動資産	1,700,244	1,297,686	402,558	流動負債	1,004,658	796,332	208,326
				繰延収益	617,734	568,879	48,855
				資本金	10,100,447	9,840,700	259,747
				剰余金	771,571	707,004	64,567
				資本剰余金	0	0	0
				利益剰余金	771,571	707,004	64,567
資産合計	20,345,580	19,759,094	586,486	負債・資本合計	20,345,580	19,759,094	586,486

#### (3) 剰余金処分(案)

平成30年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金549,571,242円のうち245,000,000円を資本金に組み入れるとともに、304,000,000円を減債積立金に積み立て、残金571,242円を繰り越すものとする。  
(繰越利益剰余金)

### 4 資金不足比率

%

## 平成30年度射水市下水道事業の決算見込みについて

### 1 概況

射水市下水道事業は、下水道ビジョンの「未来に続く確かな水環境の創造」の実現に向け、新たに下水道施設全体の修繕・改築計画である「下水道ストックマネジメント計画」及び新たな雨水対策計画である「雨水管理総合計画」を策定しました。

また、身近な生活インフラである下水道施設を恒久的に運営するため、老朽管渠の改築や排水需要の変化に合わせたポンプ施設の更新を行うと共に、近年の局地的な豪雨による浸水被害に対して、市民の安全・安心を確保するため、娶川排水区雨水対策事業、大門大島雨水幹線整備事業などの雨水対策事業に積極的に取り組みました。

今後も新たに策定した計画に基づき、効率的な維持管理や効果的な建設改良を進めることで、次代に引き継ぐ健全な経営環境を目指します。

### 2 業務量

項目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
水洗化人口	86,578 人	86,679 人	101 人
接続件数	32,301 世帯	31,770 世帯	531 世帯
処理水量	11,494,438 m <sup>3</sup>	12,109,200 m <sup>3</sup>	614,762 m <sup>3</sup>
有収水量	8,507,047 m <sup>3</sup>	8,547,067 m <sup>3</sup>	40,020 m <sup>3</sup>
有収率	74.0 %	70.6 %	3.4 ポイント
1日最大処理水量	53,208 m <sup>3</sup>	65,320 m <sup>3</sup>	12,112 m <sup>3</sup>

### 3 財務諸表

#### 損益計算書

(単位：千円)

科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較	科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
下水道事業収	3,967,384	3,909,880	57,504	下水道事業費	3,639,258	3,593,408	45,850
営業収益	1,667,536	1,649,081	18,455	営業費用	3,063,601	2,976,468	87,133
営業外収益	2,251,891	2,226,816	25,075	営業外費用	575,477	616,820	41,343
特別利益	47,957	33,983	13,974	特別損失	180	120	60

当年度純利益328,126千円(対前年度比較11,654千円の増益)

#### 貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較	科目	平成30年度	平成29年度	対前年度比較
資産	64,776,729	65,533,671	756,942	負債	54,518,484	56,048,270	1,529,786
固定資産	63,197,269	62,972,728	224,541	固定負債	26,760,342	27,550,959	790,617
流動資産	1,579,460	2,560,943	981,483	流動負債	2,906,452	3,879,697	973,245
				繰延収益	24,851,690	24,617,614	234,076
				資本金	9,108,885	8,375,478	733,407
				剰余金	1,149,360	1,109,923	39,437
				資本剰余金	205,701	205,701	0
				利益剰余金	943,659	904,222	39,437
資産合計	64,776,729	65,533,671	756,942	負債・資本合計	64,776,729	65,533,671	756,942

#### 剰余金処分(案)

平成30年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金627,659,181円のうち298,818,693円を資本金に組み入れるとともに、328,000,000円を減債積立金に積み立て、残金840,488円を繰り越すものとする。(繰越利益剰余金)

### 4 資金不足比率

- %